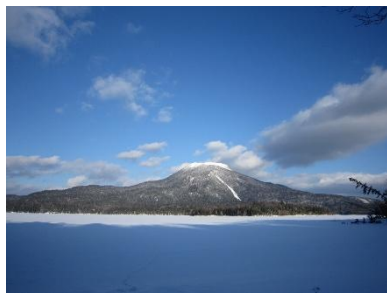


(素案)

釧路市生物多様性地域戦略

～雄大な自然にタンチョウが舞う釧路市を将来に継承するために～



2026 年（令和 8 年）〇月

釧路市

目次

はじめに	1
第1章 基本的事項	
1. 目的	3
2. 生物多様性とは	4
3. 位置付け	11
4. 計画期間	11
5. 対象	11
第2章 釧路市の生物多様性	
1. 釧路市の生物多様性の特徴	12
2. 釧路市の生物多様性の課題	28
第3章 基本戦略と目標	
1. 目指す姿(将来像)	36
2. 基本戦略	36
3. 基本戦略に応じた目標・施策	38
4. 生態系毎の目標	50
第4章 効果検証	
1. 戦略の推進体制	56
2. 戦略の進捗管理	59
3. 効果検証・見直し	59
資料編	
1. 保全推進地域	70
2. 釧路市生物多様性に関するアンケート結果	77
参考資料	81

はじめに

日本最大の湿原、釧路湿原

世界で唯一の大型球状マリモが生育する阿寒湖

総面積の 7 割を森林で占める本市には、多くの希少な野生動植物が息づき、その豊かな自然は国立公園に指定され、ラムサール条約登録湿地として世界に認められています。

私たち釧路市民は、日本を代表するこの素晴らしい自然の中に暮らしています。

しかし一方で、近代化や開発、それに伴う地球温暖化の影響などによって湿地が減少し、野生動物の軋轢が生まれるなど、私たちの暮らしと自然の共生が課題となっています。

地域で自然を守ってきた歴史

かつて、釧路湿原が「ヤチ」と呼ばれ、不毛な大地として扱われていた時代がありました。

それでも、この湿原の価値を失うまいと地域の人々が立ち上がり、開発と自然保護の調和を模索し、自然保護関係者だけでなく、経済界までもが一体となって守り抜いてきました。それは全国でも珍しい、私たちが誇るべき歩みです。

1993 年、アジア初となる「ラムサール条約締約国会議」が本市で開催されました。

会議の運営や湿地保全に向けた地域の人たちの積極的な活動が、世界各国からの参加者の大きな注目を集めました。本市はいつの時代も、地域が主体となって「人と自然が共生した社会」を目指してきたのです。

自然を守ることは私たちの未来を守ること

先人たちの精神は、いまでも私たちに脈々と受け継がれています。

ラムサール条約締約国会議を契機に設立された釧路国際ウェットランドセンターによる湿原学習等の湿地保全。春採湖などの地域の自然を守るための調査研究や地域の団体による清掃活動。

そして、釧路湿原自然再生事業や希少な野生動植物の保護活動は国と地域が手を取り合って進めています。

しかし、社会状況が大きく変化するいま、地球温暖化対策やゴミ問題といった新たな課題も生じています。

私たちの生活に欠かせないきれいな水や空気、そして水産業や観光業など、私たちの暮らしを支えるものは、すべて自然からの恵みです。

森林や湿原が持つ炭素を吸収する機能は、地球温暖化防止にも貢献しています。私たちの生活は、まさに自然の恵みによって支えられているのです。

先人たちが守り抜いてきたように、将来世代が安心して暮らせる未来のために、私たちがこの豊か

な自然を残していかなければなりません。

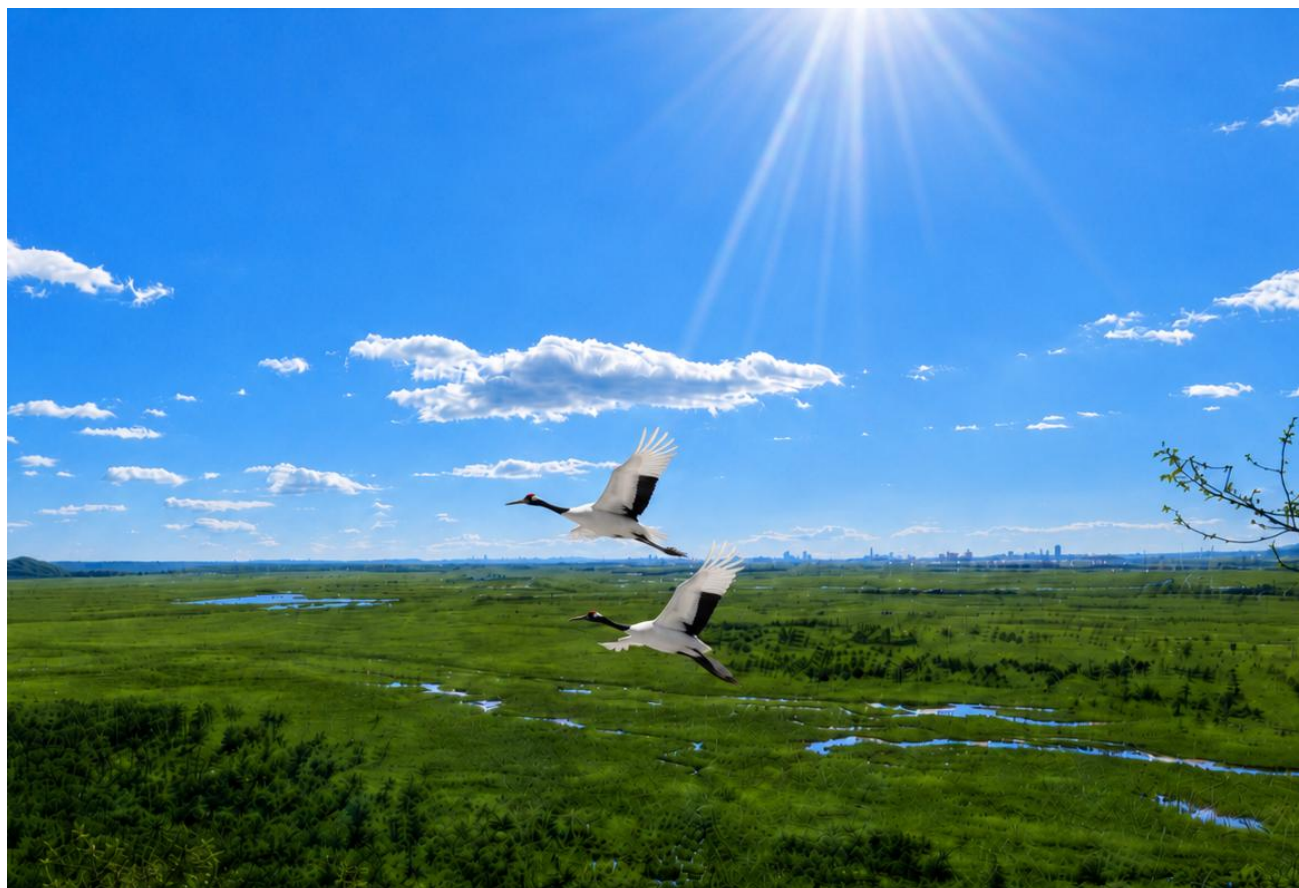
「人と自然が共生した社会」に向けた行動を

人と自然の共生が課題となっているいまだからこそ、「釧路市生物多様性地域戦略」を策定しました。この戦略は、生物多様性基本法に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

人と自然が共生した持続可能な社会を将来に継承していくために策定しました。

本市の生物多様性の恩恵を受ける私たちすべてが、その価値を改めて認識し、保全に向けた具体的な行動を起こすことが重要です。

本戦略が目指すのは、生物多様性の恵みを享受している全ての者が、生物多様性保全の意識を持って行動する社会です。



第1章 基本的事項

1. 目的

本市は北海道の東部に位置し、全国でも有数の広大な行政面積を有しています。また、飛び地を含むという地理的特性を持っています。

北部には雄阿寒岳・雌阿寒岳を中心とする山岳地帯、山岳地帯から南西方向に丘陵地帯が伸びており、こうした山地・丘陵に囲まれる形で、釧路湿原を含む広大な低地が、南側の太平洋に向かって展開する地形となっています。また、本市域を流れる釧路川、新釧路川、阿寒川、仁々志別川、音別川などの各河川の流域には、市街地が形成されています。このように本市は森と湖、火山、河川、湿原、海などの多彩で雄大な自然に恵まれており、ここには多くの野生動植物が生息生育し、生物多様性が維持されています。

この生物多様性の恵みに支えられながら、本市では、農業、林業、水産業、鉱工業、観光業、商業など様々な産業が発展しています。

一方で、野立ての太陽光発電施設の設置などによる湿原や緑地の減少、野生動物と自動車や列車の事故、外来生物の増加など、生態系への影響が懸念されています。

生物多様性は社会・経済の基盤です。私たちの暮らしや事業活動は生物多様性の恵みに支えられており、生物多様性の安定なしには成り立ちません。同時に、それらは生物多様性に大きな負荷を与えています。今後も私たちの暮らしや事業活動を継続していくためには、日頃から生物多様性に配慮した行動を心掛け、それを当たり前にするのが重要です。

生物多様性の保全を目的とした生物多様性条約の第15回締約国会議（COP15）において採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、ネイチャーポジティブが2030年の目標として掲げられています。国は「生物多様性国家戦略 2023-2030」（以下「国家戦略」という。）において、ネイチャーポジティブの達成までの道筋を示しています。国家戦略の目標達成のためには、国だけではなく、あらゆる主体が行動し、地域レベルの取組を各主体が着実に進める必要があります。2025年（令和7年）4月に「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」（以下「地域生物多様性増進法」という。）が施行されました。これにより、地域で生物多様性の保全を図っている区域「自然共生サイト」が法制化され、法による保護地域以外での生物多様性保全の取組を促進する体制が整いました。市レベルでの取組が、国、世界レベルの生物多様性に貢献することが求められています。^{1,2,3,4}

生物多様性の保全においては、それぞれの地域の実情に合わせた取組を行い、地域の課題解決を進めていくことが重要です。そのためには、地域で生物多様性保全の戦略を定めて取組を推進していくことが必要不可欠です。

生物多様性を取り巻く国内外の状況や本市の状況を踏まえ、今が、あらためて本市の生物多様性

の重要性を認識し、私たちの暮らしや事業活動の基盤である生物多様性を保全し、人と自然の共生に向けた取組を進めていくタイミングであると言えます。

本戦略は、本市の生物多様性の保全に関する方針を示し、人と自然が共生した持続可能な社会を将来に継承していくことを目的としています。生物多様性の保全は市、市民、事業者などの本市の生物多様性の恩恵を受ける全ての者が取り組んでいくものです。

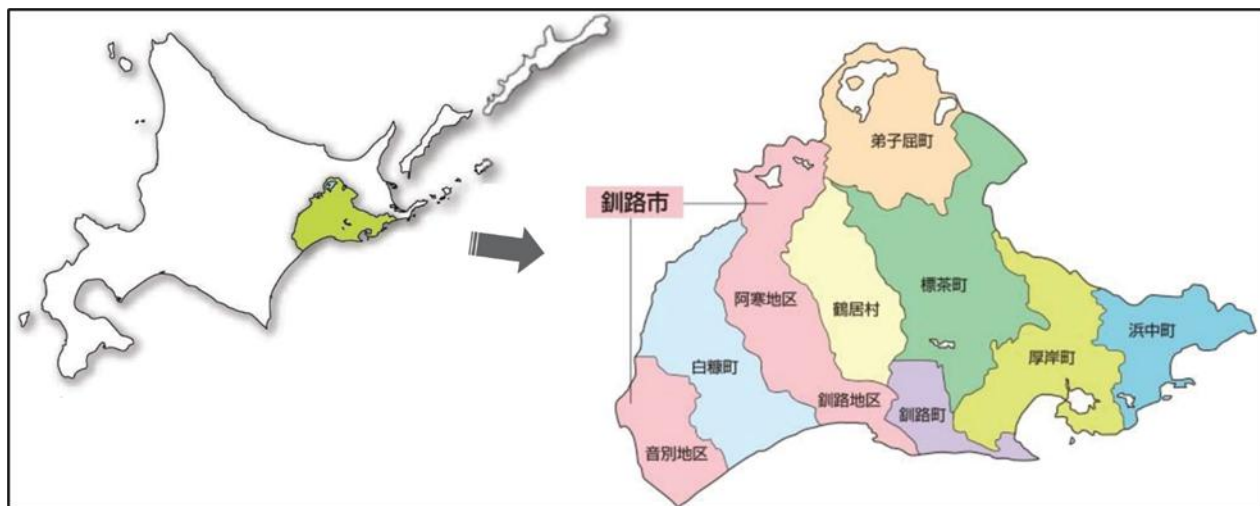


図1 本市の位置図

2. 生物多様性とは

(1) 生物多様性とは^{5,6}

私たちの地球には、目に見えない細菌からゾウのような大きなものまで、3000万種類もの生き物がいるといわれています。すべての生き物は長い歴史の中、異なる環境下で自分たちの居場所を見つけながら、共に進化してきました。私たち人間を含む全ての生き物は、他の多くの生き物たちと相互に関わりあって生きています。こうした生き物たちの豊かな個性とつながりが生物多様性です。生物多様性には、多種多様な生き物がいる「種の多様性」、湿地や森林などの様々なタイプの自然環境がある「生態系の多様性」、同じ種類の生き物でも遺伝子の違いがある「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあります。

(2) 生物多様性から得られる“自然の恵み”^{5,6,7}

私たちの暮らしは、きれいな水や空気、食料や薬の原料をはじめ、様々な自然の恵みによって支えられています。「自然」は、私たち人間に多様な恵みをもたらしてくれる「価値ある」存在です。例えば、本市を代表する自然である釧路湿原は野生動植物の生息生育地であるとともに洪水などの自然災害を軽減する働きがあります。また、自然には、カヌーや登山、温泉を楽しむといった

観光やレクリエーションの価値もあり、文化や芸術にインスピレーションを与えるといった価値もあります。このような「自然」、すなわち「生物多様性」や「生態系」がもたらす恵みは「**生態系サービス**」と呼ばれています。生態系サービスは「供給サービス」、「調整サービス」、「生息・生育地サービス」、「文化的サービス」の4つに分類されています(図2)。これらの恵みを受けなければ、私たちの健康な生活を維持することができません。そのため、**生物多様性を保全する必要があるのです**。

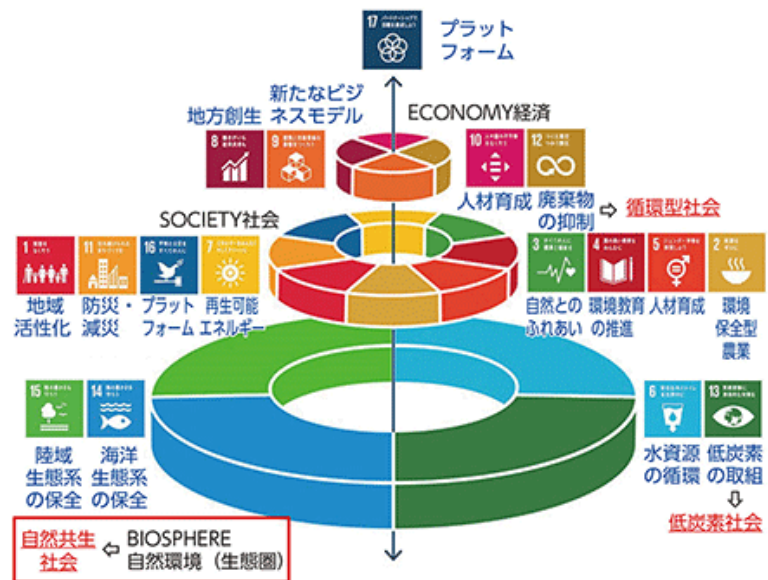
主要サービスのタイプ	
供給サービス	
1	食料（例：魚、果物、きのこ）
2	淡水資源（例：飲用、灌漑用、冷却用）
3	原材料（例：繊維、木材、燃料、飼料、肥料、鉱物）
4	遺伝子資源（例：農作物の遺伝的多様性を利用した品種改良）
5	薬用資源（例：薬、化粧品、染料、実験生物）
6	観賞資源（例：工芸品、観賞植物、ペット動物、ファッション）
調整サービス	
7	大気質調整（例：ヒートアイランド緩和、微粒塵・化学物質などの捕捉）
8	気候調整（例：炭素固定、植生が降水量に与える影響）
9	局所災害の緩和（例：暴風や洪水による被害の緩和）
10	水量調節（例：排水、灌漑、干ばつ防止）
11	水質浄化
12	土壌浸食の抑制
13	地力（土壌肥沃度）の維持（土壌形成を含む）
14	花粉媒介
15	生物学的防除（例：病害虫のコントロール）
生息・生育地サービス	
16	生息・生育環境の提供
17	遺伝的多様性の保全（特に遺伝子プールの保護）
文化的サービス	
18	自然景観の保全
19	レクリエーションや観光の場と機会
20	文化、芸術、デザインへのインスピレーション
21	神秘的体験
22	科学や教育に関する知識

図2 生態系サービスの分類⁷

(3)暮らしの基盤である自然⁸

広大な森林や釧路湿原は、農林水産業や観光業の資源であり、防災減災や気候変動の影響の緩和などで本市の安全安心な暮らしを守っています。自然は私たちの暮らしの基盤です。自然を消費するだけでは、私たちの暮らしや事業活動を持続することはできません。私たちの暮らしや事業活動の基盤である自然の価値、すなわち生態系サービスを適切に評価し、自然を管理していくことが、私たちの暮らしを安定させ、事業活動の持続可能性を高めることにつながります。

「SDGs ウェディングケーキモデル」(図3)では、「経済」は「社会」に、「社会」は「(自然)環境」に支えられて成り立つという考え方を示しており、パートナーシップで環境・経済・社会の課題に統合的に取り組み、持続可能な社会への変革を目指すことの必要性を示しています。



資料：Stockholm Resilience Centre の図に環境省が追記

図3 SDGsウェディングケーキモデル⁸

釧路湿原が持つ価値⁹

- ① 治水機能・遊水機能：湿原は、流水量をコントロールして、下流の釧路市や釧路町を洪水から守っています。
- ② 水の保全：湿原は、水中に含まれる窒素やリンを吸収・分解して、水質を整え湿原生態系を維持しています。1年間に窒素やリンを低減する能力を下水処理費に換算すると、約858億円/年と評価されています。
- ③ 漁業への貢献：釧路湿原から流出する溶存鉄は、植物プランクトンや海藻類を育み、沿岸域の生態系を豊かにし、漁業に大きく貢献していると考えられています。湿原が失われると溶存鉄の供給量が4割減少すると評価されています。
- ④ 温暖化対策：湿原は、温室効果ガスである二酸化炭素を吸収し、炭素を貯留します。二酸化炭素の吸収量は約8577世帯分/年、炭素貯蓄量は約95000世帯分の約82.8年分と評価されています。
- ⑤ 生命を育む：釧路湿原は、多くの野生動植物の繁殖場所や生活場所となっています。
- ⑥ 観光への貢献：釧路湿原は、知名度が高く、多くの観光客が訪れます。釧路市の観光消費額に大きく貢献しています。

(4) 生物多様性の損失要因^{2,10}

地球上ではかつてない速さで自然が消失・劣化し、生物多様性が失われています。開発、乱獲・盗掘、里地里山の管理放棄、外来種の侵入、水質の汚染、地球温暖化の進行など、生物多様性の損失には様々な要因が関係しています。生物多様性の直接的な損失要因は「四つの危機」として整理されています。こうした直接的な要因が着目されがちですが、その背景には社会経済の変化が影響しています。例えば、産業構造の変化による農林業の縮小は、森林の管理放棄につながり、グローバル化の進行は、食料や木材などの自給率低下や外来種問題を引き起こしています。

社会経済を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていくことも不可欠です。そのため、いわゆる従来の自然保護だけでなく、気候変動対策や資源循環などの様々な分野と連携していくことが必要です。

<四つの危機>

第1の危機（開発など人間活動による危機）

開発を含む土地と海の利用の変化や乱獲といった動植物の直接採取など、人が引き起こす生物多様性への負の影響です。

高度経済成長期以降、急速で規模の大きな開発・改変によって、自然性の高い森林、草原、農地、湿原、干潟などは著しく規模が縮小し、質が低下しました。近年では、大規模な開発・改変による生物多様性への圧力は低下していますが、過去の開発・改変により失われた生物多様性は容易に取り戻すことはできず、加えて、相対的に規模の小さい開発・改変によっても生物多様性は影響を受けています。また、気候変動緩和策は第4の危機（地球環境の変化による危機）への対策としては重要ですが、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入に伴い生物多様性の損失が生じている場合があるとも指摘されています。

鑑賞用や商業的利用による動植物の乱獲、盗掘なども動植物の減少をもたらしています。

第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる生物多様性への負の影響です。例えば、間伐などの森林整備が適切に行われなかったことにより、動植物の生息生育地としての森林の機能が低下します。

第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来生物の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響です。外来生物については、本来の移動能力を超えて人為により意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、絶滅危惧種を含む在来の動植物に大きな影響を与えています。定着した外来生物の分布拡大を抑えることは容易ではありません。近年では輸入された物品などに付着してヒアリが国内に侵入する事例が増加するなど、人の生活環境への影響の懸念も増大しています。さらに、例えば緑化における輸入種子由来

の植物の使用など、在来の生物の自然分布域内に遺伝的形質の異なる集団に由来する同種個体が高齢により導入されることによる遺伝的かく乱も懸念されています。また、ペットとして飼養されていた動物が遺棄され、自然界に定着することで、生態系や生物多様性に影響を及ぼすことも懸念されています。

汚染については、化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、中には生物への有害性を有するものや、環境中に残留するものがあり、そのような化学物質の生態系への影響が指摘されています。さらに、近年ではマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影響が世界的に懸念されています。

第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響です。人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしているという評価があり、国内では、温暖な気候に生育する植物の分布の北上、海水温の上昇によるものとされるサンゴの白化などが確認されています。今後も様々な生態系において負の影響が拡大することが予測されており、島しょ、沿岸、亜高山・高山地帯など、環境の変化に対して弱い地域を中心に、国内の生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避けられないと考えられています。

(5)なぜ生物多様性を保全するのか^{5,6,7,9,11}

食料や水、建築材料や衣類など、私たちが生活していく上で必要なものの多くは、生物多様性を基盤とした生態系からの恵みである生態系サービスによって支えられています。生物多様性は私たちが生存するために欠かせない基盤です。

私たちは様々な農作物、家畜、魚などを食品として利用しています。釧路湿原から流出する溶存鉄は、植物プランクトンや海藻類を育み、沿岸域の生態系を豊かにし漁業に大きく貢献していると考えられています。医療でも様々な生き物が多くの漢方薬として役立っており、アオカビから抗生物質のペニシリンが生まれたのは良く知られています。また、散歩やハイキング、登山などで多様な生き物が息づく自然に親しむことで私たちは心身の安定を得ることができ、本市には自然の中でのレジャーを目的とした観光客も多く訪れます。本市の重要な産業である水産業や観光業も生物多様性に支えられていると言えます。

森林や湿原の生態系サービスである防災減災機能は私たちに安全安心な生活を与えてくれています。2016年（平成28年）の北海道豪雨では、釧路湿原が一旦、水を吸収して川の水位上昇を防いだことで、大被害を免れました。このことなどから、釧路湿原の保全が重要であることがわかっています。生態系の保全・再生を通じて防災減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする考え方をEco-DRR（Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）と言います。

生物多様性は豊かな文化の源でもあります。狩猟や植物の採取を工夫することで私たちは知恵を

つけ、文化を育ててきました。例えば、魚の種類によって漁獲方法はそれぞれ異なり、生では食べることができない植物も加工することで食用になります。こうした知識の積み重なりが文化の基盤となったと言えます。また、木や花、気温の変化で季節を感じ、これによって豊かな感性や季節感が養われます。こうした感性から、短歌や俳句、音楽、絵画などの芸術が生まれ、私たちの生活を豊かにしてくれます。

それでは、私たちの生活に必要な最小限の生き物がいれば、私たちの生活は安定するのでしょうか。暑かったり干ばつになったりと、環境が変化したとき、少数の種しかない生態系は脆いですが、暑さや干ばつに強い種がいるなどの多様性があればその生態系は安定し、私たちの生活の安全性の長期的な保証につながります。

私たちの毎日の生活に欠かすことができない、食事や医療、文化、産業のどれをとっても、生態系サービスがなければ成り立ちません。私たちの社会の存続は生態系サービスを継続的に享受できるかどうかにかかっています。しかし、現実には、生態系サービスを生み出す自然環境は悪化を続けています。私たちの生活が生態系サービスに依存している以上、私たちは生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に利用することができる社会を形成する必要があるのです。

自然との共生 アイヌ文化¹²

狩猟採集を行ってきたアイヌの人々にとって、自然とは恵みを与えてくれる存在であり、同時に信仰の対象でもあります。アイヌの人々は、山や川、火、風、動植物など、自然界の多くのものをカムイ（神）として、その存在に最大限の敬意と畏敬の念を持ち、自然との共存を図りながら暮らしてきました。本市においても阿寒湖にアイヌのコタン（村）があります。

阿寒湖温泉地区では、カルデラ湖や深い針葉樹林、地熱や湧水などの特異的な生態系を有する阿寒湖畔の自然の中で育まれたアイヌ文化を体験することができます。



アイヌシアター「イコロ」



アイヌ生活記念館



まりも祭り

(6) 生物多様性をめぐる国内外の動き

① ネイチャーポジティブ¹⁰

2022 年（令和 4 年）12 月に「生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）」が開催され、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2010 年（平成 22 年）の COP10 で採択された「愛知目標」で掲げた「自然と共生する世界」が引き続き 2050 年ビジョンとして掲げられるとともに、「自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」、いわゆるネイチャーポジティブが 2030 年までのミッションとして掲げられています。

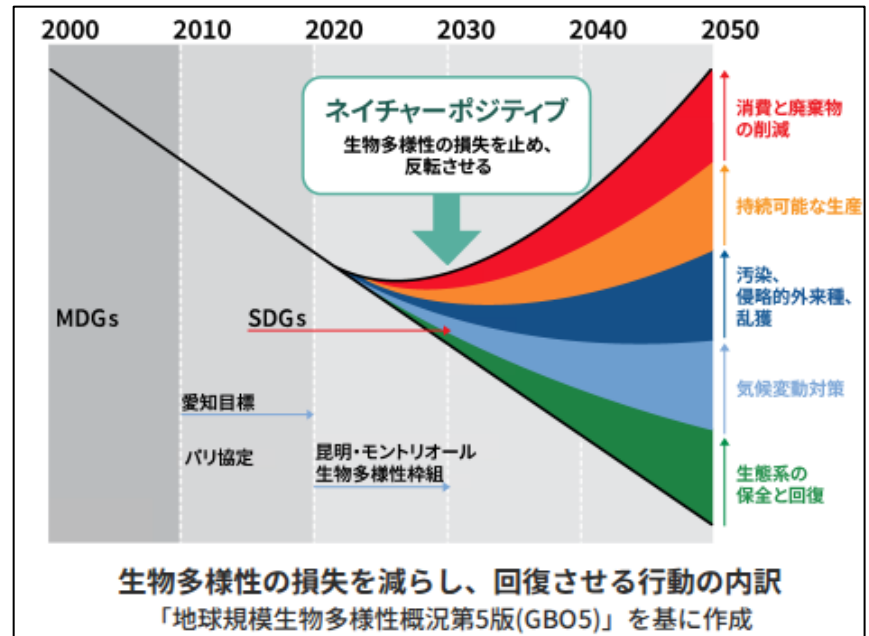


図 4 ネイチャーポジティブ¹⁰

② 30by30 目標^{3,4}

国家戦略では、ネイチャーポジティブ実現に向けた目標の一つとして、2030 年までに陸と海の 30%以上を保全する「30by30 目標」を位置付けています。30by30 目標は、法令で保護されている保護地域の拡張と管理の質の向上だけでなく、生物多様性保全に資する地域（OECM：Other Effective area-based Conservation Measures）の設定・管理を通して達成していくこととしており、目標達成のためには、自治体や事業者などの取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことが求められています。2025 年（令和 7 年）4 月に、民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域「自然共生サイト」を法制化した法律「地域生物多様性増進法」が施行されました。自然共生サイトに認定された場所は、法令による保護地域との重複を除いた部分が OECM として国際的なデータベースに登録され、30%の達成に貢献することとなります。“世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の 33.8%まで拡大が必要”、“日本の保護地域を 30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが 3 割減少する見込み”であることが、国内外の研究から報告されています。

「地域生物多様性増進法」の施行により、法による保護地域以外での生物多様性保全の取組を促進する体制が整いました。市レベルでの取組が、国、世界レベルの生物多様性に貢献することが求められています。

3. 位置付け

本戦略は生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略として位置付けます。本市では、「第2次釧路市環境基本計画」においても本市の自然環境及び生物多様性を保全する施策をとりまとめてあります。本市の生物多様性を保全するため、本戦略は第2次釧路市環境基本計画や他の計画とも整合を図りながら進めていきます。

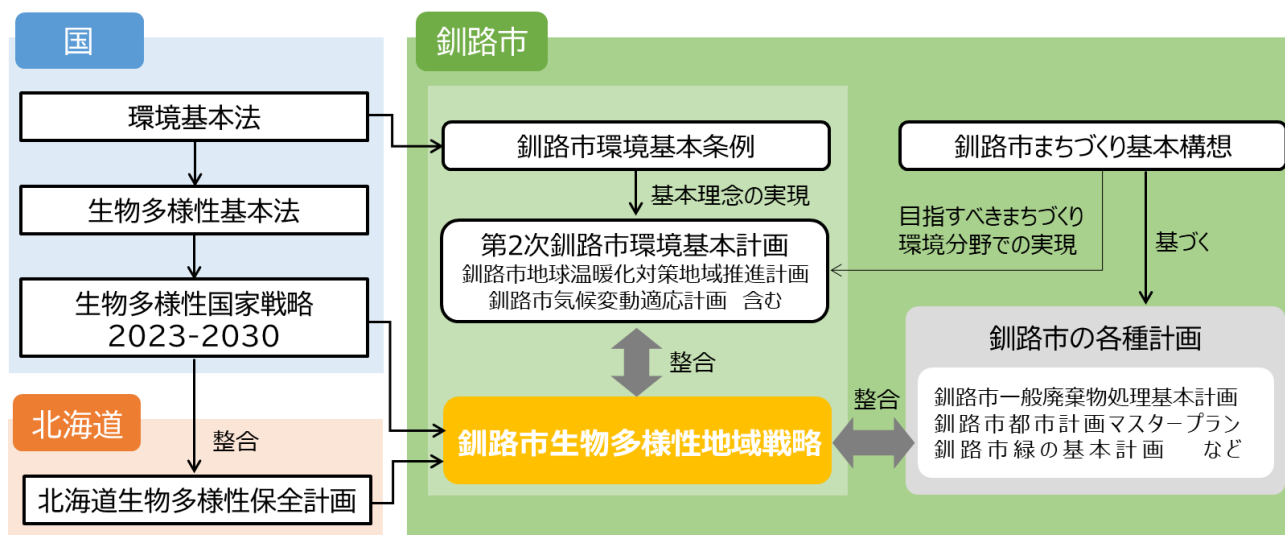


図5 本戦略の位置付け

4. 計画期間

本戦略の計画期間は、特に整合を図る本市の計画である第2次釧路市環境基本計画の計画期間が終了する **2030年度（令和12年度）** までとします。

5. 対象

本戦略の対象は、**すべての市民、事業者及び市**とします。

対象地域は、**釧路市の行政区域全体**とします。

第2章 釧路市の生物多様性

1. 釧路市の生物多様性の特徴

本市の生物多様性の特徴は以下のとおりです。

特徴1 気象

本市の太平洋側の気候は寒流の影響を受け、一般に冷涼です。夏は海霧が発生しやすく、「霧の街」とも呼ばれています(図7)。夏季は、日照時間が少なく、月別平均気温の平年値は、18℃前後です。秋は晴天が続く、冬は快晴が多く乾燥した日が続きます。冬期間の寒さは厳しい反面、積雪はそれほど多くありません。

降水量は年間1,100 mm前後となっています。

内陸に位置する阿寒湖温泉地区では、太平洋側と比べて年間を通して寒暖の差が大きく、降雪量が多いことが特徴です。

本市の気候は太平洋側と内陸部で異なります。

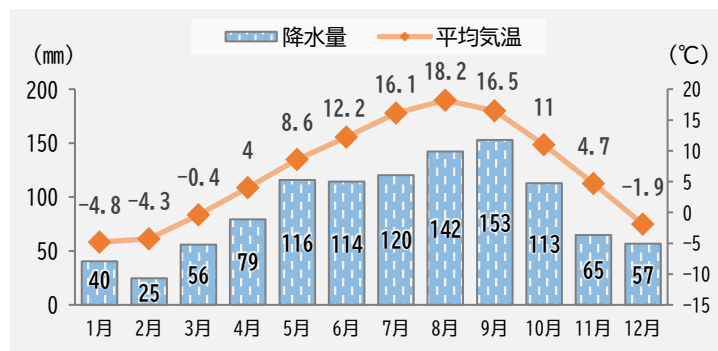


図6 月別平均気温と降水量の平年値(1981～2020年)

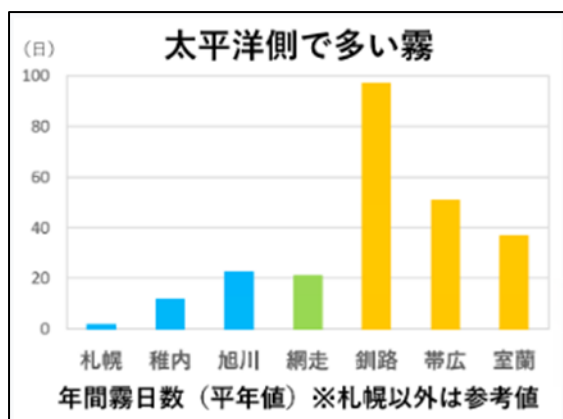


図7 年間霧日数(平年値)¹³



図8 地域別積雪量平年値(1981～2020年)

海霧

夏期になると、釧路地方には湿った南風が吹き込むようになります。これは日本に夏をもたらす「太平洋高気圧」が大きく張り出してくるためです。高気圧からは常に時計回りに大気が流れ出すため、釧路には南風が吹きます。この南風はまず、暖流である黒潮上空を通過する際に暖められ、「暖かく湿った空気」となります。そして北緯 40 度以北（岩手県北部付近）にて寒流である親潮上空を通過する際に少しずつ冷やされます。空気中に存在できる水蒸気の量は、空気が暖かいほど大きく、冷たいほど小さいため、暖かく湿った空気が急激に冷やされると、その中の水蒸気は、行き場を失って、霧となります。釧路地方の霧は、海上で発生した霧がそのまま南風によって到達したものです。海で発生した霧のため「海霧」と呼ばれます。¹⁴

海霧は釧路湿原の水分の維持に貢献していると考えられています。



図 9 太平洋高気圧からの南風概略図¹⁴

特徴2 地形と地質

本市の地形は、太平洋に面する海岸線、その背後の丘陵地と台地、低地、北部の火山地などからなっています。

丘陵地・台地の地形

釧路川の東部には根室段丘と呼ばれる海岸段丘が広がっています。また、釧路湿原の北西部に鶴居丘陵、西部には白糠丘陵が釧路平野を取り囲むように分布しています。さらに、これらより一段低い釧路段丘が低地に接しています。

低地の地形

低地は、海岸線の砂丘地とそれに連続する河口域の沖積地、そして釧路湿原の泥炭地で構成されています。また、仁々志別川、阿寒川、音別川、尺別川沿いの低地には、農耕地に適した平野が広がっています。

火山地の地形

火山地は、阿寒地域の北部に広がり、雌阿寒岳をはじめとする火山のほか、カルデラ湖の阿寒湖、パンケトー、パンケトーなどの湖沼が点在しています。

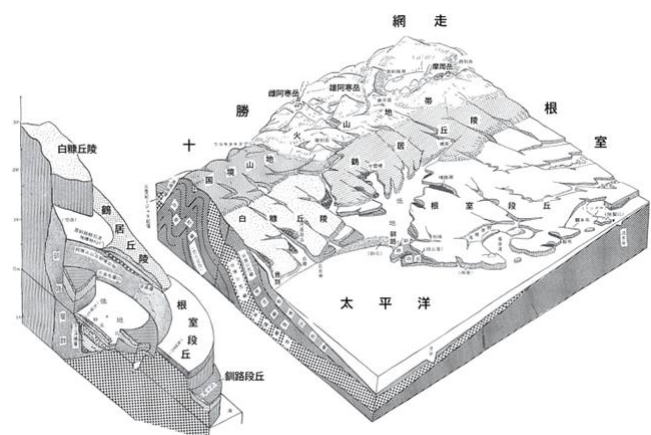


図 10 地形地質概念図(釧路叢書(1966)「釧路の地質」より)

特徴3 土地利用

市の 2022 年（令和 4 年）における土地利用状況は、山林が 16%、農地が 6%、原野が 3%、牧場が 3%、宅地が 2%、雑種地が 1%、池沼が 1%未満、その他（公有地、道路、保安林など）が 69% となっています。このうち、森林面積は本市の総面積の約 7 割を占めており、木材の生産だけではなく、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止や生物多様性の保全、観光資源としての美しい景観など様々な役割を果たしています。釧路湿原は「釧路湿原国立公園」に、阿寒湖は「阿寒摩周国立公園」に指定されています。阿寒摩周国立公園は、日本で初めて国立公園が誕生した年に指定された歴史ある国立公園です。鳥獣保護区は、国が 1 か所、北海道が 7 か所を指定しています（表 1、図 13）。国立公園と鳥獣保護区では各種行為が規制されています。釧路湿原と阿寒湖はラムサール条約湿地です。

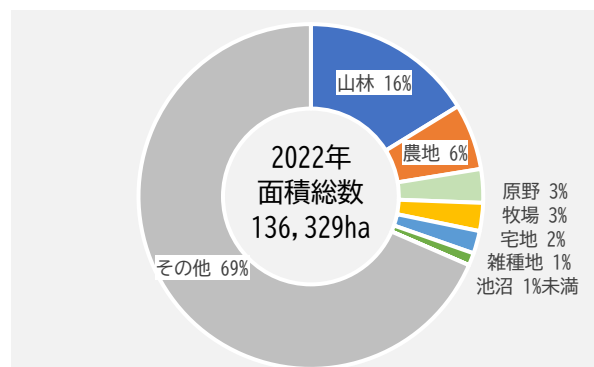


図 11 地目別面積

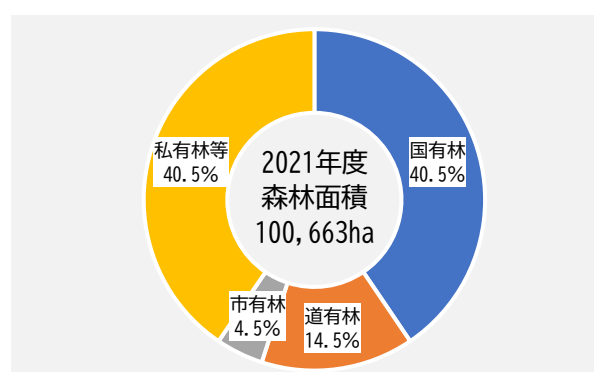
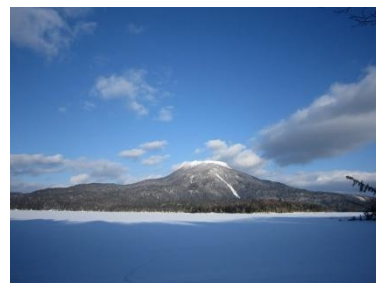


図 12 森林面積



釧路湿原国立公園



阿寒摩周国立公園

国立公園¹⁵

日本を代表する自然の風景地として、自然公園法に基づいて国（環境省）が指定しています。全国で 35 か所が指定されており、本市にはそのうちの 2 か所があります。北海道内では知床や洞爺湖、北海道外では尾瀬や上高地、北アルプスなどの日本の有名な自然景勝地のほとんどが国立公園です。

国立公園は主に自然の風景地を保護することを目的としていますが、人が感じる風景には視覚だけではなく、五感で感じるものも含まれています。自然を包括的に認識することにより自然環境の保全や生物多様性の保全にも大きく貢献しており、国立公園は生物多様性の屋台骨としての役割を担っています。私たちは国立公園で素晴らしい景色に感動し、カヌーや登山などのアクティビティを楽しんでいます。国立公園は、次の世代も私たちと同じ感動を味わい楽しむことができるように優れた自然を守っていく場所です。

区分		指定面積(ha)	釧路市域(ha)	根拠法令
国立公園				
釧路湿原	特別保護地区	6,490	-	自然公園法
	第1種特別地域	2,321	-	
	第2種特別地域	7,663	1,926	
	第3種特別地域	3,303	109	
	普通地域	9,011	560	
	合計	28,788	2,595	
阿寒摩周	特別保護地区	10,460	5,704	
	第1種特別地域	20,718	3,221	
	第2種特別地域	24,299	10,469	
	第3種特別地域	17,386	3,703	
	普通地域	18,550	2,501	
	合計	91,413	25,598	
鳥獣保護区				
国指定	釧路湿原 (うち特別保護地区)	17,241 (9,829)	1,975 (1,687)	鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律
道指定	シュンクシタカラ (うち特別保護地区)	552 (12)	552 (12)	
	阿寒湖	8,812	8,812	
	ペンケトー	515	515	
	阿寒	5,340	5,340	
	駒牧高谷	111	111	
	春採湖	74	74	
	キナシベツ	66	66	
特定猟具使用禁止区域				
北斗		16	16	鳥獣の保護及び管理並びに狩 猟の適正化に関する法律
音別二俣		232	232	
ラムサール条約湿地				
釧路湿原		7,863	-	特に水鳥の生息地として国際的 に重要な湿地に関する条約
阿寒湖		1,318	1,318	
文化財				
国指定	春採湖ヒブナ生息地			文化財保護法
天然記念物	釧路湿原	5,012	-	
その他				
鳥通学術自然保護地区		7.05	-	北海道自然環境等保全条例
自然共生サイト プリカネツの森		25	25	生物多様性増進法

表1 法令など指定状況(エリア)

鳥獣保護区¹⁶

鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されています。環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、道知事が指定する道指定鳥獣保護区の2種類があります。鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認められる区域は特別保護地区に指定されています。鳥獣保護区内では、狩猟が認められないほか、特別保護地区内では、各種行為も規制されています。

表1 釧路市「令和7年度釧路市環境白書」及び¹⁷北海道「鳥獣保護区等位置図(別冊編)」を基に作成。

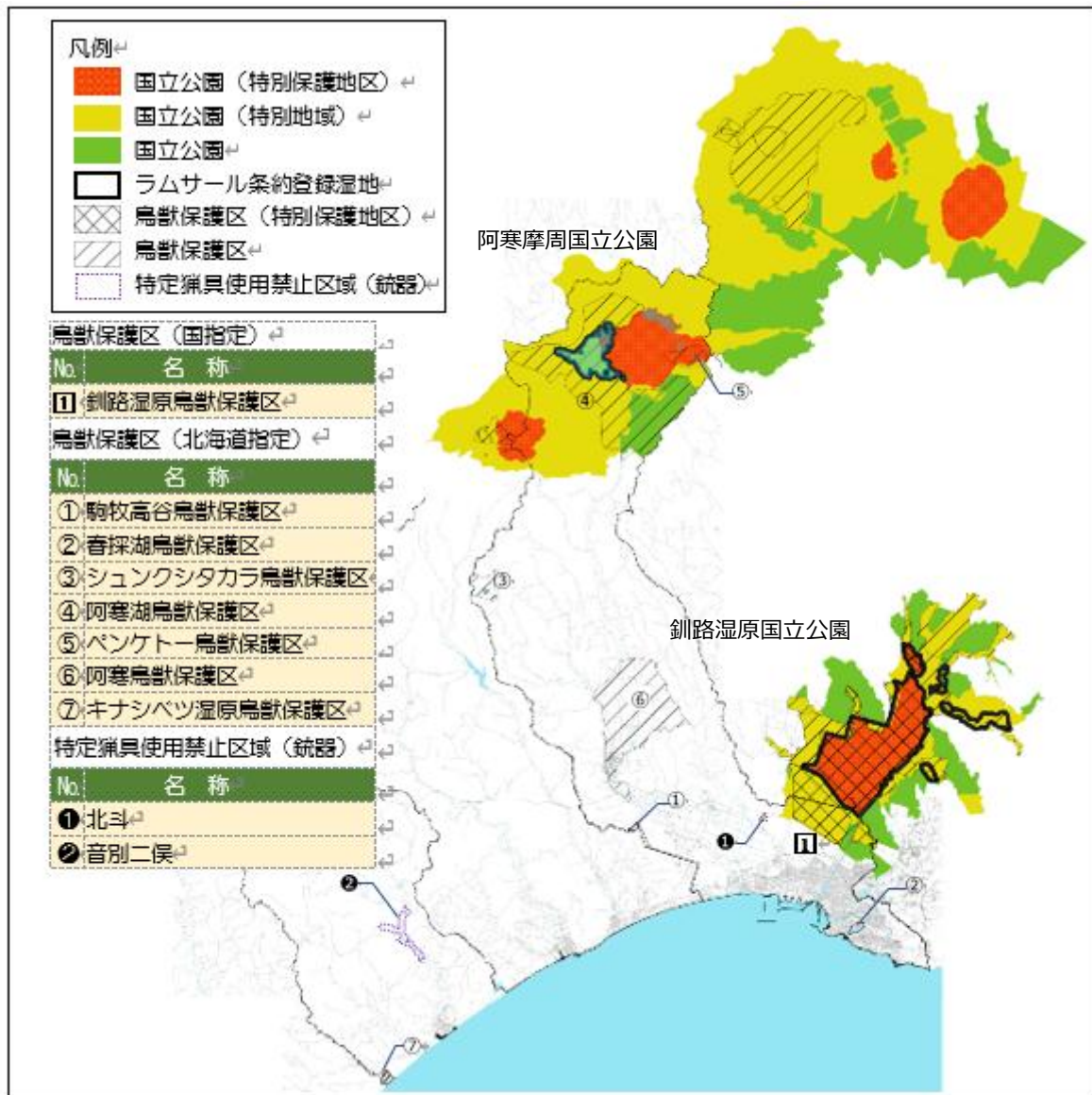


図 13 国立公園及び鳥獣保護区の指定状況

特徴4 世界に誇れる自然

本市には日本最大の湿原で多様な野生動植物が生息生育している「釧路湿原国立公園」と、世界で唯一大型球状マリモが生育する阿寒湖及び阿寒湖をはじめとした湖沼を囲む広大な森林から構成される「阿寒摩周国立公園」の日本を代表する2つの国立公園を有しています。さらに釧路湿原と阿寒湖はラムサール条約に登録されており、本市は世界に誇れる自然を有していると言えます。さらに、釧路湿原は、渡り鳥の重要な飛来地として国際的なネットワークである「渡り性水鳥重要生息地ネットワーク」^{注1)}に参加しています。¹⁸日本とオーストラリアを往復するオオジシギの研究を縁として、釧路地域の湿地である



姉妹湿地提携調印式

釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原はオオジシギが越冬するオーストラリアのハンター河口湿地と姉妹湿地提携を交わしています。

本市は釧路湿原が1980年（昭和55年）に日本で最初のラムサール条約に登録されてから、日本の湿地保全を牽引してきました。1989年（平成元年）に本市の働きかけにより、ラムサール条約登録湿地の関係市町村の交流の場である「ラムサール条約登録湿地関係市町村会議」が設置されました。1993年（平成5年）にはラムサール条約第5回締約国会議（ラムサールCOP5、釧路会議）が本市で開催され、この会議で示された湿地の保全と賢明な利用における地域住民の参加や官民の連携などを釧路地域で推進していくことを目的に、1995年（平成7年）に本市を事務局として「釧路国際ウェットランドセンター」を設立しました。釧路国際ウェットランドセンターでは湿地に関するJICAの研修生を受け入れ、国外と日本の湿地交流の拠点となっています。



JICA 研修



ラムサール COP5

オオジシギ

環境省レッドリスト「準絶滅危惧（NT）」種^{注2)}、¹⁹IUCN レッドリスト「低懸念（LC）」種^{注3)}、²⁰です。

釧路国際ウェットランドセンターではオオジシギが飛来する春に市民から目撃情報を収集し、ハンター河口湿地の研究者とオオジシギの生息状況について情報交換をしています。日本とオーストラリアを渡る鳥として、日豪渡り鳥保護協定の対象となっています。²¹



^{注1)} 渡り性水鳥重要生息地ネットワーク:水鳥は、渡りの途中に、湿地で休憩したり、採餌したりして、エネルギーを蓄えています。そのため、渡りのルートをもたぐ国際協力は、渡り性水鳥とその生息地を保全・保護するために必要不可欠です。そのため、国際的に重要な湿地のネットワークを持続的に管理することを目的に構築されました。

^{注2)} 環境省レッドリスト:環境省が作成している絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト。「絶滅(EX)」、「野生絶滅(EW)」、「絶滅危惧Ⅰ類(CR+EN)」、「絶滅危惧ⅠA類(CR)」、「絶滅危惧ⅠB類(EN)」、「絶滅危惧Ⅱ類(VU)」、「準絶滅危惧(NT)」、「情報不足(DD)」、「絶滅のおそれのある地域個体群(LP)」に分類。「準絶滅危惧(NT)」は、現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種。¹⁹

^{注3)} IUCN レッドリスト:国際自然保護連合が作成している地球規模で高い絶滅リスクにさらされている種の分類。「未評価」、「データ不足(DD)」、「低懸念(LC)」、「準絶滅危惧種(NT)」、「危急(VU)」、「危機(EN)」、「深刻な危機(CR)」、「野生絶滅(EW)」、「絶滅(EX)」の9カテゴリーに分類。「低懸念(LC)」は、「深刻な危機(CR)」、「危機(EN)」、「危急(VU)」、「準絶滅危惧種(NT)」のいずれの要件も満たしていない種。²⁰

特徴5 多様な生態系

雄阿寒岳・雌阿寒岳の火山、釧路川や釧路湿原、春採湖、阿寒湖、馬主来沼などの湖沼、阿寒地区と音別地区の広大な森林、牧草地や畑の農地、海岸など、本市では多様な生態系が見られます(図14)。多様な生態系により、本市は国立公園に代表される森林景観や湿原景観のほか、牧草地の風景や海岸景観などの多様な景観を有し、多様な生態系に多様な野生動植物が生息生育しています(表2)。

本市は、環境省が選定する生物多様性の観点から重要度の高い湿地（以下「重要湿地」という。）^{注4)}(図15)や「生物多様性重要地域（KBA:Key Biodiversity Area）」^{注5)}を有しています(図16)。

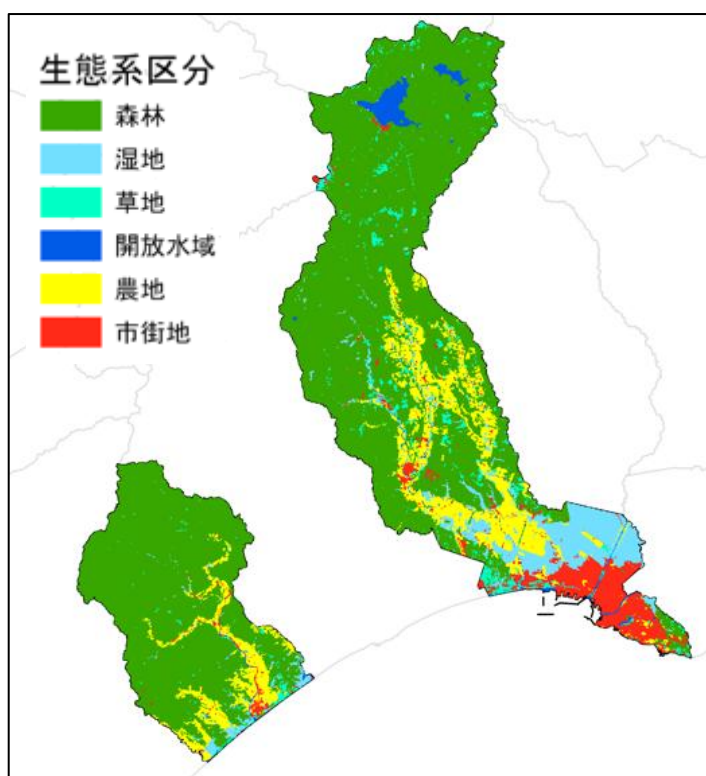


図14 多様な生態系



図15 重要湿地

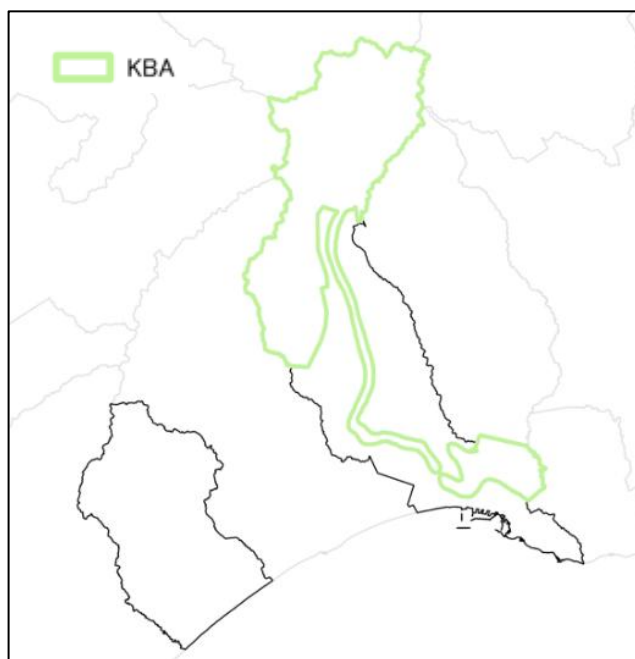


図16 生物多様性重要地域
(KBA:Key Biodiversity Area)

図14～16 ²²環境省ホームページ「環境アセスメントデータベース」<https://easdas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>を基に作成。

^{注4)} 重要湿地:生物多様性保全の観点から重要な湿地を保全することを目的に環境省が選定。²³

^{注5)} 生物多様性重要地域(KBA:Key Biodiversity Area):国際環境 NGO のコンサベーション・インターナショナル(CI)が、種の個体群の維持を重視した世界共通の基準を用いて選定した「生物多様性の保全上重要な地域」。²⁴

< 釧路市の重要湿地 ²³ >

阿寒湖と流入・流出河川

生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
阿寒湖の流出河川	水草*	チシマミズハコベが良好な状態で生育する。	2
阿寒湖	淡水藻類	ヒメフラスコモ, カタシャジクモ, シャジクモ, マリモが生育。	2
阿寒川, 仁々志別川	湿地性鳥類	タンチョウの繁殖地。	2
阿寒川	淡水魚類	イトウ, ヤチウグイの生息地。	2
阿寒湖, パンケ沼	淡水魚類	アジアにおけるヒメマス天然分布の南限地。	2
阿寒湖および流入河川	淡水貝類	種の多様性が高い(北方系貝類要素)。コガタカワシンジュガイ, マメシジミ類の生息地	2, 3

釧路湿原

生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
釧路湿原	湿原植生	【赤沼, 塘路湖, 達古武湖, 遠矢採草地, シラルトロ湖など含む】広大な低層湿原。植生はヨシ・イワノガリヤス群落, ヤチヤナギ・ムジナスゲ群落, ヤラメスゲ群落, ハンノキ林。林床植生はカブスゲの谷地坊主。 【温根内赤沼とキラコタン岬周辺】イソツツジ・チャミズゴケ群落, ワタスゲ・イボミズゴケ群落など。池沼には水生植物群落が豊富。	1, 2, 3
釧路湿原	水草	【シラルトロ湖】ナガバエビモ, カラフトグワイなど多数の水生植物の良好な生育地。 【達古武湖】釧路湿原内の湖沼では水生植物の種の多様性が高く, 生育する量も多い。	2, 3
釧路湿原	ガンカモ類	【シラルトロ湖, 赤沼, 塘路湖, 達古武湖, 遠矢採草地】オオハクチョウ, ヒシクイ(亜種ヒシクイおよび亜種オオヒシクイ)の渡来地。	2, 4
釧路湿原	湿地性鳥類	タンチョウ, チュウビの繁殖地。	2, 4
釧路川	淡水魚類	イトウ, ヤチウグイの生息地。	2
釧路湿原	爬虫両生類	キタサンショウウオの生息地。	2
釧路湿原	昆虫類	カラカネイトトンボ, アカメイトトンボ, イイジマルリボシヤンマ, コエゾトンボ, エゾカオジロトンボの生息地。キスジホソハムシ, オオシマゲンゴロウ, キタアカジマウンカなど湿原に生息する昆虫が多い。	1, 2
釧路湿原	淡水貝類	種の多様性が高い(北方系貝類要素)。ミズシタダミ類, マメシジミ類の生息地。	2, 3

馬主来沼

生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
馬主来沼	湿原植生	ヨシ・イワナガリヤス群落，ハンノキ林，水生植物群落。	1
馬主来沼	湿地性鳥類	タンチョウの繁殖地。	2

キナシベツ湿原および音別川・尺別川

生息・生育域	生物分類群	選定理由	選定基準
キナシベツ湿原および音別川・尺別川	湿地性鳥類	タンチョウの繁殖地。	1

選定基準

基準1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁などの生態系のうち、生物の生息生育地として典型的または相当の規模の面積を有している場合

基準2: 希少種、固有種等が生息生育している場合

基準3: 多様な生物相を有している場合(ただし、外来種を除く)



キナシベツ湿原



馬主来沼

種類	釧路地区	北海道	全国
植物（裸子植物、被子植物、シダ植物）	1,005	2,250	約 7,000
哺乳類	28	66	160
鳥類	237	501	約 700
両生類・は虫類	8	21	191
魚類（汽水・淡水魚類）	37	87	約 400
昆虫類	959	11,241	約 32,000

表 2 釧路地区で確認されている動植物の種類

特徴6 唯一の自然

阿寒湖は世界で唯一、大型球状マリモが群生する湖です。

キタサンショウウオは北海道内でも生息地が限定的で、釧路湿原は数少ない生息地です。さらに、サハリンの個体群とは異なる進化を遂げてきた「釧路個体群」は、世界的にも釧路湿原を中心とした釧路地方にのみ生息しています。このように本市は唯一の自然を有しています。



大型球状マリモ



キタサンショウウオ

特徴7 希少な野生動植物

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下、「種の保存法」という）では、人為の影響により生息生育状況に支障をきたしている種を「国内希少野生動植物種」に指定し、保護を図っています。本市にも生息しているシマフクロウ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、キタサンショウウオは「国内希少野生動植物種」に指定されています。本市はタンチョウとシマフクロウについて、種の保存法に基づく保護増殖事業に取り組んでおり、両種の個体数の回復を図っています。これらの希少な野生動物は文化財保護法あるいは釧路市文化財保護条例において「天然記念物」にも指定されており、文化財としても保護が図られています(表4)。

また、釧路湿原には絶滅が危惧されている淡水魚のイトウの生息も確認されています。

本市は多種多様な希少な野生動植物が生息生育できる豊かな自然環境を有しています(表3)。

種類	本市で見られる希少種			
		釧路地区	阿寒地区	音別地区
植物	81	60	32	3
鳥類	31	24	15	2
両生類	2	1	2	0
魚類	9	7	4	1

表3「北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック 2001」^{注6)}に記載されている希少野生動植物の種類

名称	法令	
阿寒湖のマリモ	文化財保護法	国指定特別天然記念物
タンチョウ	文化財保護法	国指定特別天然記念物
	種の保存法	国内希少野生動植物種
クマゲラ	文化財保護法	国指定天然記念物
オジロワシ	文化財保護法	国指定天然記念物
	種の保存法	国内希少野生動植物種
オオワシ	文化財保護法	国指定天然記念物
	種の保存法	国内希少野生動植物種
シマフクロウ	文化財保護法	国指定天然記念物
	種の保存法	国内希少野生動植物種
キタサンショウウオ	種の保存法	特定第二種国内希少野生動植物種
	文化財保護条例	市指定天然記念物
チュウヒ	種の保存法	国内希少野生動植物種
ニホンザリガニ	種の保存法	特定第二種国内希少野生動植物種

表4 法令で保護されている本市に生息生育する主な野生動植物



提供: 高橋進氏
オオワシ



提供: 高橋進氏
オジロワシ



提供: 高橋進氏
チュウヒ



タンチョウ

^{注6)} 北海道の希少野生動植物 北海道レッドデータブック 2001: 北海道の絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。絶滅の危険度を「絶滅種(Ex)」、「野生絶滅種(Ew)」、「絶滅危機種(Cr)」、「絶滅危惧種(En)」、「絶滅応急種(Vn)」、「希少種(R)」、「地域個体群(LP)」、「留意種(N)」の8カテゴリーに分類している。²⁵⁾

特徴 8 生態系からの多様な恵み

本市の約7割は森林です。森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場などの極めて多くの多面的機能を有し、私たちの暮らしと深く関わっています。²⁶ そのため、森林が荒廃や減少することで生物多様性の低下はもちろんのこと、土砂災害、水質の悪化、地球温暖化の促進など、私たちの生活に支障が生じることが考えられます。

釧路湿原も私たちの安全安心な生活を支えています。2016年（平成28年）の北海道豪雨では、釧路湿原が一旦、水を吸収して川の水位上昇を防いだことで、大被害を免れた例があり、釧路湿原の保水機能により、ピーク流量が約30%低下し、ピーク流量への到達が2日間遅延したと評価されています。今後、気候変動の影響で増加することが懸念される豪雨被害防止対策のためにも、釧路湿原の保全が重要であることがわかってきています。また、最も気温上昇が高いシナリオ RCP8.5 では“21世紀末においては釧路川やその支川の大雨時の流量が最大約2倍に増大することが予測”され、“それに伴い釧路湿原の保水機能の重要性がさらに増すことも予測”されています。²⁷

森林や釧路湿原の観光地としての機能や野生動植物の生息生育地としての機能など、本市では多様な生態系サービスを感じることができます。「J-ADRES」^{注8)}や「生態系保全・再生ポテンシャルマップ」^{注9)}では、本市の森林や釧路湿原の温暖化対策や治水機能などの生態系サービスが評価されています(図17～22)。

<J-ADRES による生態系サービスの評価>

炭素の吸収

阿寒地区や音別地区の森林が炭素を吸収することが評価されています(図17)。二酸化窒素(NO_2)と二酸化硫黄(SO_2)も森林が吸収します。森林によって汚染物質が大気中から除去されることが期待できます。



阿寒の森林

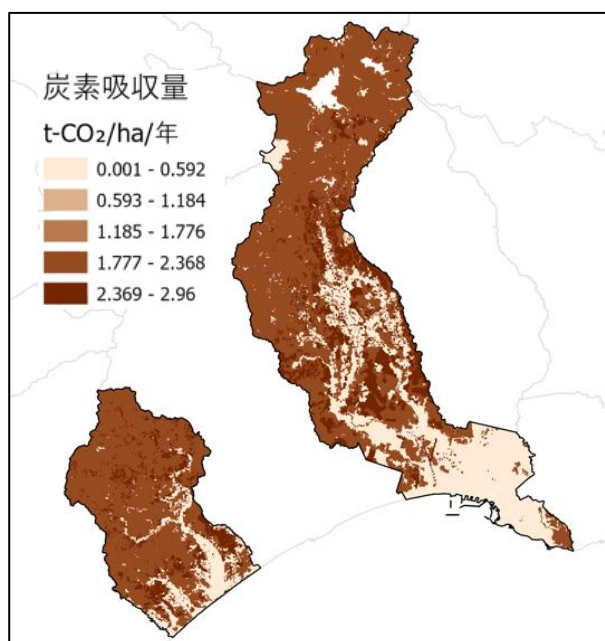


図17 炭素吸収量

土壌の流出防止

阿寒地区や音別地区の森林の土壌の流出防止効果が評価されています(図18)。植生による土壌の流出防止、そして流出防止による土壌中の窒素・リン酸などの栄養塩類の保持が期待できます。



音別ふれあいの森

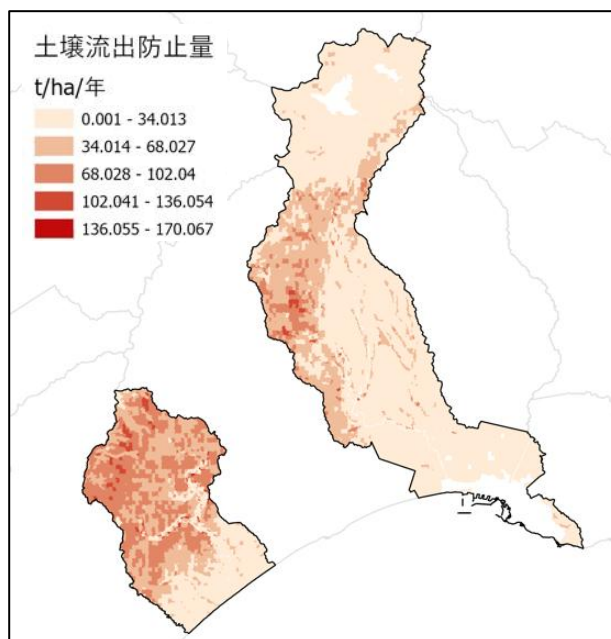


図18 土壌流出防止量

水の流れの調整

釧路川流域は、植生による洪水調整量が評価されています(図19)。これにより洪水時に川に一気に水が流れるのを防ぐことが期待できます。



新釧路川

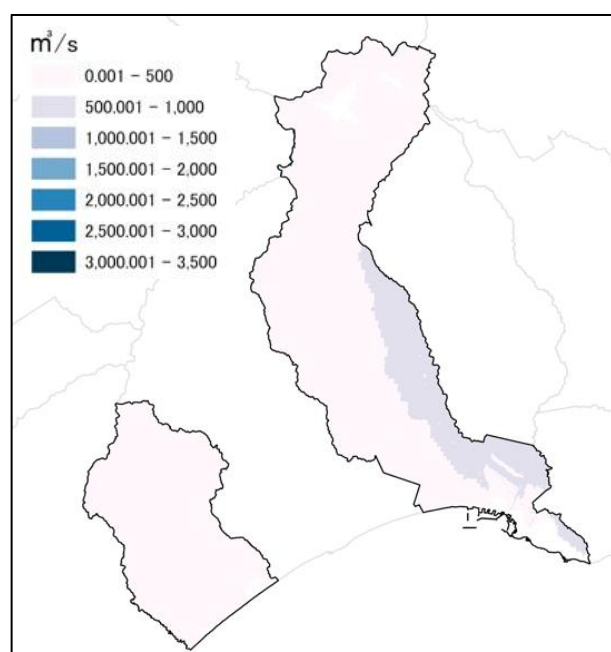


図19 洪水調整量

図17～19 ²² 環境省ホームページ「環境アセスメントデータベース」<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>を基に作成。

注8) J-ADRES: 自然の恵みと防災・減災を両立するための土地利用のあり方の検討を通して、災害に強くしなやかで自然の豊かさを享受できる地域社会の発展に貢献することを目的としたプロジェクト。²⁸

注9) 生態系保全・再生ポテンシャルマップ: 生態系の保全・再生を図ることで、生物多様性の保全だけではなく、防災・減災にも寄与すると考えられる場所を可視化するためのツール。災害に強く自然と調和した地域づくりの手段として Eco-DRRを進める際に、その効果が高いと見込まれる具体的な場所を可視化している。¹¹

<生態系保全・再生ポテンシャルマップ>

地理的湿潤度指数 (TWI) 注 10)

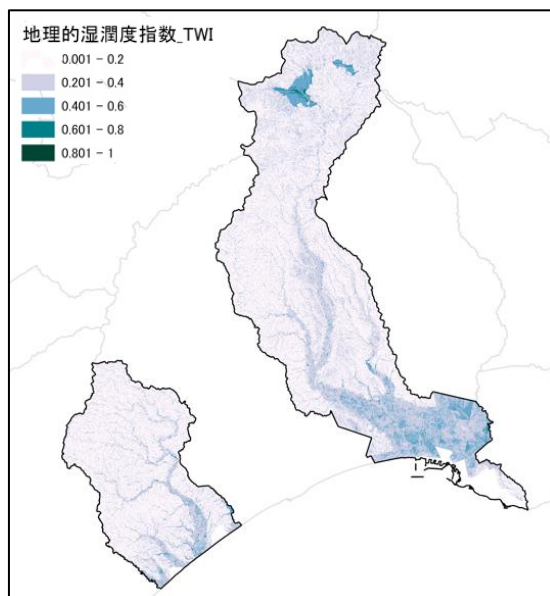


図 20 地理的湿潤度指数

最近接水鉛直距離 (HAND) 注 11)

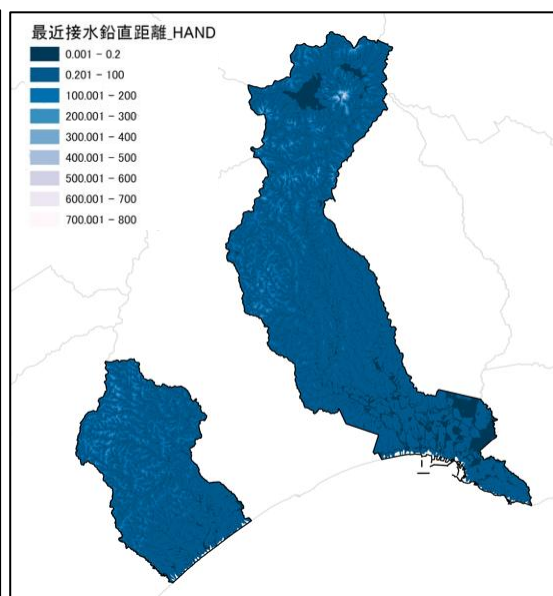
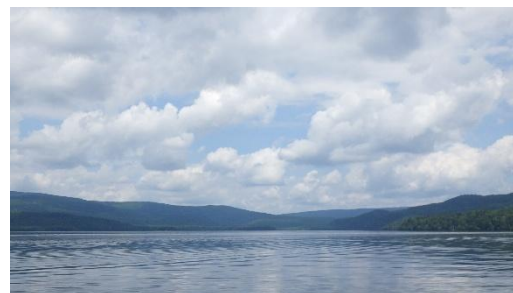


図 21 最近接水鉛直距離

釧路湿原国立公園の周辺や阿寒川などの河川、阿寒湖の湿地としての評価が高くなっています(図 20、21)。このような湿地としてのポテンシャルが高い場所は、野生動植物の生息生育地として重要な場となるだけでなく、一時的に水を貯留し、水の流出抑制に貢献する可能性が考えられます。



阿寒湖

注 10) 地理的湿潤度指数(TWI:Topographic Wetness Index):「湿地としてのポテンシャルがあり、一時的に水を貯留できる可能性がある場所」を示すことが目的。0-1 の範囲で「流域スケールで水が貯まりやすい場所」を評価。評価対象となるメッシュ上部の集水面積が大きく傾斜が小さいほど、地理的湿潤度数は大きな値となり、湿地的条件であるといえる。¹¹⁾

注 11) 最近接水鉛直距離(HAND:Height Above Nearest Drainage):「湿地としてのポテンシャルがあり、一時的に水を貯留できる可能性がある場所」を示すことが目的。「局所的に水が貯まりやすい場所(下流に水が抜けにくい場所)」を評価。評価対象となるメッシュに最も近い水路からの高さを示し、値が小さいほど湿地的条件であるといえる。¹¹⁾

雨水浸透機能^{注12)}

低地の森林、農地、草地での雨水の浸透機能が評価されています(図22)。

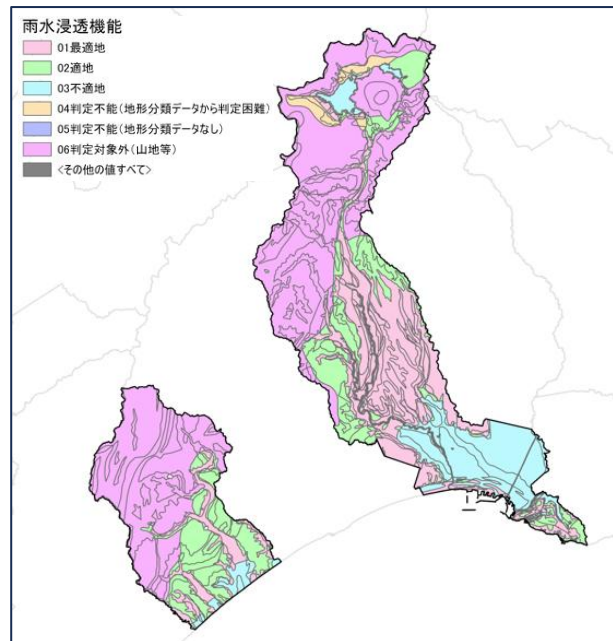
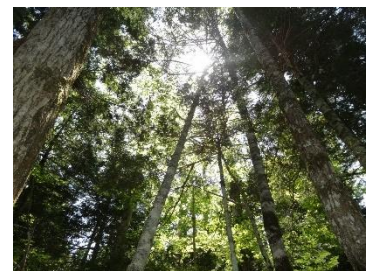


図22 雨水浸透機能

森林の持つ多面的機能

- ① 生物多様性保全機能: 遺伝子や生物種、生態系を保全するという、根源的な機能
- ② 地球環境保全機能: 二酸化炭素の吸収や蒸発散作用による、地球規模での自然環境調節
- ③ 土砂災害防止・土壌保全機能: 森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食を抑制、張り巡らされた根による土砂の崩壊を防除
- ④ 水源かん養機能: 降水を貯留することによる洪水の緩和、川の流量安定、また雨水が森林土壌を通過することによる水質浄化
- ⑤ 快適環境形成機能: 蒸発散作用などにより気候を緩和、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、いわゆるヒートアイランド現象の緩和
- ⑥ 保健・レクリエーション機能: フィトンチッドと呼ばれる樹木からの揮発性物質などによる健康増進効果、行楽やスポーツの場の提供
- ⑦ 文化機能: 行楽や芸術の対象、伝統文化伝承の基盤、森林環境教育や体験学習の場としての役割
- ⑧ 物質生産機能: 木材の生産、各種抽出成分、キノコの提供



阿寒の森林

^{注12)} 雨水浸透機能: 「緑地などとして残すことで雨水の浸透が期待できる場所」を示すことが目的。雨水浸透の促進が期待される地形・表層地質の組み合わせを評価。¹¹⁾

図20～22 ¹²⁾ 環境省生物多様性センター「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の基礎情報」 <https://www.biodic.go.jp/Eco-DRR/index.html> を基に作成。

特徴 9 釧路湿原の自然再生^{9,14}

釧路湿原では、全国に先駆けて自然再生推進法に基づいた自然再生の取組が始まりました。

「ラムサール条約登録前の姿にもどすこと」を目標に掲げ、湿原の再生に向けた取組を進めています。

釧路湿原は、約 25,800ha に及ぶ我が国最大の湿原であり、野生動植物の良好な生息生育環境であるほか、観光業にとっても重要な資源でもあるとともに、二酸化炭素の吸収機能や炭素貯留機能といった温暖化対策、大規模出水の際の治水機能、遊水機能を備えるグリーンインフラ^{注13)}としても重要な役割を果たし、多様な生態系サービスを私たちに提供してくれています。しかし、事業活動の拡大に伴い、湿原面積が著しく減少するとともに流域からの土砂や栄養分の流入によって、湿原生態系の変容が進み、湿原の機能の低下が危惧されるようになりました。2001 年（平成 13 年）に、北海道開発局による「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」が釧路湿原の現状と課題、目標、目標達成のための施策をまとめ、釧路湿原保全のためのプロジェクトチームが設置されました。2003 年（平成 15 年）1 月に自然再生推進法が施行されると、同年 11 月に、地域住民、団体、NPO、専門家、地方公共団体、国などの多様な主体が参画した「釧路湿原自然再生協議会」が設立され、全国に先駆けて自然再生推進法に基づいた自然再生の取組が釧路湿原で始まりました。目標設定から始まる事業の進め方や事業の考え方は「自然再生釧路方式」として自然再生事業のモデルとなっています。また、

「自然再生釧路方式」は 2002 年（平成 14 年）のラムサール条約第 8 回締約国会議において環境省が自然再生の事例として発表されました。

本市も釧路湿原自然再生協議会に参画し、湿原再生の取組に携わっています。



自然再生事業での調査

特徴 10 地域で守ってきた自然^{9,30,31,32}

その昔、釧路湿原は、「ヤチ」と呼ばれ、水はけが悪く不毛の大地として扱われていました。そのため大規模な開発は進んでいませんでしたが、高度経済成長期にヤチにも開発議論が浮上しました。当時は自然に配慮した開発が重要視されていなかったため、1971 年（昭和 46 年）に「北海道自然保護協会釧路支部（現釧路自然保護協会）」が設立され、釧路湿原の重要性を認識して無秩序な開発に歯止めをかけようという運動が始まりました。また、同年に釧路市立郷土博物館（現釧路市立博物館）は研究者や地域住民とともに「釧路湿原総合調査団（以下、「調査団」という）」を発足し、調査団は 1974 年（昭和 49 年）までの 4 か年で地質、動植物、昆虫、水質、遺跡などを総合的に調査し、釧路湿原の独特の成り立ちや豊かな生態系などの釧路湿原の価値を見出しました。1972 年（昭和 47 年）には釧路市と釧路地方総合開発促進期成会が

^{注13)} グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。²⁹

市民シンポジウム「釧路湿原の開発と自然保護を考える」を開催し、経済界の代表と自然保護関係者が釧路湿原の将来について懇談しました。このシンポジウムでの議論を踏まえ、1973年（昭和48年）に釧路地方総合開発促進期成会釧路湿原対策特別検討委員会が「釧路湿原の将来―開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見―」と題して、「自然保護優先の原則」など、開発と自然保護に関する3つの基本原則を掲げました。さらに、自然保護と開発の調和を図るために“昭和65年時点における釧路市街地の外延的拡大の限界線を、海岸線より約6キロメートル内にとどめるのが適当”と提言し、この“海岸線より約6キロメートル”は、後に釧路湿原国立公園の境界線となりました。

このような地域での議論を経て、1980年（昭和55年）に釧路湿原はラムサール条約に日本第1号で登録され、1987年（昭和62年）に国立公園に指定されました。ラムサール条約の登録及び国立公園の指定には調査団の調査報告書が役立ちました。地域が釧路湿原の価値を見出し、その価値を失うことがないように開発と自然保護の調和を図るための方策を検討し、この地域の行動がラムサール条約の登録、国立公園の指定につながりました。自然保護関係者のみではなく経済界も含めて地域の自然を守ってきた歴史は、全国でも珍しい事例であり、本市が誇る歴史でもあります。

現在においても、地域での自然保護活動は行われています。例えば、春採湖では地域が中心となって水質改善や自然環境保全を目的に調査研究や清掃活動に取り組んでいます。また、民間企業が自然保護活動に取り組んでいるエリアが自然共生サイトに認定されています。

ラムサール条約

湿原、沼、干潟などの湿地は、多様な動植物を育み、特に水鳥の生息地として重要ですが、干拓や埋め立てなどの開発の対象になりやすいため、湿地の保全の必要性が認識されるようになりました。また、水鳥の多くは国境に関係なく渡りをすることから、国際的な取組が求められるようになり、国際的に重要な湿地及びそこに生息生育する動植物の保全を促し、湿地の適正な利用を進めることを目的として、1971年（昭和46年）2月2日にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称：ラムサール条約）」が採択されました。ラムサール条約は、環境の観点から本格的に作成された多国間環境条約の中でも先駆的な存在であり、持続可能な利用という概念を、条約採択当初から適正な利用という原則で取り入れてきています。³³

1980年（昭和55年）に日本の条約加盟に伴い、釧路湿原は日本第1号で条約に登録されました。釧路湿原では、釧路国際ウェットランドセンターを中心に、調査研究、自然観察会や条約が採択された2月2日の「世界湿地の日」のイベントなどのふれあい活動、学校教育の場としての活用、JICA研修の受け入れなどの取組により、湿地の賢明な（適正な）利用を推進しています。

2. 釧路市の生物多様性の課題

本市の生物多様性の課題を以下に示します。

課題1 健全な生態系や自然景観の保全

本市は「釧路湿原国立公園」と「阿寒摩周国立公園」を有し、素晴らしい自然景観が広がっています。これら2つの国立公園は自然公園法により自然景観が保全されています。本市においても国の施策に連携し、国立公園及びその周辺の自然景観の保全を図ってきました。また、全国市長会の「国立公園関係都市協議会」は本市も発起人となって設立した協議会であり、本市は率先して国立公園の保護・保全・適正利用を推進してきました。

さらに、希少な鳥獣の生息地として国指定釧路湿原鳥獣保護区特別保護地区が指定されているほか、道指定の鳥獣保護区が7か所指定されており、野生動物の生息地としても保全が図られています。

しかし、土地の活用が進んだり、管理する担い手の不足などの社会状況の変化により、従来の施策のみでは本市の自然景観の保全が難しくなっている状況です。生態系や自然景観の保全は生物多様性保全の屋台骨であるため、本市の生物多様性を保全していくためには生態系や自然景観の保全に積極に取り組む必要があります。

<自然と再生可能エネルギーの調和を目指した取組>

本市は「釧路市ゼロカーボンシティ宣言」を掲げ、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、環境にやさしいエネルギーの導入促進に取り組んでいます。また、釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園を「ゼロカーボンパーク」に登録し、再生可能エネルギーや100%再生可能エネルギー由来電力の導入を推進しています。しかし、近年、自然環境が豊かな場所での太陽光発電施設の設置が進行しており、野生動植物の生息生育地が脅かされる事態が懸念されています。そのため、自然と再生可能エネルギーの調和を目指した取組を進めています。

ノーモアメガソーラー宣言

2025年（令和7年）5月30日の定例市長・市政記者懇談会で、太陽光発電施設の設置に関する現状や課題を踏まえ、本市の意思を明確に示す「ノーモアメガソーラー宣言～釧路湿原をはじめとする豊かな自然と再生可能エネルギーの調和を目指して～」を発出しました。地域の類まれなる豊かな自然を地域の宝として次世代へ守り継いでいかなければならない一方で、地球温暖化の防止は私たちの未来を守る喫緊の課題であることから、地域と共生する再生可能エネルギー事業を積極的に進めていくことと合わせて、自然環境と調和が成されない太陽光発電施設の設置を望まないという本市の意思を、この宣言で示しました。6月が環境月間であることを踏まえ、釧路市の自然環境について改めて考える機会となるよう、6月1日付

の宣言としています。

釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例

2023 年（令和 5 年）7 月に豊かな自然環境や生物多様性、優れた景観を将来の世代に継承していくため、太陽光発電施設の設置に関し必要な事項などを定め、人と自然が共生した持続可能な地域社会の発展に寄与することを目的に、「釧路市自然と共生する太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定し、出力 10kW 以上の太陽光発電施設（地上設置型に限る）を設置する場合は、市長に届け出る制度を設けました。

このガイドラインを発展させ、2025 年（令和 7 年）10 月に「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」を制定し、出力 10kW 以上の太陽光発電施設を設置する場合は、市長の許可を必要としました。さらに、釧路湿原を象徴する野生動物 5 種（タンチョウ、オジロワシ、チュウヒ、オオジシギ、キタサンショウウオ）を「特定保全種」として指定するとともに、その生息の可能性が高い場所を「特別保全区域」に指定し、特別保全区域での太陽光発電施設の設置に当たっては、特定保全種の生息調査と保全対策を義務付けています。

釧路市再生可能エネルギーゾーニングマップ

本市における豊かな自然環境の保全と再生可能エネルギーの導入推進の両立を図るため、地上設置型の太陽光発電施設と畜産バイオマスを対象に、開発を促進するエリアなどを示したゾーニングマップを 2026 年（令和 8 年）6 月に作成しました。

課題2 野生動物の保護管理

本市には種の保存法の国内希少野生動植物種及び文化財保護法の天然記念物に指定されている野生動植物が多く生息しています（表 4）。これらの希少な野生動植物が生息生育している環境を有していることは本市の誇りでもあります。保護増殖事業などの取組によりタンチョウやオジロワシなどの希少な野生動物の個体数は回復傾向にある一方で、土地の利用が進んでおり、野生動植物の生息生育地の減少が危惧されています。さらに、線路や道路での希少な野生動物の事故の確認数は増加傾向にあります（表 5～7）。^{34,35,36} 現時点では希少ではない野生動物であっても生息場所の減少や人との軋轢が進むことで、将来的に希少になることも懸念されます。

また、全国的に問題となっているエゾシカによる農業被害やヒグマの出没は本市においても課題です。さらに、エゾシカの線路や道路上での事故が発生しており、軋死体に群がる希少猛禽類のさらなる事故も課題



提供：釧路自然環境事務所
猛禽類から視認されないようにエゾシカの轢死体を覆うシート

となっています。2022 年（令和 4 年）に本市が呼びかけ、鉄道事業者、国、沿線自治体、民間企業と希少猛禽類の列車事故に関する意見交換会を開催し、エゾシカの礫死体に群がる希少猛禽類の対策について話し合いました。この意見交換会での意見をもとに、鉄道事業者は対策を試行しています。

本市は森林が市の約 7 割を占めており、多くのエゾシカやヒグマが生息しています。私たちと野生動物が共存している社会形成が課題です。

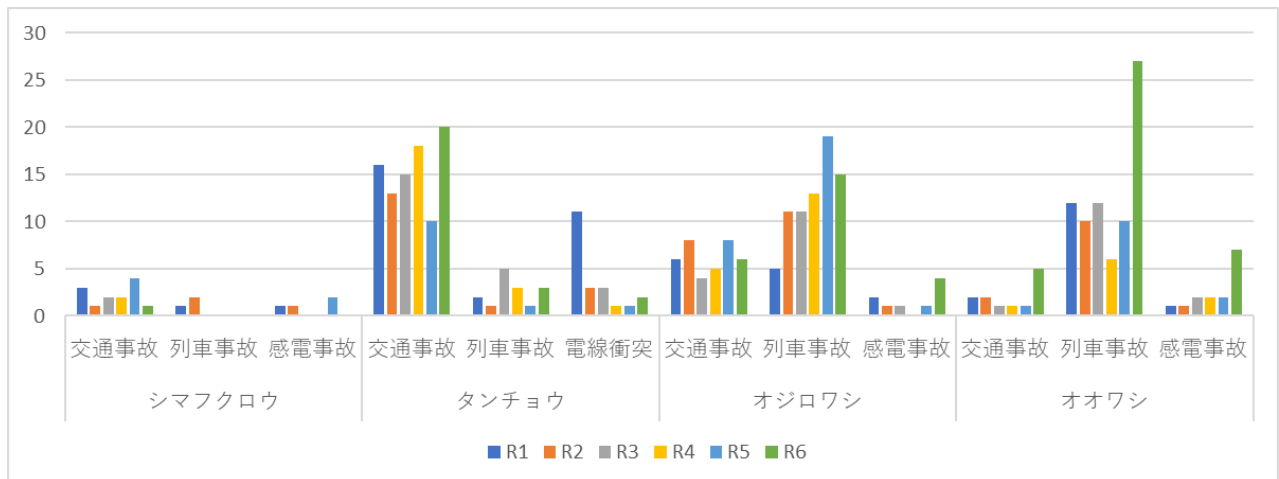


表 5 希少猛禽類傷病個体収容件数

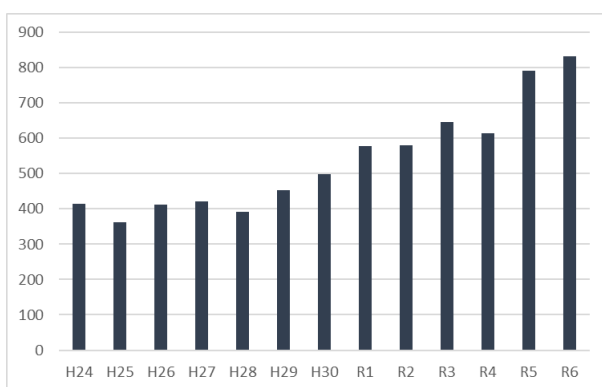


表 6 エゾシカが関係する交通事故発生件数
（釧路総合振興局管内）

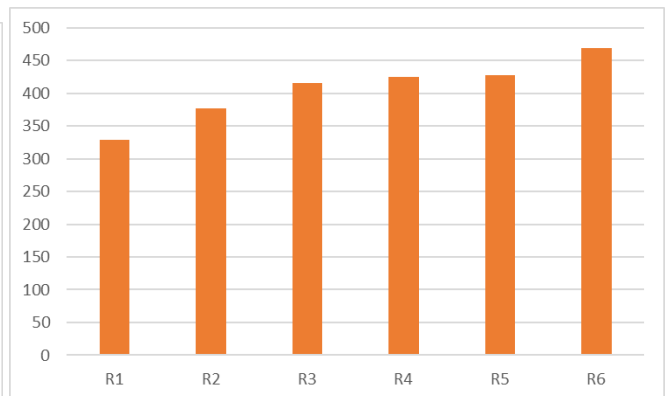


表 7 列車(花咲線)におけるエゾシカとの衝突件数

表 5 ³⁴ 環境省釧路自然環境事務所「令和6年度におけるシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ及びオオワシの傷病個体収容結果について」https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/press_00177.html を基に作成

表 6 ³⁵ 北海道「エゾシカとの交通事故防止について」https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/ht/traffic_accident.html を基に作成

表 7 ³⁶ JR 北海道「花咲線における野生動物との衝突事故を防ぐ取り組みについて」https://www.jrhokkaido.co.jp/CM/Info/press/pdf/20250530_KU_hanasakiyasei.pdf を基に作成

環境治療とは、人間と動物を育む自然環境を健全で安全なものに変えていく取組です。釧路市内では、民間企業と国が希少猛禽類と人間活動の軋轢を緩和させるために、感電対策やロードキル対策に取り組まれています。

① 感電対策

猛禽類医学研究所、北海道電力（株）、北海道電力ネットワーク（株）、環境省が連携し、希少猛禽類の感電死を防ぐためのバードチェッカー（電柱に鳥類が止まることができないようにするための器具）が設置されています。



提供:北海道電力ネットワーク

バードチェッカー

② ロードキル対策

猛禽類医学研究所、国土交通省、環境省が連携し、ロードキル対策が行われています。道路に溝を刻む「グルーピング」を施し、発生する音によって近づいてくる車の存在を猛禽類に知らせ、交通事故を防ぎます。ワシやタンチョウなどが道路をよく横断する場所では、橋の欄干などにポールやワイヤーを設置することで鳥の飛翔高度を高め、交通事故を防ぎます。



提供:釧路開発建設部

欄干のポール

課題3 外来生物の防除

「春採湖ヒブナ生息地」として文化財保護法の天然記念物に指定されている春採湖では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）」により特定外来生物に指定されているウチダザリガニによる生態系への影響が懸念されています。そのため、本市は外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、防除を実施しています。阿寒湖のウチダザリガニは環境省が中心となって防除に取り組んでいます。

外来生物の被害を防ぐためにも、ウチダザリガニの防除活動を市、市民、事業者が連携して実施し、外来生物の影響やペットの適正飼養に関する意識醸成につなげることも重要です。

また、市民生活や事業活動に影響を及ぼしているアライグマ、カニクイアライグマ、アメリカミンクについても防除実施計画を作成し、必要に応じて防除に取り組んでいます。本市の生物多様性を保全するためにも外来生物の継続的な防除活動が課題です。

種類	本市で見られる外来種			
		釧路地区	阿寒地区	音別地区
植物	162	144	75	63
哺乳類	4	4	4	1
鳥類	2	1	0	2
魚類	3	3	2	0
その他	1	1	1	0



ウチダザリガニ

表 8 「北海道の外来種リスト北海道ブルーリスト 2010」^{注14)}に記載されている外来種の種類

注14) 北海道ブルーリスト 2010:北海道に生息生育する外来種のリスト ³⁸

課題 4 自然資源の持続的な利用

本市の生物多様性は、酪農を主力とする農業、豊富な森林資源を有する林業、そして国内有数の水揚げ量を誇る水産業に恵みをもたらしています。健康、レクリエーションの観点からも生物多様性は重要であり、公園などの身近な自然は私たちに安らぎを与えてくれます。本市を訪れる観光客も生物多様性からもたらされる恵みである、食、温泉、登山や湿原散策などを楽しんでいます。私たちの暮らしや事業活動は生物多様性に支えられています。今後も私たちの暮らしや事業活動を安定的に継続していくために、自然資源の持続可能性に配慮した選択をする行動が当然となるような社会を形成していくことがこれからの課題です。



遊覧船

持続可能な森林管理に向けた取組³⁹

一般財団法人前田一步園財団（以下「財団」という。）は、阿寒摩周国立公園の中の森林3,892haを管理しています。財団が管理している森林は、阿寒摩周国立公園の特別地域、森林法の保安林、鳥獣保護区に指定されており、風致景観や野生動植物の生息生育環境に配慮しながら森林の多面的な機能の強化・充実に図るため、人工林の保育や天然林の改良、エゾシカ被害対策などの事業に取り組まれています。また、優れた自然環境の保全と適正な利用が促進されるよう、調査研究、自然観察会、保全活動に対する助成や顕彰などの事業にも取り組まれています。

課題 5 普及啓発

本市では、地域の担い手となる小・中学生が、本市の良好な自然環境を保全するための行動ができる力を育むことを目的に、様々な環境教育や自然体験による学習に取り組んでいます。また、市民、事業者の環境保全意識の向上を図るための取組も実施しています。しかし、野立ての太陽光発電施設の設置などによる湿原や緑地の減少、ごみの投棄など、本市の豊かな自然や生物多様性に関する普及啓発はまだ十分ではありません。生物多様性の保全の取組は、私たちひとりひとりが環境への理解を深め、日常生活や事業活動において、環境に配慮した行動を実践することが何より重要です。そのためには、重点的に普及啓発に取り組み、私たちひとりひとりの意識醸成、行動変容を促していくことが重要であり、これからの課題です。さらに、より効果的な生物多様性保全に取り組むために、民間企業や市民団体などと連携した取組も重要です。

<地域への愛着を育む「ふるさと教育」の充実>

釧路湿原の自然の豊かさのみならず、釧路湿原の保全の歴史、それに携わってきた先人たちの足跡を子どもたちが知り、それをもとに地域への誇りと愛着を育み、定住人口

を増やすことを目標に、小学校での「ふるさと教育」に取り組んでいます。

釧路教育研究センターの郷土読本・地域学習研究グループは、小学校4年生における13時間からなる湿地教育を、社会科の時間に取り組むカリキュラムとして作成しました。このカリキュラムでは、昔の釧路湿原の様子や釧路湿原がラムサール条約登録や国立公園の指定に至るまでの経緯、釧路湿原の自然環境を教室やフィールドワークで学びます。さらに、社会科の郷土読本「くしろ」でも、釧路湿原を紹介しています。釧路湿原を、自然環境について学ぶ教材として「理科」だけで活用するのではなく、釧路湿原と歩んできた本市の歴史を学ぶための教材として「社会科」でも扱っていることは本市の特徴です。



フィールドでの湿原学習



小学校での湿原学習

春採湖における民間企業や市民団体などと連携した保全活動

春採湖は野鳥の飛来地であるとともに、市街地の中の自然とふれあう場として、市民に親しまれています。また、道指定鳥獣保護区、国指定天然記念物「春採湖ヒブナ生息地」として保護されています。

春採湖の自然環境を保全していくために、民間企業や市民団体などと連携して保全活動に取り組んでいます。

①清掃活動

2020年（令和2年）から春採公園の清掃活動に取り組んでいます。清掃活動には、民間企業や市民団体などに参加していただいています。

②調査研究

春採湖とその周辺の水質浄化と自然環境保全のための基礎的な調査を行うため、1985年（昭和60年）に研究者が中心となって「春採湖調査会（事務局：釧路市）」が設立されました。春採湖調査会では、毎年、春採湖の水質やヒブナの生息状況、水生植物の生育状況の調査を行っています。調査結果は、市のホームページやパネル展などで公表しています。また、普及啓発を目的としたウチダザリガニの捕獲活動には市民にも参加していただいています。



春採湖

課題 6 自然環境に関する情報収集

全国的な自然環境情報は環境省などが公開しており、国立公園や鳥獣保護区は国や道により自然環境調査が行われています。また、釧路湿原は釧路湿原自然再生協議会によって調査研究が行われています。このような調査研究から、本市には、環境省レッドリストや北海道レッドデータブックで絶滅危惧種に分類されている野生動植物が多数生息生育していること、生物多様性の保全上重要な場所が分布していることを把握することができます。このように全国レベルでの情報は整備されていますが、本市が本市の生物多様性の保全に取り組むにあたり基本となる本市の自然環境に関する具体的な情報が十分に整理されている状況ではありません。より適切な保全活動を行うためには、本市の自然環境の情報収集が急務となっています。また、多くの主体とともに本市の生物多様性を保全していくために、収集した情報を多くの主体が活用することができるような体制を構築することも重要です。

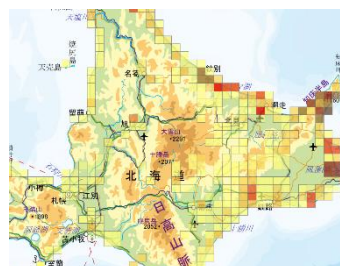
公開されている自然環境情報

環境省や釧路湿原自然再生協議会では自然環境の情報をインターネットで公開しています。

① 環境アセスメントデータベース“EADAS(イーダス)”²²

環境省は、環境アセスメントにおいて地域特性を把握するために必要となる自然環境や社会環境の情報を、インターネットで地理情報システム（GIS）により無料で提供しています。

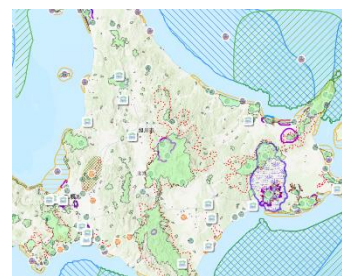
URL:<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>



② 生物多様性「見える化」マップ⁴⁰

環境省は、全国の保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所などをインターネットで地理情報システム（GIS）により無料で提供しています。

URL:<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>



③ 湿原データセンター¹⁴

釧路湿原自然再生協議会は釧路湿原の基礎的な情報や自然環境情報をインターネットで公開しています。また、太陽光発電事業を計画するにあたり事業者が希少な野生動物の生息地などに配慮していただくために、「太陽光発電事業計画策定にあたって配慮すべき希少種の生息地」として「タンチョウ営巣適地度」や「キタサンショウウオ生息適地」を公開しています。

URL:https://kushirodata-center.env.go.jp/meeting/solar_webmap.html

課題 7 地球規模の環境問題

気候変動などの地球規模の環境問題は、世界中の生物多様性を損失させます。広域の環境問題による生物多様性の損失を食い止めるためには、地域が主体となって、地域の実状に応じた施策を展開することも重要です。本市においても「ゼロカーボンシティ宣言」、「デコ活」の取組推進、「ゼロカーボンパーク」の登録など、脱炭素社会に向けて取り組んでいます。しかし、一方で、野立ての太陽光発電施設の設置による自然景観の劣化や野生動植物の生息生育地の減少が懸念されています。自然環境と調和した脱炭素の取組が課題となっています。

生物多様性や生態系サービスを活用した気候変動の適応策は「Ecosystem-based Adaptation あるいは Ecosystem-based Approaches to Climate Change Adaptation (EbA：生態系を活用した気候変動適応策)」と呼ばれています。²⁹ EbA の考えを取り入れた取組は、湿原が有する治水・遊水機能や森林による土砂流出防止機能などを活用した取組です。

生物多様性保全に取り組むことで、気候変動対策の取組も進むことを目指します。

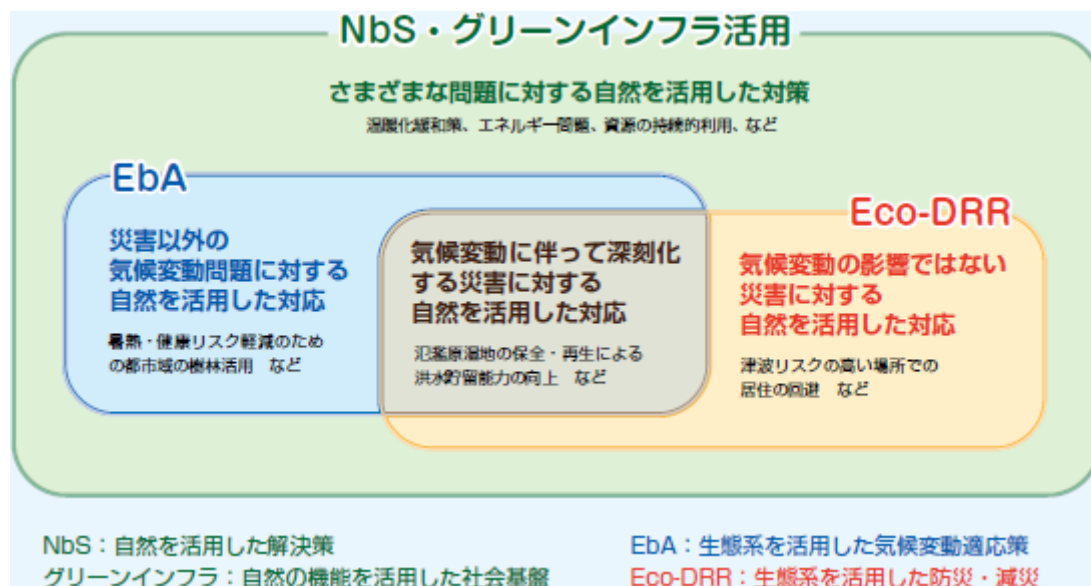


図 23 EbA と関連概念 ²⁹

ブルーカーボン ^{41,42}

沿岸・海洋生態系が光合成により二酸化炭素を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のことを、ブルーカーボンと呼びます。二酸化炭素の吸収源対策の新しい選択肢として、注目が集まっています。ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれています。本市においても、株式会社ジャパンプルーカーボンプロジェクトと釧路ガス株式会社が、釧路港の海域に昆布の森を作り、海の二酸化炭素吸収源である海藻や海草を増やす取り組みを進めています。ブルーカーボン生態系は、二酸化炭素吸収源としての機能以外に水質浄化機能や水産資源の活性化、教育及びレジャーの場の提供など、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしてくれます。

第3章 基本戦略と目標

1. 目指す姿(将来像)

本戦略は、私たちの暮らしの充実とタンチョウをはじめとした野生動植物が生息生育する本市の雄大な自然が調和した社会、つまり人と自然が共生した持続可能な社会の発展に向けた取組を進めるための戦略です。このため、本戦略では「人と自然が共生した社会」を目指す姿(将来像)とし、取組を進めていくこととします。

「人と自然が共生した社会」を目指すにあたり、本戦略の計画期間である2030年度までの目標を「多くの主体が生物多様性を理解し、生物多様性保全を意識した行動をとっている」状態とします。釧路湿原や阿寒湖といった日本を代表する雄大な自然の中でタンチョウをはじめとした野生動植物が生息生育している本市の姿を将来まで継続するために、市民や事業者が生物多様性の恵みを理解し、これらの恵みを将来に渡って享受し続けるために必要な活動に取り組んでいる状態を目指します。



参考:生物多様性に関するアンケート調査

(2025年(令和7年)10月15日~2026年(令和8年)2月28日実施 回答数104人)

生物多様性を理解している市民 58%

生物多様性を意識した行動をとっている市民 83%

2. 基本戦略

本戦略では、前項で掲げた2030年度までの目標に向けて、3つの基本戦略を掲げ、基本戦略ごとに状態目標及び行動目標を設定します。

基本戦略Ⅰ 健全な生態系の保全 ～自然を守る～

生物多様性の保全上、重要な場所の生態系の保全に取り組めます。

自然を利活用するためには、自然を守ることが重要です。自然を守ることが、私たちの暮らしや事業活動の基盤となる自然資源の保全につながります。基本戦略Ⅰに取り組むことで、基本戦略Ⅱの自然資源の持続可能な利用も推進されます。

基本戦略Ⅱ 自然資源の保全と持続可能な利活用 ～自然と社会、経済の調和を図る～

自然に負荷を与えない行動を推進し、私たちの暮らしや事業活動と自然との調和を図っていきます。自然資源の保全と持続可能な利用を意識した行動は、自然を守ることにもつながります。基本戦略Ⅱに取り組むことで、基本戦略Ⅰの生態系の保全につながります。

基本戦略Ⅲ 多様な主体の参画と貢献 ～自然の価値を認識し、広める～

基本戦略Ⅰ及び基本戦略Ⅱの土台となる戦略です。

本市の生物多様性の価値を広め、市民や事業者の意識向上・行動変容を促します。

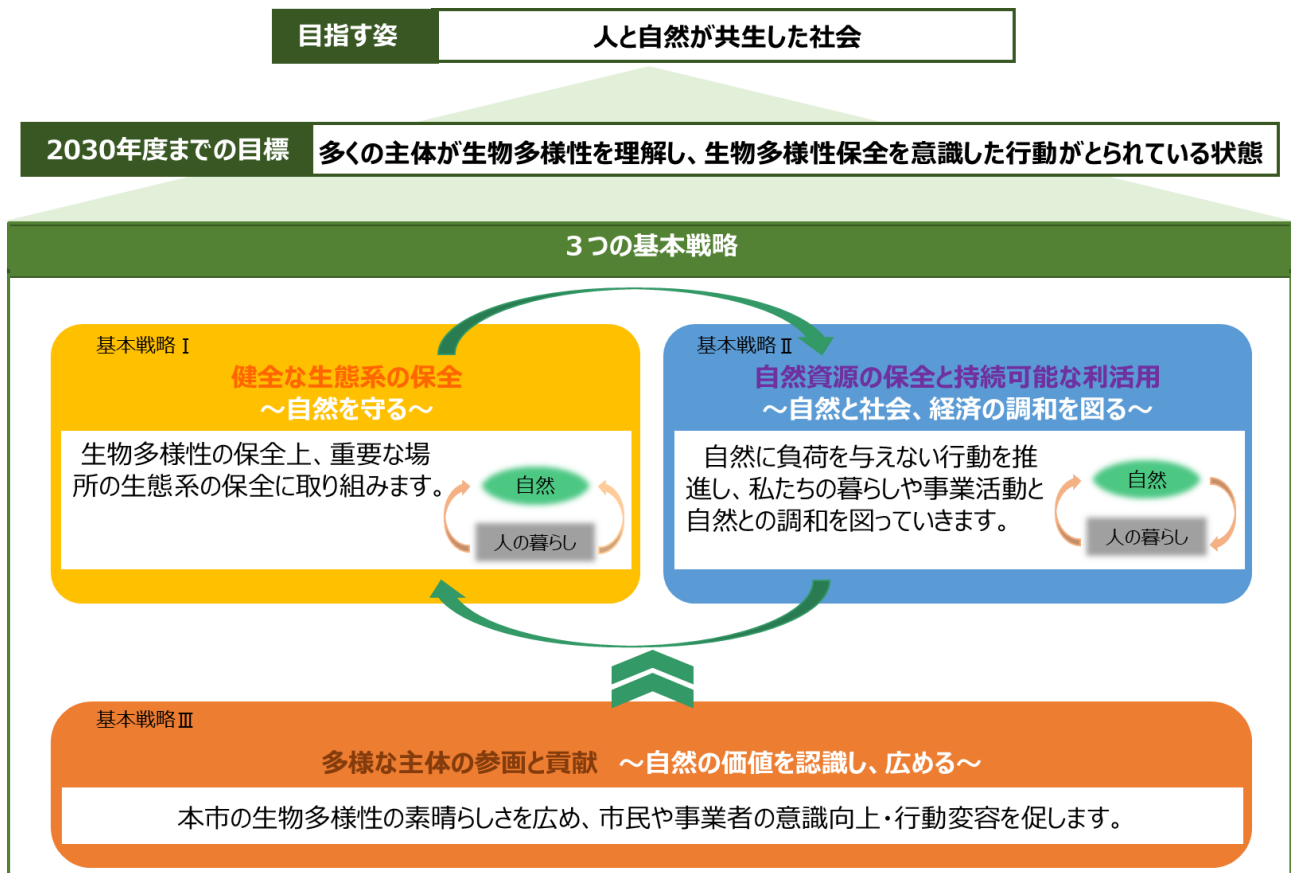


図 24 基本戦略と目標

3. 基本戦略に応じた目標・施策

前項に掲げた基本戦略に応じた目標及び施策を示します。本章で示す行動目標は市が主体となって取り組みます。

基本戦略Ⅰ 健全な生態系の保全 ～自然を守る～

生物多様性の保全上重要な場所の生態系の保全に取り組みます。

本戦略は市域全域を対象としていますが、本市の生物多様性保全の取組を効果的・効率的に実施するために、生物多様性の保全上重要な場所の保全を優先的に取り組みます。そのため、守りたい場所を選定しました。まずは、守りたい場所の生物多様性を優先的に保全することで、私たちの暮らしや事業活動の基盤となっている生態系の保全を図ります。

(1) 重要な場所の生態系の保全

【課題1 健全な生態系や自然景観の保全 課題2 野生動物の保護管理】

状態目標 生物多様性の保全上重要な場所の生態系が保全されている

施策① 法令による保護地域の生態系の保全

本市の生物多様性の保全上重要な場所としてまず挙げられるのは、国立公園及び鳥獣保護区の法令による保護地域です。これらの保護地域は国や北海道と連携し、生物多様性保全の取組を進めています。今後も取組を継続し、**景観や野生動植物の生息生育状況などの保護地域としての資質を維持するとともに**、国立公園や鳥獣保護区に指定されていない場所であっても、これらの保護区としての資質が認められる場所については、**法令による保護地域の指定やラムサール条約湿地の登録を目指します。**

行動目標

- ・ 法令による保護地域の指定（区域拡張）に向けた作業に取り組みます
- ・ ラムサール条約湿地の区域拡張に向けた作業に取り組みます
- ・ ラムサール条約自治体認証を申請します

状態目標

- ・ 景観や野生動植物の生息生育状況などの保護地域としての資質が維持されている
- ・ 法令による保護地域の面積が増加している
- ・ ラムサール条約湿地の面積が増加している

ラムサール条約自治体認証⁴³

ラムサール条約事務局が、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育などに関する国際基準に該当する自治体に対して認証を行う制度で、自治体のブランド化、及び地域における湿地の保全や賢明な利用（ワイズユース）の推進を目的としています。認定を希望する自治体がラムサール条約事務局に申請するものです。

施策② 守りたい場所の生態系の保全

法令による保護地域の他にも、本市には生物多様性の保全上、重要な場所があります。また、本市は自然が豊かな一方で、住宅地や工場もあります。そのため、市域全体で同じレベルで生物多様性保全に取り組むことは難しいことから、生物多様性の保全上重要な場所の保全を優先的に取り組むこととしました。そのため、国などが整備している自然環境情報や市民を対象としたアンケートの結果を参考にし、生物多様性を特に守りたい場所（以下「保全推進地域」という。）を選定しました(図 25、資料編)。保全推進地域は法令により行為が規制されている場所ではありませんが、本市の生物多様性を保全していくために、**保全推進地域での各種行為は極力回避するよう事業者などに説明していきます**。また、保全推進地域ごとに取組方針を示し(表 9、図 26)、**方針に基づいた取組を進めることで、保全推進地域の良好な自然環境の保全に努め、本市の生物多様性の保全を図ります**。

保全推進地域は、法令による保護地域の指定や自然共生サイトの認定も目指します。

保全推進地域においても生態系が保全されている状態を目指します。

行動目標

- ・ 良好な自然環境の保全に努めます
- ・ 自然共生サイトの認定に向けた作業に取り組みます
- ・ 法令による保護地域の指定（区域拡張）に向けた作業に取り組みます（再掲）

状態目標

- ・ 保全推進地域においても生態系が保全されている
- ・ 法令による保護地域の面積が増加している（再掲）

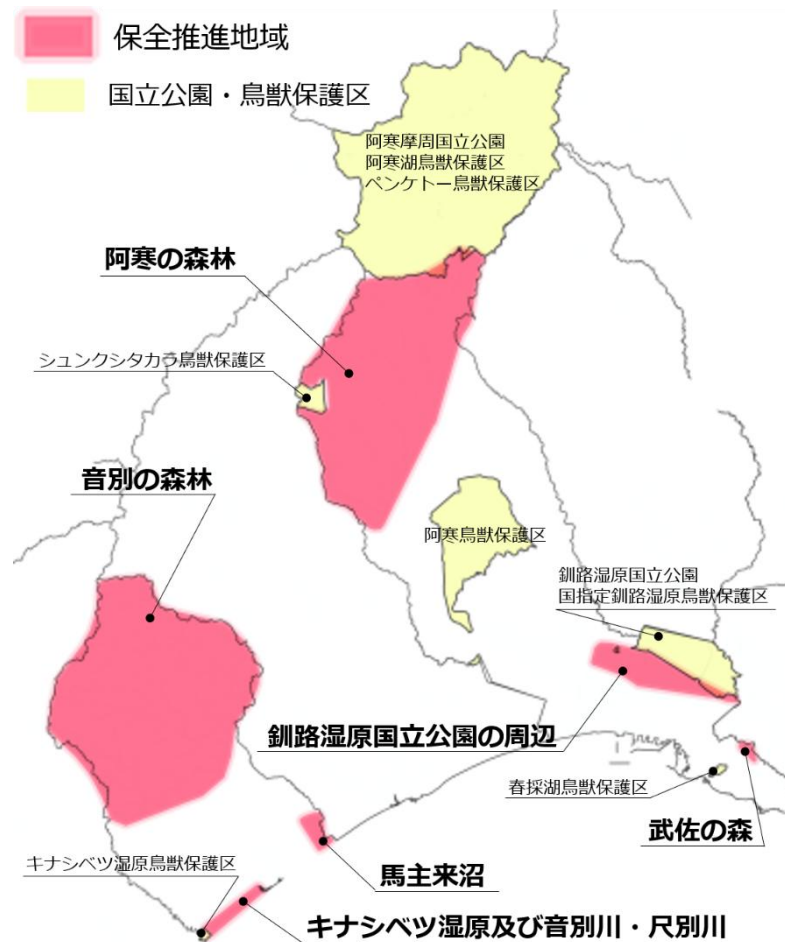
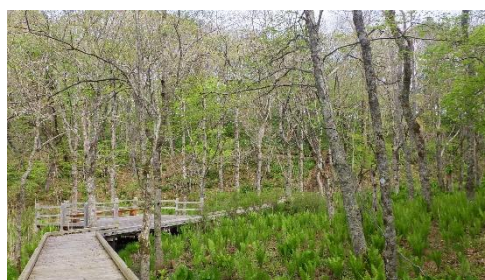


図 25 保全推進地域

保全推進地域の選定

環境省が提供している「生物多様性「見える」化マップ」などの全国的に整備された本市の自然環境の情報及び市民アンケートをもとに、本市の生物多様性保全上、重要な場所を選定しました(資料編)。しかし、適切な保全対策に取り組むためには、その基本となる本市の自然環境に関する具体的な情報が十分に整理されている状況ではなく、本戦略では保全推進地域の詳細な範囲や具体的な行動目標を示すことはできませんでした。そのため、今後、保全推進地域の自然環境情報の把握に努めることとし、得られたデータをもとに必要な保全対策を具体的に検討し、取り組んでいくこととします。



武佐の森



音別ふれあいの森

名称(場所の目安)	特長	取組方針
阿寒の森林 (阿寒摩周国立公園の南側に広がる森林)	・多様な野生動植物の生息生育地 ・自然林	■ 関係者・関係団体とも連携し、自然環境の把握に努める。 ■ 関係者・関係団体の取組に協力し、森林の多面的機能を維持する。
釧路湿原国立公園の周辺 (釧路湿原国立公園の南側、高速道路の北側に広がる湿原)	・多様な野生動植物の生息生育地 ・湿原植生 ・日本最大の湿原	■ 関係者・関係団体とも連携し、自然環境の把握に努める。 ■ 関係者・関係団体の取組に協力し、湿原の多面的機能を維持する。
武佐の森 (武佐の森公園)	・ミズナラの巨木 ・自然とふれあうことができる場	■ 関係者・関係団体とも連携し、自然環境の把握に努める。 ■ 自然とふれあうことができる機能を維持する。
音別の森林 (音別地区の北側に広がる広大な森林)	・自然林 ・自然とふれあうことができる場	■ 関係者・関係団体とも連携し、自然環境の把握に努める。 ■ 関係者・関係団体の取組に協力し、森林の多面的機能を維持する ■ 自然とふれあうことができる機能を維持する。
馬主来沼 (馬主来沼)	・重要湿地 ・自然草原 ・自然とふれあうことができる場	■ 関係者・関係団体とも連携し、自然環境の把握に努める。 ■ 関係者・関係団体の取組に協力し、海岸景観を維持する
キナシベツ湿原及び音別川・尺別川 (キナシベツ湿原、音別川、尺別川)	・重要湿地 ・自然草原 ・野生動物の生息地	■ 関係者・関係団体とも連携し、自然環境の把握に努める。 ■ 関係者・関係団体の取組に協力し、海岸植生や野生動物の生息生育地を維持する

表9 保全推進地域ごとの取組方針

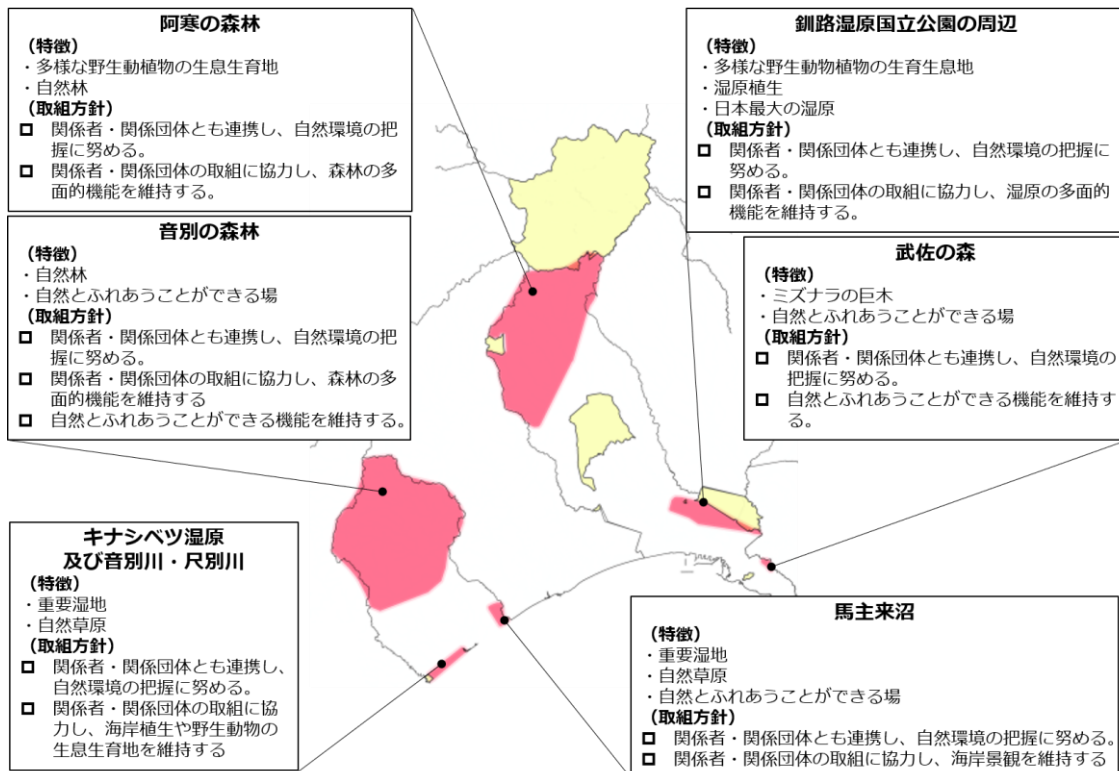


図 26 保全推進地域ごとの取組方針

<釧路市の 30by30>

本市は国立公園が2か所、国指定鳥獣保護区が1か所、道指定鳥獣保護区が7か所指定されており、法令で保護されている面積は約34,851haです。さらに、保護地域として国際的なデータベースに登録されている自然共生サイト1か所25haを含めると、市全体の約26%が保護地域として生物多様性が保全されていることとなります。今後、法令に基づく保護地域や自然共生サイトを増やし、本市においても30by30を目指すことで、国家戦略の目標達成、つまりは世界規模の生物多様性保全に、貢献することができ

保護区		釧路市域(ha)	備考
国立公園	釧路湿原	2,595	
	阿寒摩周	25,598	
国指定鳥獣保護区	釧路湿原	(1,975)	※全域が釧路湿原国立公園内
道指定鳥獣保護区	シュンクシタカラ	552	
	阿寒湖	(8,812)	※全域が阿寒摩周国立公園内
	ペンケトー	515	
	阿寒	5,340	
	駒牧高谷	111	
	春採湖	74	
	キナシベツ	66	
自然共生サイト	ピリカネツの森	25	
合計		34,876	※重複を除く

表 10 法令で保護されている保護区の釧路市域の面積

施策③ 法令により保護されている野生動植物の保全

本市の生態系を保全するにあたって、野生動植物の保全が重要です。本市に生息生育している種の保存法の国内希少野生動植物種及び文化財保護法の天然記念物の野生動植物(表4)については、国や北海道と連携し、保護を進めています。シマフクロウ及びタンチョウは釧路市動物園を中心に種の保存法に基づく保護増殖事業に取り組んでいます。阿寒湖の大型球状マリモはその保護管理手法の確立を目指して、保全活動・調査研究に取り組んでいます。今後もこれらの取り組みを継続することで、法令で保護されている野生動植物を野生下で観察することができる状態を維持します。

行動目標

- ・ タンチョウ及びシマフクロウの保護増殖事業に取り組めます
- ・ 大型球状マリモの回復に向けた事業に取り組めます

状態目標

- ・ 法令により保護されている野生動植物を野生下で観察することができる状態が維持されている

(2) 特定外来生物の対策

【課題 3 外来生物の防除】

状態目標 特定外来生物による生態系への影響が抑えられている

施策 特定外来生物の防除

本市では継続的に春採湖のウチダザリガニの防除に取り組んでいます。特定外来生物の駆除には時間を要することから、春採湖の生態系を回復させるためにも今後も防除活動を継続します。アライグマについても生息が確認されていることから、市民に情報提供を求めるなど、生息状況を注視し、必要に応じて防除に取り組めます。特定外来生物の被害が減っている状態を目指します。

行動目標

- ・ 特定外来生物の防除事業に取り組めます
- ・ 特定外来生物の情報を収集し、必要に応じて防除対策を実施します

状態目標

- ・ 特定外来生物の被害が減っている

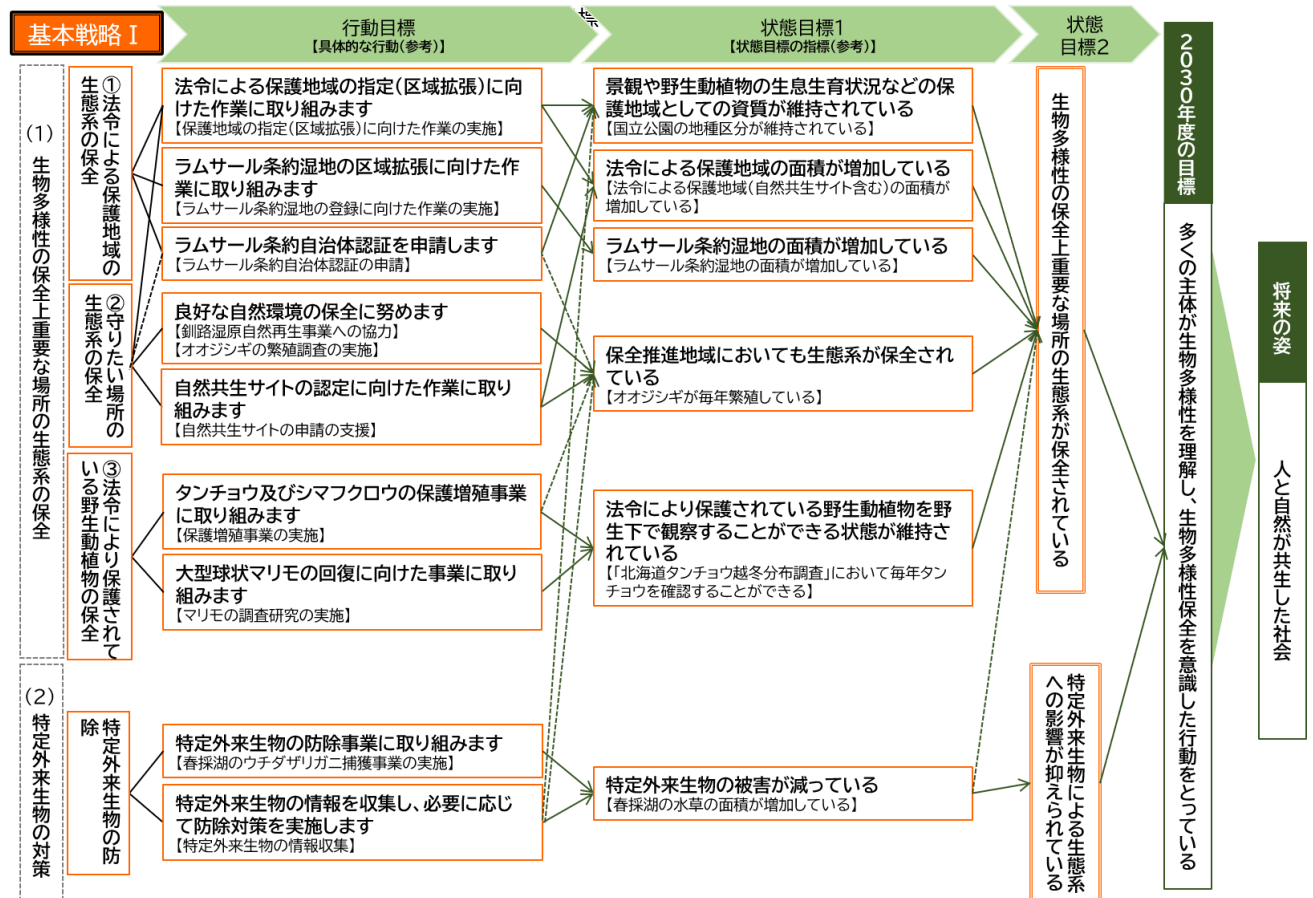


図27 ロジックモデル(基本戦略 I)

基本戦略Ⅱ 自然資源の保全と持続可能な利活用 ～自然と社会、経済の調和を図る～

事業活動における自然資源の持続可能な利用の推進及び野生動物との軋轢緩和に取り組み、私たちの暮らしと自然との調和を図ります。

(1) 自然資源の活用

【課題4 自然資源の持続的な利用】

状態目標 自然資源が持続可能な形で活用されている
自然の近くで安心して暮らせる

施策① 持続可能な農林水産業の推進

本市では、酪農業、林業、水産業などの様々な産業が発展しています。これらは自然環境から資源を享受することによって、つまりは生物多様性からの恵みによって成立する産業です。生物多様性の保全を考慮し、多くの主体が生物多様性保全を意識した事業活動に取り組み、事業活動による自然環境への負荷が軽減されている状態を目指します。

行動目標

- ・ 森林資源の循環利用を推進します
- ・ 水産資源の適切な保全管理を推進します
- ・ 持続可能な農業を推進します



市有林の整備

状態目標

- ・ 多くの主体が生物多様性保全を意識した事業活動に取り組んでいる
- ・ 事業活動による自然環境への負荷が低減されている

施策② 自然を活かした持続可能な観光業の推進

本市は、散策、遊覧船、登山、釣りなどの自然資源を活用したアクティビティが盛んです。また、これらを楽しむために多くの観光客が本市に訪れ、観光業も本市の重要な産業となっています。観光業も、自然環境から資源を享受することによって、つまりは生物多様性からの恵みによって発展しています。生物多様性保全を意識した観光業を推進し、自然環境への負荷が軽減されている観光利用を目指します。

行動目標

- ・ 自然資源を持続的に活用できる環境整備を行います

状態目標

- ・ 事業活動による自然環境への負荷が低減されている（再掲）

施策③ 循環型社会の形成

本市では、エネルギーの大量消費や地球温暖化などの課題に対して、廃棄物を資源として適正に循環していく社会形成に向けた取組を推進しています。循環型社会の形成は資源が有効利用されている社会であり、生物多様性保全につながります。循環型社会の形成に向けた取組を多様な主体とともに推進している状態を目指します。

行動目標

- ・ ごみ減量化を推進します
- ・ リサイクルを推進します

状態目標

- ・ 循環型社会の形成に向けた取組を多様な主体とともに推進している

施策④ グリーンインフラを活かした施策の推進

グリーンインフラの考え方を取り入れた施策を推進し、森林や湿原の多面的機能が発揮されている状態を維持します。

行動目標

- ・ 森林の多面的機能の発揮を図る森林づくりを進めます
- ・ 法令による保護地域の指定（区域拡張）に向けた作業に取り組みます（再掲）

状態目標

- ・ 森林や湿原の多面的機能が発揮されている

(2) 野生動物との軋轢の緩和

【課題2 野生動物の保護管理】

状態目標 野生動物との軋轢が緩和されている

施策 ヒグマの被害防止対策の推進

春期管理捕獲事業や巡視により、ヒグマの被害防止対策に努め、ヒグマの人身被害がない状態を目指します。また、ヒグマの春期管理捕獲事業では、ベテランハンターから若手ハンターへの技術継承も推進していきます。

行動目標

- ・ ヒグマの春期管理捕獲事業及び巡視に取り組みます

状態目標

- ・ ヒグマの人身事故が発生していない



ヒグマの春期管理捕獲事業

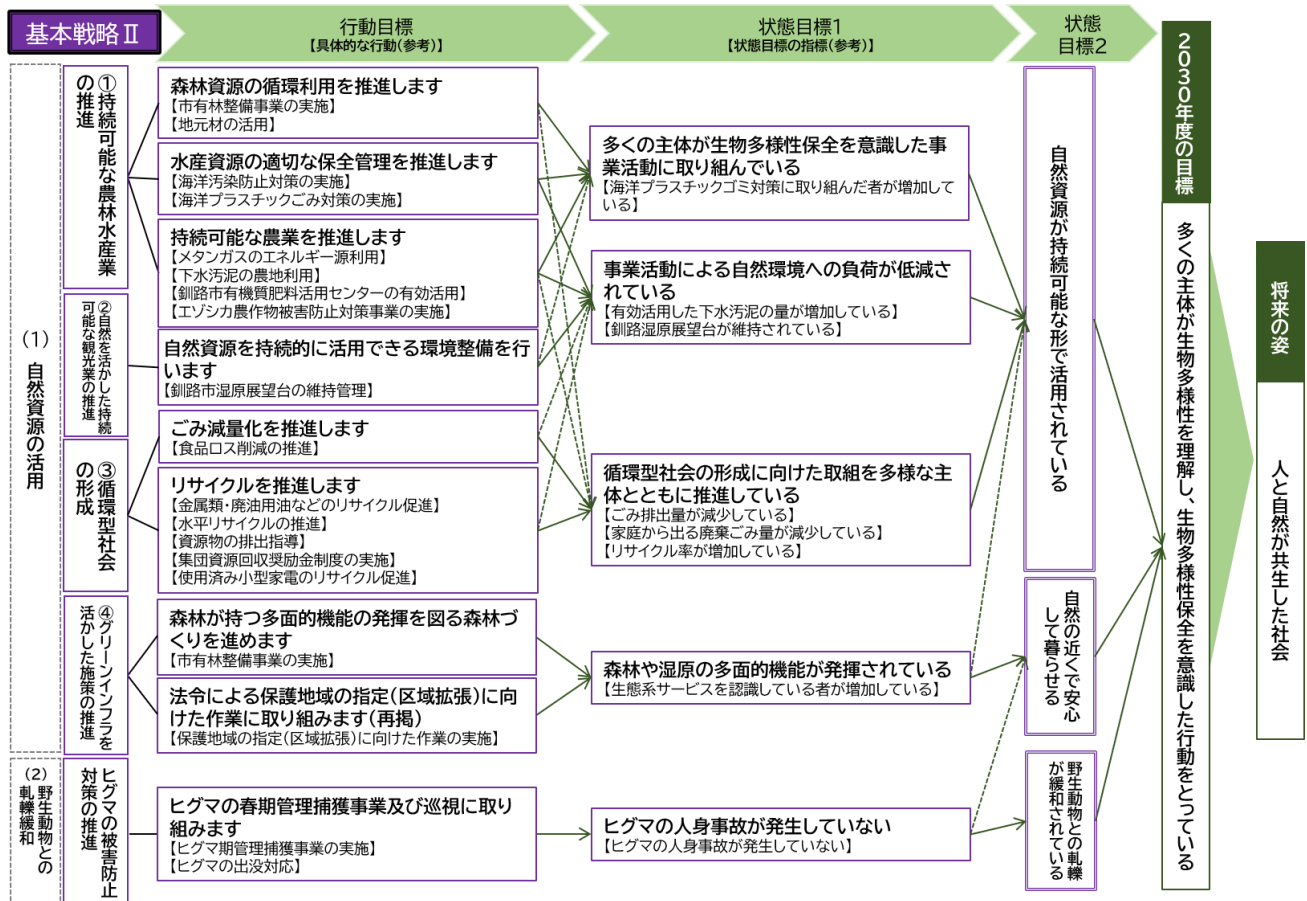


図28 ロジックモデル(基本戦略Ⅱ)
 (【具体的な行動(参考)】及び【状態目標の指標(参考)】は表13及び表14を参照)

BOTTLE to BOTTLE⁴⁴

株式会社 JEPLAN では、使用済のペットボトルを再びペットボトルにリサイクルする「ボトル to ボトル」に取り組んでいます。本市と株式会社 JEPLAN は、2022 年（令和 4 年）3 月に「地域循環共生圏推進に関する包括連携協定」を締結しました。本市で回収された使用済みペットボトルは、株式会社 JEPLAN のケミカルリサイクル技術を用いて新しいペットボトルに再生されています。このリサイクルにより、新しいペットボトルの製造に必要な資源を節約し、ごみの廃棄量を減らすことができます。



水平リサイクルの周知シール

基本戦略Ⅲ 多様な主体の参画と貢献 ～自然の価値を認識し、広める～

本市の生物多様性の価値を広め、市民や事業者の意識向上・行動変容を促します。

(1) 自然の価値の再認識

【課題 6 自然環境に関する情報収集】

状態目標 自然環境の価値が見える化されている

施策 自然環境情報の取得

本市の生物多様性を理解し、保全活動に取り組むためには、その基盤となる本市の自然環境や生物多様性の情報が必要です。本市の自然環境に関する情報を収集し、**多様な主体が活用できる自然環境データの基盤が整っている状態を目指します。**

行動目標

- ・ 自然環境に関するデータを収集します
- ・ 多様な主体が活用できる自然環境に関するデータの基盤を整備します

状態目標

- ・ 多様な主体が活用できるデータ基盤が整っている

(2) 普及啓発

【課題 5 普及啓発】

状態目標 自然環境や生物多様性の価値が多様な主体に理解されている

施策① 環境全般に関する意識醸成

本市では「ゼロカーボンシティ宣言」、「デコ活」の取組推進、「ゼロカーボンパーク」などの脱炭素社会の実現に向けた活動やリサイクルの推進などの循環型社会の実現に向けた活動も推進し、環境全般に関して取組を進めています。小・中学校での学習やイベントなどで脱炭素化社会や循環型社会に向けた活動に関する普及啓発を進め、**多様な主体が環境保全に資する取組を認識している状態を目指します。**

行動目標

- ・ 脱炭素社会の実現に向けた情報共有、普及啓発を実施します
- ・ 循環型社会の実現に向けた情報共有、普及啓発を実施します

状態目標

- ・ 多様な主体が環境保全に資する取組を理解している



「デコ活」の情報発信

施策② 生物多様性の理解促進

本市では国立公園やラムサール条約湿地でのイベントを通じて自然環境や生物多様性に関する普及啓発に取り組んでいます。市民や事業者により本市の生物多様性の理解を深めていただくために、今後も普及啓発活動を継続します。多様な主体が生物多様性を理解している状態を目指します。

行動目標

- ・ 地域の自然を学習する機会を創出します
- ・ SNS や広報紙などにより生物多様性保全に関する情報を発信します

状態目標

- ・ 多様な主体が生物多様性を理解している

(3) 連携

【課題 5 普及啓発 課題 6 自然環境に関する情報収集】

状態目標 多様な主体と連携して生物多様性の保全に取り組んでいる

施策① 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントの開催

市民や事業者が生物多様性保全に関する取組に参加できる機会を増やし、多様な主体が生物多様性保全に資する活動に参画している状態を目指します。

行動目標

- ・ 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントを開催します

状態目標

- ・ 多様な主体が生物多様性保全に資する活動に参画している

施策② 生物多様性保全に資する事業活動の促進

事業者や市民団体などが実施する清掃活動や自然環境調査などの生物多様性保全に資する活動を支援し、多様な主体が自ら生物多様性保全を意識した行動をとっている状態を目指します。

行動目標

- ・ 事業者や市民団体などの生物多様性保全に資する活動を支援します

状態目標

- ・ 多様な主体が自ら生物多様性保全を意識した行動をとっている



クリーンデーの活動

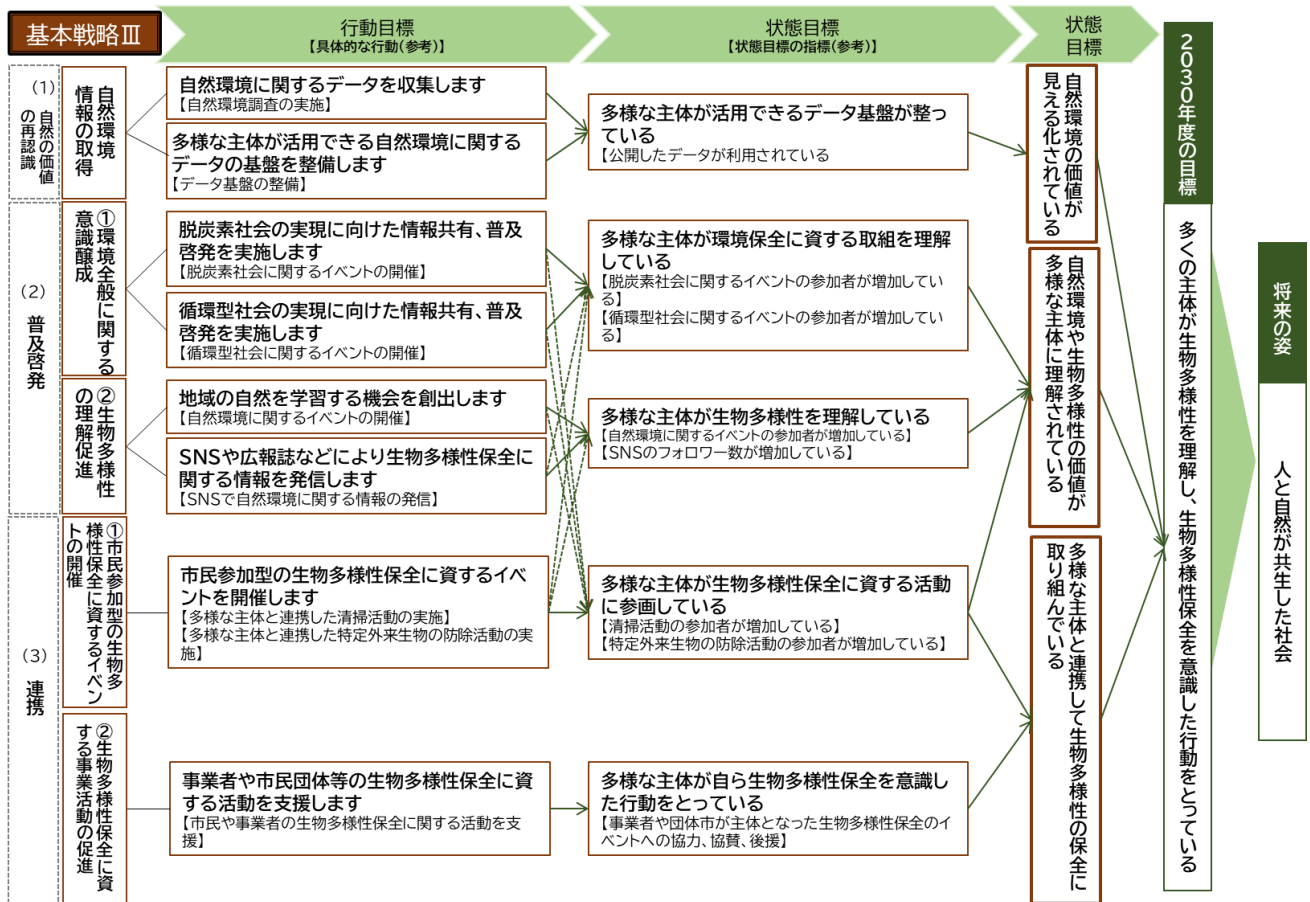


図 29 ロジックモデル(基本戦略Ⅲ)

(【具体的な行動(参考)】及び【状態目標の指標(参考)】は表 15 及び表 16 を参照)

4. 生態系毎の目標

第2章の生物多様性の特徴及び課題、並びに本章の生物多様性保全に向けた行動目標を生態系毎にまとめます。

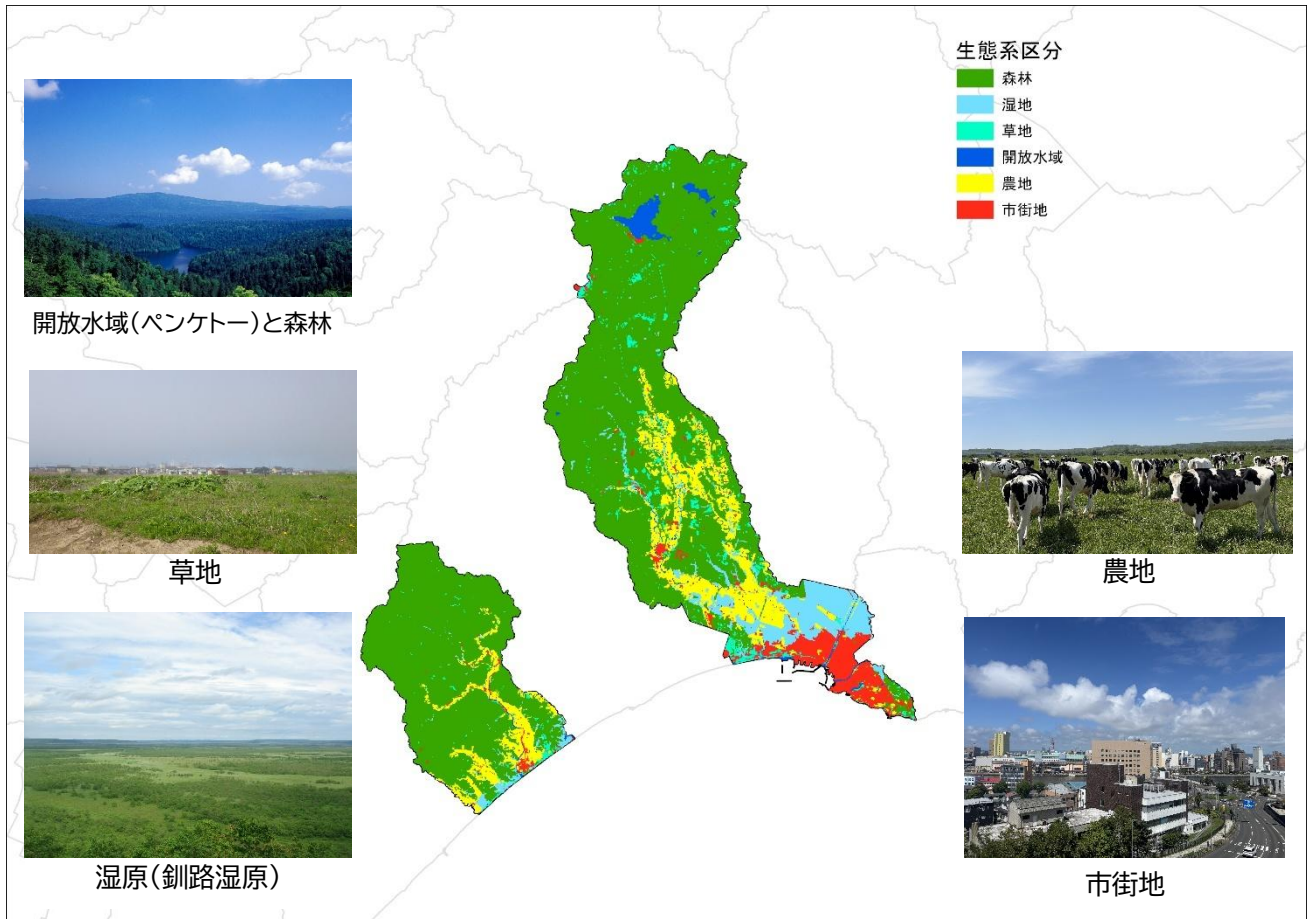


図 30 生態系区分

森林

【特徴】

- ・ 本市の面積の約7割
- ・ 林業
- ・ 自然とふれあう場
- ・ 観光利用
- ・ 生物多様性重要地域
- ・ 希少な野生動植物の生息生育地
- ・ 森林の多面的機能

【課題】

- ・ エゾシカやヒグマとの軋轢
- ・ 自然環境に関する情報の不足
- ・ 普及啓発の不足

【行動目標】

(基本戦略Ⅰ)

- ・ 良好な自然環境の保全に努めます

- ・ 自然共生サイトの認定に向けた作業に取り組みます
- ・ タンチョウ及びシマフクロウの保護増殖事業を継続します
- ・ 特定外来生物の情報を収集し、必要に応じて防除対策を実施します

（基本戦略Ⅱ）

- ・ 森林資源の循環利用を推進します
- ・ 自然資源を持続的に活用できる環境整備を行います
- ・ 森林の多面的機能の発揮を図る森林づくりを進めます
- ・ ヒグマの春期管理捕獲事業及び巡視に取り組みます

（基本戦略Ⅲ）

- ・ 自然環境に関するデータを収集します
- ・ 多様な主体が活用できる自然環境に関するデータの基盤を整備します
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた情報共有、普及啓発を実施します
- ・ 地域の自然を学習する機会を創出します
- ・ SNS や広報紙などにより生物多様性保全に関する情報を発信します
- ・ 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントを開催します
- ・ 事業者や市民団体などの生物多様性保全に資する活動を支援します

湿地

【特徴】

- ・ 国際的に重要な湿地
- ・ 国際交流の拠点
- ・ 自然とふれあう場
- ・ 観光利用
- ・ 生物多様性重要地域
- ・ 希少な野生動植物の生息生育地
- ・ 釧路湿原の自然再生事業
- ・ 湿原の多面的機能

【課題】

- ・ 湿原景観の保全
- ・ 希少な野生動物の保全
- ・ 普及啓発の不足
- ・ 自然環境に関する情報の不足

【行動目標】

（基本戦略Ⅰ）

- ・ 保護地域の指定（区域拡張）に向けた作業に取り組みます
- ・ ラムサール条約湿地の区域拡張に向けた作業に取り組みます
- ・ 良好な自然環境の保全に努めます
- ・ 自然共生サイトの認定に向けた作業に取り組みます
- ・ タンチョウ及びシマフクロウの保護増殖事業に取り組みます
- ・ 特定外来生物の情報を収取し、必要に応じて防除対策を実施します

（基本戦略Ⅱ）

- ・ 自然資源を持続的に活用できる環境整備を行います
- ・ 保護地域の指定（区域拡張）に向けた作業に取り組みます（再掲）

（基本戦略Ⅲ）

- ・ 自然環境に関するデータを収集します。

- ・ 多様な主体が活用できる自然環境に関するデータの基盤を整備します
- ・ 脱炭素社会の実現に向けた情報共有、普及啓発を実施します
- ・ 地域の自然を学習する機会を創出します
- ・ SNS や広報紙などにより生物多様性保全に関する情報を発信します
- ・ 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントを開催します
- ・ 事業者や市民団体などの生物多様性保全に資する活動を支援します

草地(海岸草原 他)

【特徴】

- ・ 漁業
- ・ 海岸植生
- ・ 海岸景観
- ・ 減災・防災機能

【課題】

- ・ 自然環境に関する情報の不足

【行動目標】

(基本戦略Ⅰ)

- ・ 良好な自然環境の保全に努めます
- ・ 自然共生サイトの認定に向けた作業に取り組みます
- ・ 特定外来生物の情報を収集し、必要に応じて防除対策を実施します

(基本戦略Ⅱ)

- ・ 水産資源の適切な保全管理を推進します
- ・ 自然資源を持続的に活用できる環境整備を行います

(基本戦略Ⅲ)

- ・ 自然環境に関するデータを収集します
- ・ 多様な主体が活用できる自然環境に関するデータの基盤を整備します
- ・ 地域の自然を学習する機会を創出します
- ・ 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントを開催します
- ・ 事業者や市民団体などの生物多様性保全に資する活動を支援します

開放水域(湖)

【特徴】

- ・ 漁業
- ・ 国際的に重要な湿地
- ・ 自然とふれあう場
- ・ 観光利用
- ・ 生物多様性重要地域
- ・ 大型球状マリモの生息地
- ・ 減災・防災機能

【課題】

- ・ 特定外来生物ウチダザリガニによる水草の被害
- ・ 自然環境に関する情報の不足
- ・ 普及啓発の不足

【行動目標】

(基本戦略Ⅰ)

- ・ 良好な自然環境の保全に努めます
- ・ 大型球状マリモの回復に向けた事業に取り組みます
- ・ 特定外来生物の防除事業に取り組みます
- ・ 特定外来生物の情報を収集し、必要に応じて防除対策を実施します

（基本戦略Ⅱ）

- ・ 水産資源の適切な保安全管理を推進します
- ・ 自然資源を持続的に活用できる環境整備を行います

（基本戦略Ⅲ）

- ・ 自然環境に関するデータを収集します
- ・ 多様な主体が活用できる自然環境に関するデータの基盤を整備します
- ・ 地域の自然を学習する機会を創出します
- ・ SNS や広報紙などにより生物多様性保全に関する情報を発信します
- ・ 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントを開催します
- ・ 事業者や市民団体などの生物多様性保全に資する活動を支援します

農地

【特徴】

- ・ 酪農業
- ・ 牧草地の風景
- ・ 減災・防災機能

【課題】

- ・ 野生動物との軋轢
- ・ 自然環境に関する情報の不足

【行動目標】

（基本戦略Ⅰ）

- ・ 特定外来生物の情報を収集し、必要に応じて防除対策を実施します

（基本戦略Ⅱ）

- ・ 持続可能な農業を推進します

（基本戦略Ⅲ）

- ・ 自然環境に関するデータを収集します
- ・ 多様な主体が活用できる自然環境に関するデータの基盤を整備します
- ・ 事業者や市民団体などの生物多様性保全に資する活動を支援します

市街地

【特徴】

- ・ 暮らし、事業活動の中心地

【課題】

- ・ 野生動物との軋轢
- ・ 外来生物

【行動目標】

（基本戦略Ⅰ）

- ・ 特定外来生物の情報を収集し、必要に応じて防除対策を実施します

（基本戦略Ⅱ）

2030年度までの目標

多くの主体が生物多様性を理解し、生物多様性保全を意識した行動がとられている状態

3つの基本戦略

基本戦略Ⅰ

健全な生態系の保全
～自然を守る～

生物多様性の保全上、重要な場所の生態系の保全に取り組みます。



(1) 重要な場所の施体系の保全

(状態目標)

生物多様性の保全上重要な場所の生態系が保全されている

施策①
法令による
保護地域の
生態系の保
全

行動目標
状態目標

施策②
守りたい場
所の生態系
の保全

行動目標
状態目標

施策③
法令により
保護されて
いる野生動
植物の保全

行動目標
状態目標

(2) 特定外来生物の対策

(状態目標)

特定外来生物による生態系の影響が抑えられている

施策
特定外来生物
の防除

行動目標
状態目標

基本戦略Ⅱ

自然資源の保全と持続可能な利活用
～自然と社会、経済の調和を図る～

自然に負荷を与えない行動を推進し、私たちの暮らしや事業活動と自然との調和を図っていきます。



(1) 自然資源の活用

(状態目標)

自然資源が持続可能な形で活用されている
自然の近くで安心して暮らせる

施策①
持続可
能な農林
水産業の
推進

行動目標
状態目標

施策②
自然を
活かした
持続可能
な観光資
源の促進

行動目標
状態目標

施策③
循環型
社会の形
成

行動目標
状態目標

施策④
グリーン
インフラ
を活かした
施策の推
進

行動目標
状態目標

(2) 野生動物との軋轢の緩和

(状態目標)

野生動物との軋轢が緩和されている

施策
ヒグマの被害
防止対策の推
進

行動目標
状態目標

基本戦略Ⅲ

多様な主体の参画と貢献 ～自然の価値を認識し、広める～

本市の生物多様性の素晴らしさを広め、市民や事業者の意識向上・行動変容を促します。

(1) 自然の価値の再認識

(状態目標)

自然環境の価値が見える化されている

施策
自然環境情報の取得

行動目標
状態目標

(2) 普及啓発

(状態目標)

自然環境や生物多様性の価値が多様な主体に認識されている

施策①
環境全般に関
する意識醸成

行動目標
状態目標

施策②
生物多様性の理
解促進

行動目標
状態目標

(3) 連携

(状態目標)

多様な主体と連携して生物多様性の保全に取り組んでいる

施策①
市民参加型の生物多様性
保全に資するイベントの開催

行動目標
状態目標

施策②
生物多様性保全に資
する事業活動の促進

行動目標
状態目標

課題 1

健全な生態系や
自然景観の保全

課題 2

野生動物の
保護管理

課題 3

外来生物の
防除

課題 4

自然資源の
持続的な利用

課題 5

普及啓発

課題 6

自然環境に関する
情報収集

課題 7

地球規模の
環境問題

特徴 1

気象

特徴 2

地形と
地質

特徴 3

土地
利用

特徴 4

世界に誇れる
自然

特徴 5

多様な
生態系

特徴 6

唯一の
自然

特徴 7

希少な野生
動植物

特徴 8

生態系からの
多様な恵み

特徴 9

釧路湿原の
自然再生

特徴 10

地域で守ってきた
自然

第4章 効果検証

1. 戦略の推進体制

前章に示した行動目標は市が主体となって取り組むものです。市民環境部環境保全課が中心となり、市内各部局が連携して各施策に取り組めます。

私たちの生活や事業活動を継続していくためには、**日常生活や事業活動の中で、生物多様性に配慮した行動を心掛け、当たり前にすることが重要です。**そのため、生物多様性保全に向けた行動は本市の生物多様性の恵みを享受している**市民や事業者などの全員が取り組んでいる社会**を形成します。市民、市民団体、事業者、専門家がそれぞれ自分たち自身の役割を理解し、生物多様性の保全に取り組むことで、本戦略に定める目標の達成を目指します。また、国や道、近隣自治体の関係する機関とも連携して目標達成を目指します。

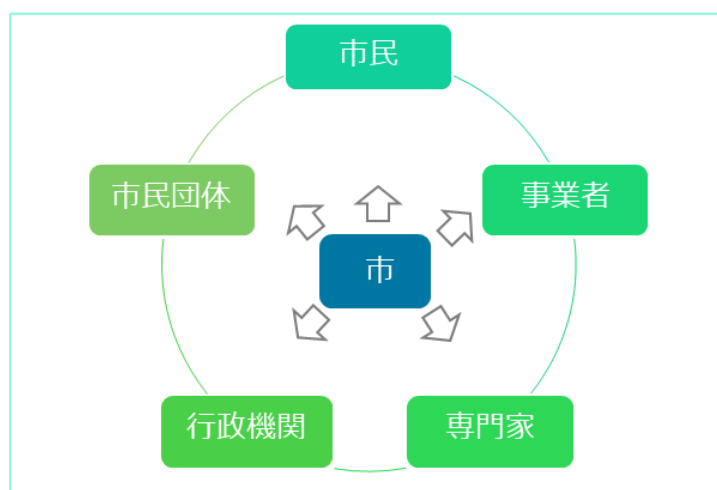


図 33 様々な連携主体による連携・協働



市民参加型の清掃活動



市民団体開催の環境イベント



調査研究

市民の取組

- 生物多様性への関心と理解を深めます。
- 自然観察会に参加するなど、野外で自然とふれあいます。
- 自然の動植物をむやみに採取しないようにします。
- 外来生物による生態系への影響を認識し、外来生物を自然に放さないようにします。
- 清掃活動や特定外来生物の防除などの活動に参加します。
- 生産や流通で使用するエネルギーを抑えるため、地元で採れた旬の食材を味わいます。
- 環境ラベルが付いた環境に優しい商品を選んで買います。
- 食品ロスを減らす、リサイクルを活用するなど、ごみを削減します。

環境ラベル⁴⁵

環境ラベルは、商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことです。製品や包装などについており、環境負荷低減に資するモノやサービスを買いたいときに、とても参考になるマークです。価格や品質だけでなく、リサイクルのしやすさや環境のことを考えて、グリーンな商品やサービスを選ぶことも生物多様性保全につながります。



図 34 環境ラベルの例⁴⁵

事業者の取組

- 貴重な動植物や法令で保護されている野生動植物の生息生育地の開発を回避するよう努めます。
- 保全推進地域での開発を回避するよう努めます。
- 事業活動を通し、生物多様性への貢献に努めます。
- 事業活動で実施する生物多様性に関する取組の公表に努めます。
- 市や市民、市民団体主体の生物多様性保全に資する活動の支援に努めます。

市民団体の取組

- 市内で生物多様性保全に関する活動に取り組みます。
- 行政の取組に積極的に参加するなど、専門性を活かした支援を行います。

専門家の取組

- 生物多様性に関する情報を収集し、分析します。
- 分析した成果は、市民などの生物多様性保全の取組に活用することができるよう、公表するよう努めます。

関係団体との連携

生物多様性保全のためには関係団体との連携が重要です。そのため、関係する自治体や自然保護団体などと協議会などを設置し、関係団体とともに生物多様性の保全に努めています。

① 釧路湿原国立公園連絡協議会

釧路湿原を取り囲む釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村の4市町村と環境省釧路自然環境事務所、北海道釧路総合振興局で構成され、事務局を市環境保全課に設置し、国立公園の適切な保護及び利用に係る施策、普及啓発の推進などを実施しています。温根内ビジターセンターと塘路湖エコミュージアムセンターでの自然ふれあい活動や美化清掃活動、ホームページやSNSなどを活用した普及啓発活動を実施しています。

② 釧路湿原を美しくする会

釧路湿原国立公園の美化清掃を目的として、釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村のそれぞれに設置されている4支部で構成されています。それぞれの支部で釧路湿原国立公園の清掃活動を行っています。釧路市支部は市環境保全課に設置され、毎年釧路市湿原展望台とその周辺の清掃を行っています。



自然公園クリーンデー

③ 釧路湿原自然再生協議会

釧路湿原の自然再生を進めるために設立されました。国、関係自治体、関係団体、個人などの多様な主体により構成され、湿原生態系の保全・再生や旧川復元などの事業を行っています。

④ 阿寒湖畔ビジターセンター運営推進協議会

阿寒湖畔ビジターセンターは、阿寒摩周国立公園の阿寒湖周辺の自然散策の利用拠点として、環境省によって整備された施設です。その運営団体として阿寒摩周国立公園内の自然環境維持及び適正な推進などを目的に設立されました。国、釧路市、足寄町、自然保護団体などで構成されています。自然ふれあい活動や美化清掃活動を推進しています。

⑤ 釧路国際ウェットランドセンター

釧路地方の4つのラムサール条約湿地（釧路湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、霧多布湿原、阿寒湖）にかかわる釧路市、釧路町、標茶町、鶴居村、厚岸町、浜中町や国、大学、湿地保全関係のNGO、専門家で構成され、事務局を市環境保全課に設置し、釧路地方のラムサール条約湿地の生態系を維持しつつ、その恵みを長く活用するため「湿地のワイズユース（賢明な利用）」を推進するとともに、釧路地方の取組や成果を広く発信し、地球規模での環境保全に寄与することを目的に活動しています。



釧路湿原での自然観察会

2. 戦略の進捗管理

本戦略の状態目標及び行動目標の進捗状況は、評価項目(表 11～表 16)を参考に評価を行い、毎年度進捗状況の評価を釧路市環境審議会に報告し、確認していただきます。進捗状況の評価は年度末に市の HP などにて公表します。

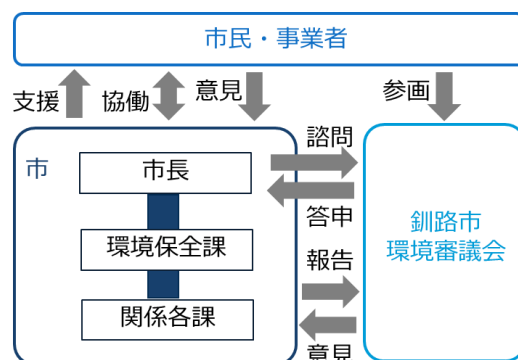


図 35 戦略の進捗管理

3. 効果検証・見直し

計画期間に従い、本戦略の効果検証を行います。

検証の結果や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて本戦略の見直しを行います。なお、効果検証、見直しなどを行うに当たっては、環境審議会において委員の意見を聴取するものとします。



環境審議会

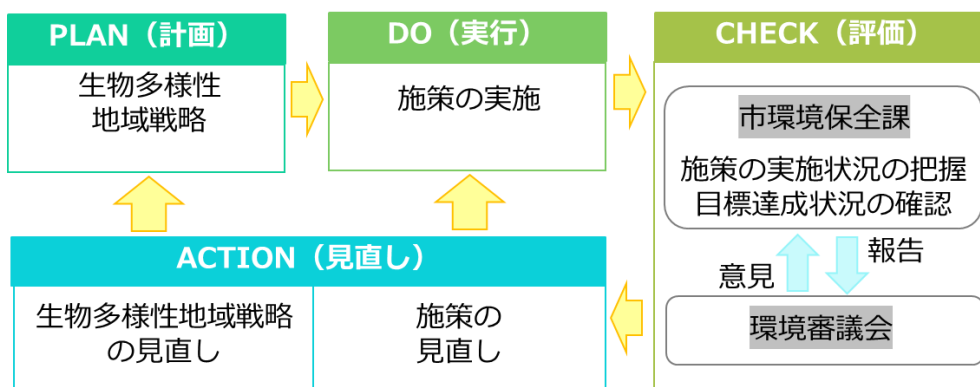


図 36 効果検証・見直し

【具体的な行動(参考)】		令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
基本戦略Ⅰ 健全な生態系の保全 ～自然を守る～			
(1)生物多様性の保全上重要な場所の生態系の保全			
施策① 法令による保護地域における生態系の保全			
保護地域の指定(区域拡張)に向けた作業に取り組みます			
【法令による保護地域の指定(区域拡張)に向けた作業の実施】	保護地域の指定(区域拡張)に向けた作業の実施	実施	終了(区域が拡張している)
ラムサール条約湿地の区域拡張に向けた作業に取り組みます			
【ラムサール条約湿地の登録に向けた作業の実施】	ラムサール条約湿地の登録に向けた作業の実施	実施	終了(登録されている)
ラムサール条約自治体認証を申請します			
【ラムサール条約自治体認証の申請】	ラムサール条約自治体認証の申請	実施	終了(認証されている)
施策② 守るべき場所の生態系の保全			
良好な自然環境の保全に努めます			
【釧路湿原自然再生事業への協力】	釧路湿原自然再生協議会の構成員の継続	継続	継続
【オオジシギの繁殖地調査の実施】	オオジシギの繁殖地調査の実施	継続	継続
自然共生サイトの認定に向けた作業に取り組みます			
【自然共生サイトの申請の支援】	自然共生サイトの申請の支援	—	実施
保護地域の指定(区域拡張)に向けた作業に取り組みます(再掲)			
【法令による保護地域の指定(区域拡張)に向けた作業の実施】	保護地域の指定(区域拡張)に向けた作業の実施	実施	終了(区域が拡張している)
ラムサール条約湿地の区域拡張に向けた作業に取り組みます(再掲)			
【ラムサール条約湿地の登録に向けた作業の実施】	ラムサール条約湿地の登録に向けた作業の実施	実施	終了(登録されている)
施策③ 法令により保護されている野生動植物の保全			
タンチョウ及びシマフクロウの保護増殖事業に取り組みます			
【保護増殖事業の実施】※	タンチョウ保護増殖事業及びシマフクロウ保護増殖事業の継続	継続	継続
大型球状マリモの回復に向けた事業に取り組みます			
【マリモの調査研究の実施】※	マリモの調査研究の継続	継続	継続
(2)特定外来生物の対策			
施策 特定外来生物の防除			
特定外来生物の防除事業に取り組みます			
【春採湖のウチダザリガニ捕獲事業の実施】※	春採湖のウチダザリガニ捕獲事業で捕獲したウチダザリガニの個体数	174個体	継続
特定外来生物の情報を収集し、必要に応じて防除対策を実施します			
【特定外来生物の情報収集】※	市民からのアライグマ等の特定外来生物の目撃情報の収集	継続	継続
	アライグマ等の特定外来生物の防除	必要に応じて実施	継続

表 11 基本戦略Ⅰ 行動目標【具体的な行動(参考)】

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

【状態目標の指標(参考)】		令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
基本戦略Ⅰ 健全な生態系の保全 ～自然を守る～			
(1)生物多様性の保全上重要な場所の生態系の保全			
施策① 法令による保護地域における生態系の保全			
景観や野生動植物の生息生育状況などの保護地域としての資質が維持されている			
【国立公園の地種区分が維持されている】	国立公園の地種区分が維持されている	—	ランクダウンしていない
保護地域の面積が増加している			
【法令による保護地域(自然共生サイト含む)の面積が増加している】	国立公園、国指定鳥獣保護区、道指定鳥獣保護区、自然共生サイトの合計面積	34,851ha	増加
ラムサール条約湿地の面積が増加している			
【ラムサール条約湿地の面積が増加している】	ラムサール条約湿地阿寒湖と釧路湿原の合計面積	1,318ha	増加
施策② 守るべき場所の生態系の保全			
保全推進地域においても生態系が保全されている			
【オオジシギが毎年繁殖している】	オオジシギが毎年繁殖している	オオジシギが繁殖している	オオジシギが繁殖している
保護地域の面積が増加している			
【法令による保護地域(自然共生サイト含む)の面積が増加している】	国立公園、国指定鳥獣保護区、道指定鳥獣保護区、自然共生サイトの合計面積	34,851ha	増加
施策③ 法令で保護されている野生動植物の保全			
法令で保護されている野生動植物を野生下で観察することができる状態が維持されている			
【「北海道タンチョウ越冬分布調査」において毎年タンチョウを確認することができる】	「北海道タンチョウ越冬分布調査」において毎年タンチョウを確認することができる	1,902羽 (令和7年度第2回調査)	観察することができる
(2)特定外来生物の対策			
施策 特定外来生物の防除			
特定外来生物の被害が減っている			
【春採湖の水草の面積が増加している】	春採湖の水草の面積	80,000㎡ (令和6年度春採湖調査報告書)	増加

表 12 基本戦略Ⅰ 状態目標【状態目標の指標(参考)】

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

【具体的な行動(参考)】		令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
基本戦略Ⅱ 自然資源の保全と持続可能な利活用 ～自然と社会、経済の調和を図る～			
(1)自然資源の活用			
施策① 持続可能な農林水産業の推進			
森林資源の循環利用を推進します			
【市有林整備事業の実施】※	除・間伐した市有林の面積	69.25ha	継続
【地元材の活用】※	「くしろ木づなプロジェクト」の実施	継続	継続
水産資源の適切な保安全管理を推進します			
【海洋汚染防止対策の実施】※	船舶からの廃棄物や廃油などの海洋流出の防止対策の実施	継続	継続
【海洋プラスチックごみ対策の実施】※	「海ゴミゼロウィーク」の実施	継続	継続
持続可能な農業を推進します			
【メタンガスのエネルギー源利用】※	メタンガスのエネルギー源利用	継続	継続
【下水汚泥の農地利用】※	活用した下水汚泥の量	4,196t	継続
【釧路市有機質肥料活用センターの有効活用】※	釧路市有機質肥料活用センターの有効活用	継続	継続
【エゾシカ農作物被害防止対策事業の実施】※	エゾシカ農作物被害防止対策事業で捕獲したエゾシカの頭数	4,323頭	継続
施策② 自然を活かした持続可能な観光業の推進			
自然資源を持続的に活用できる環境整備を行います			
【釧路市湿原展望台の維持管理】※	釧路湿原展望台整備事業	事業計画：～2030年度	
施策③ 循環型社会の形成			
ごみ減量化を推進します			
【食品ロスの削減の推進】※	食品ロス削減のための普及啓発の実施	実施	継続
リサイクルを推進します			
【水平リサイクルの推進】※	「ボトルtoボトル」のために事業者に引き渡した使用済みペットボトル	903t	継続
【金属類・廃食用油などのリサイクル促進】※	金属類・廃食用油などを売却した量	廃食用油631kg、廃油3,610L、金属類12,550kg、廃ポリ容器413kg	継続
【資源物の排出指導】※	資源物の適正排出に向けた協力依頼件数	15件	継続
【集団資源回収奨励金制度の実施】※	集団資源回収奨励金の交付件数	267団体 2,709千円	継続
【使用済み小型家電のリサイクル促進】※	回収した使用済み小型家電の量	26.72t	継続

表 13 基本戦略Ⅱ 行動目標【具体的な行動(参考)】 1/2

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

施策④ グリーンインフラを活かした施策の推進			
森林が持つ多面的機能の発揮を図る森林づくりを進めます			
【市有林整備事業の実施】※	除・間伐した市有林の面積	69.25ha	継続
保護地域の指定(区域拡張)に向けて必要な作業に取り組めます			
【保護地域の指定(区域拡張)に向けた作業の実施】	保護地域の指定(区域拡張)に向けた作業の実施	実施	終了(区域が拡張している)
(2)野生動物との軋轢の緩和			
施策 ヒグマの被害防止対策の推進			
ヒグマの春期管理捕獲事業及び巡視に取り組めます			
【ヒグマ春期管理捕獲事業の実施】※	ヒグマ春期管理捕獲事業の実施	実施	継続
【ヒグマの出没対応】※	ヒグマの痕跡確認や警戒活動などの実施回数	痕跡確認2回、警戒活動40回、箱わな設置5回、捕獲駆除4回	継続

表 13 基本戦略Ⅱ行動目標【具体的な行動(参考)】 2/2

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

【状態目標の指標(参考)】		令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
基本戦略Ⅱ 自然資源の保全と持続可能な利活用 ～自然と社会、経済の調和を図る～			
(1)自然資源の活用			
施策① 持続可能な農林水産業の推進			
多くの主体が生物多様性保全を意識した事業活動に取り組んでいる			
【海洋プラスチックゴミ対策に取り組んだ者が増加している】※	「海ゴミゼロウィーク」参加者数	433人	維持/増加
事業活動や暮らしによる自然環境への負荷が低減されている			
【有効活用した下水汚泥の量が増加している】※	有効活用した下水汚泥の量	4196t	増加/維持
施策② 自然を活かした持続可能な観光業の推進			
事業活動や暮らしによる自然環境への負荷が低減されている			
【釧路市湿原展望台が維持されている】	釧路市湿原展望台(木道含む)が維持されている	継続	継続
施策③ 循環型社会の形成			
循環型社会の形成に向けた取り組みを多様な主体とともに推進している			
【ごみ排出量が減少している】※	ごみ排出量	60,928t	62,597t
【家庭から出る廃棄ごみ量が減少している】※	家庭から出る廃棄ごみ量が減少している	581g	543g
【リサイクル率が増加している】※	リサイクル率	21.52%	26.80%
施策④ グリーンインフラを活かした施策の推進			
森林や湿原の多面的機能が発揮されている			
【生態系サービスを認識している者が増加している】	生態系サービスを認識している市民	—	増加
(2)野生動物との軋轢の緩和			
ヒグマの被害防止対策の推進			
ヒグマの人身事故が発生していない			
【ヒグマの人身事故が発生していない】	ヒグマの人身事故件数	0	0

表 14 基本戦略Ⅱ 状態目標【状態目標の指標(参考)】

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

【具体的な行動(参考)】		令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
基本戦略Ⅲ 多様な主体の参画と貢献 ～自然の価値を認識し、広める～			
(1)自然の価値の再認識			
施策 自然環境情報の取得			
自然環境に関するデータを収集します			
【自然環境調査の実施】	オオギシギ調査	実施	継続
	キタサンショウウオの調査※	実施	継続
多様な主体が活用でき自然環境に関するデータの基盤を整備します			
【データ基盤の整備】	データの基盤を整備する	—	データが 公開されている
(2)普及啓発			
施策① 環境全般に関する意識醸成			
脱炭素社会の実現に向けた情報共有、普及啓発を実施します			
【脱炭素社会に関するイベントの開催】 ※	「デコ活」のイベントの開催数	2回	維持/増加
	出前講座「かんきょうの話」の開催数	6回	維持/増加
	「地産地消くしろネットワーク」でのイベント開催数	26回	維持/増加
	環境イベントの出展回数	2回	維持/増加
循環型社会の実現に向けた情報共有、普及啓発を実施します			
【循環型社会に関するイベントの開催】 ※	食品ロス削減のための普及啓発の実施(再掲)	実施	継続
	出前講座「ごみ減量とリサイクル」の開催数	2回	維持/増加
	「リサイクロ」を使った環境教育授業の開催数	1回	維持/増加
	生ごみ減量講習会の開催数	4回	維持/増加
	出前講座「釧路川と水道水」の開催数	6回	維持/増加
	下水処理場見学会の開催数	21回	維持/増加

表 15 基本戦略Ⅲ行動目標【具体的な行動(参考)】 1/2

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

施策② 生物多様性の理解促進			
地域の自然を学習する機会を創出します			
【自然環境に関するイベントの開催数】※	音別町ふれあいの森での自然環境や森林に関する興味・関心を高める活動件数	1回	維持/増加
	春採湖なんでもパネル展の開催数	3回	維持/増加
	街のみどりパネル展の開催数	3回	維持/増加
	「釧路市体験型環境学習支援事業」の実施	実施	維持/増加
	出前講座「エゾシカやヒグマについて知ろう」の開催数	0回	維持/増加
	出前講座「釧路湿原のあゆみと釧路国際ウェットランドセンターの活動について」の開催数	要望なし	維持/増加
	出前講座「春採湖の特定外来生物について」の開催数	要望なし	維持/増加
	釧路市立博物館での環境学習会、自然観察会の開催数	22回	維持/増加
	釧路市立動物園での環境学習会、自然観察会の開催数	94回	維持/増加
	マリモ生息地観察会の開催数	3回	維持/増加
SNSや広報誌などにより生物多様性保全に関する情報を発信します			
【SNSで「デコ活」に関する情報の発信】※	インスタグラムで環境に関する情報を発信した件数	実施	維持/増加
(3)連携			
施策① 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントの開催			
市民参加型の生物多様性保全に資するイベントを開催します			
【多様な主体と連携した清掃活動の実施】※	市民参加型の清掃活動実施回数	5回(うち1回は悪天候により中止)	維持/増加
【多様な主体と連携した特定外来生物の防除活動の実施】※	ウチダザリガニ防除事業において実施した市民参加型の防除のイベント回数	1回	維持/増加
施策② 生物多様性保全に資する事業活動の促進			
事業者や市民団体等の生物多様性保全に関する活動を支援します			
【市民や事業者の生物多様性保全に関する活動を支援】※	釧路市クリーンパートナー制度の登録団体数	30団体	維持/増加

表 15 基本戦略Ⅲ行動目標【具体的な行動(参考)】 2/2

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

【状態目標の指標(参考)】		令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)
基本戦略Ⅲ 多様な主体の参画と貢献 ～自然の価値を認識し、広める～			
(1)自然の価値の再認識			
施策 自然環境情報の取得			
多様な主体が活用できるデータ基盤が整っている			
【公開したデータが利用されている】	データへのアクセス数	—	増加
(2)普及啓発			
施策① 環境全般に関する意識醸成			
多様な主体が環境保全に資する取組を認識している			
【脱炭素社会に関するイベントの参加者が増加している】※	「デコ活」のイベントの参加者数	約500人	維持/増加
	出前講座「かんきょうの話」の参加者数	125人	維持/増加
	「地産地消くしろネットワーク」でのイベント参加者数	数えていない	維持/増加
	環境イベントの来訪者数	数えていない	維持/増加
【循環型社会形成に関するイベントの参加者が増加している】※	出前講座「ごみ減量とリサイクル」の開催数	20人	維持/増加
	生ごみ減量講習会の参加者数	49人	継続
	出前講座「釧路川と水道水」の参加者数	26人	継続
	下水処理場見学会の参加者数	967人	維持/増加
施策② 生物多様性の理解促進			
多様な主体が生物多様性を理解している			
【自然環境に関するイベントの参加者が増加している】※	音別町ふれあいの森での自然環境や森林に関する興味・関心を高める活動の参加者数	17人	維持/増加
	街のみどりパネル展の来場者数	391人	維持/増加
	「釧路市体験型環境学習支援事業」を実施した学校数	5校	維持/増加
	出前講座「エゾシカやヒグマについて知ろう」の受講者数	開催していない	維持/増加
	出前講座「釧路湿原のあゆみと釧路国際ウェットランドセンターの活動について」の受講者数	開催していない	維持/増加
	出前講座「春採湖の特定外来生物について」の受講者数	開催していない	維持/増加
	釧路市立博物館での環境学習会、自然観察会の参加者数	20,887人	維持/増加
	釧路市立動物園での環境学習会、自然観察会の参加者数	500人	維持/増加
	マリモ生息地観察会の参加者数	41人	維持/増加
【SNSのフォロワーが増加している】※	自然環境に関する情報発信をしているインスタグラムのフォロワー数	1,001人	維持/増加

表 16 基本戦略Ⅲ状態目標【状態目標の指標(参考)】 1/2

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

(3)連携			
施策① 市民参加型の生物多様性保全に資するイベントの開催			
多様な主体が生物多様性保全に資する活動に参加している			
【清掃活動の参加者が増加している】※	市民参加型の清掃活動の参加人数	412団体(約9,881人)	継続
【特定外来生物の防除活動の参加者が増加している】※	ウチダザリガニ捕獲体験教室の参加者数	15人	維持/増加
施策② 生物多様性保全に資する事業活動の促進			
多様な主体が自ら生物多様性保全を意識した行動をとっている			
【事業者や団体などによる市が主体となった生物多様性保全のイベントへの協力、協賛、後援】	事業者や団体などによる市が主体となった生物多様性保全のイベントへの協力、協賛、後援	協力などがなされている	維持/増加

表 16 基本戦略Ⅲ状態目標【状態目標の指標(参考)】 2/2

※「令和7年度釧路市環境白書」を参考にして記載

資料編

1. 保全推進地域

保全推進地域は以下の資料を参考にして選定しました。

- ① 生物多様性「見える化」マップ <https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>
- ② 環境アセスメントデータベース(EADAS) <https://eadas.env.go.jp/eiadb/webgis/index.html>
- ③ 生物多様性重要地域(KBA) <https://kba.conservation.or.jp/download.html>
- ④ 湿原データセンター <https://kushirodata-center.env.go.jp/>
- ⑤ シマフクロウの生息適地及び生息地の連続性と目標つがい数を確保する上で重要な地域 https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/press_00172.html
- ⑥ 釧路市生物多様性アンケート(2025年(令和7年)10月15日～2026年(令和8年)2月28日実施)

釧路湿原国立公園の周辺	
選定理由	参考資料
特定植物群落	①
釧路湿原自然再生事業	①
重要野鳥生息地 (IBA)	①
昆虫類の多様性保護のための重要地域	①
自然草原	②
生物多様性重要地域 (KBA)	③
タンチョウ営巣適応度	④
キタサンショウウオ生息適地	④
オオジシギ目撃地点	④
シマフクロウの生息適地	⑤
湿原の多面的機能	
釧路市生物多様性アンケート	⑥

武佐の森	
選定理由	参考資料
巨樹・巨木	①
自然草原	②
自然とのふれあいの場	

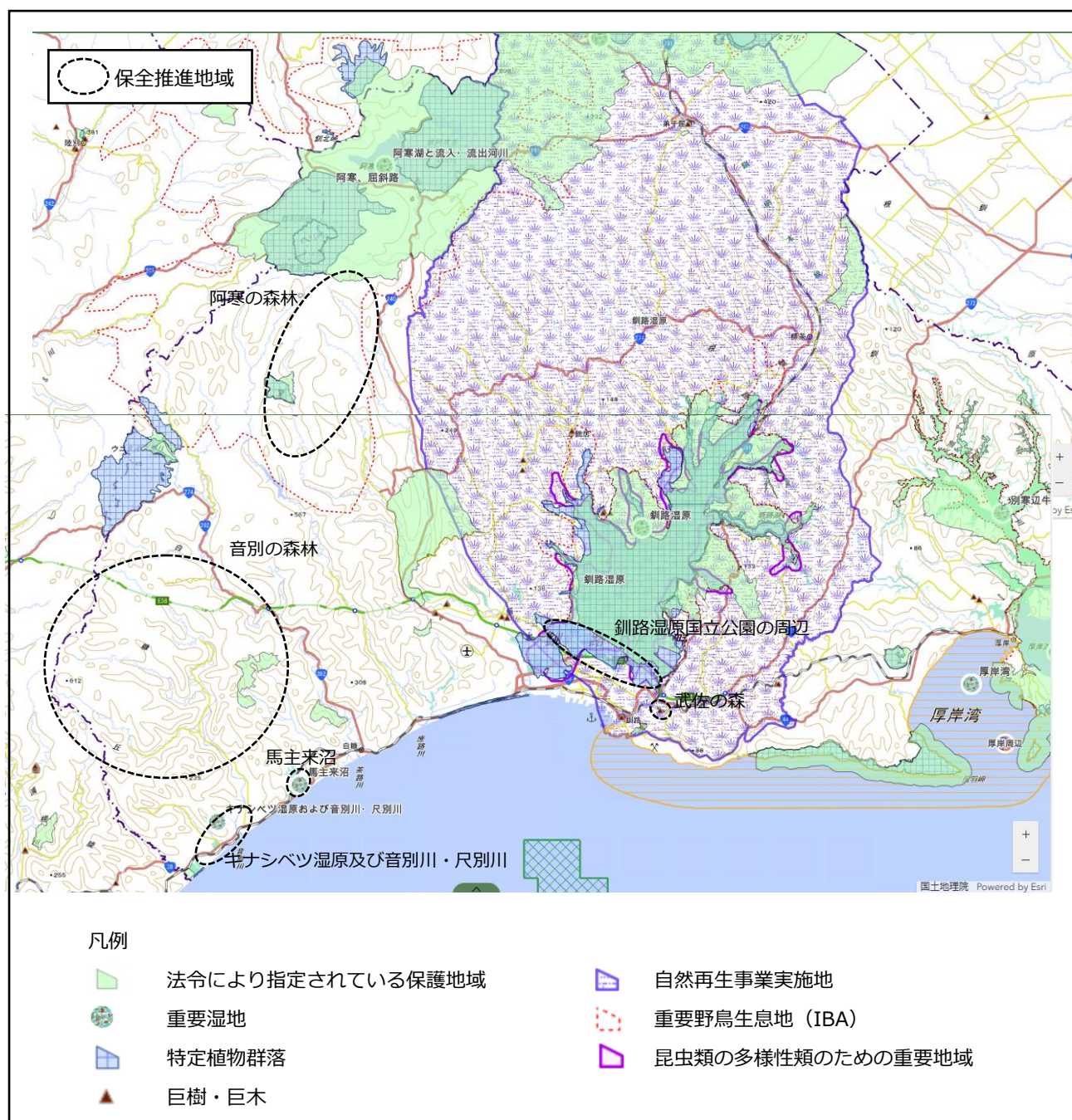
阿寒の森林	
選定理由	参考資料
重要野鳥生息地 (IBA)	①
自然林	②
生物多様性重要地域 (KBA)	③
シマフクロウの生息適地	⑤
森林の多面的機能	

音別の森林	
選定理由	参考資料
自然林	②
シマフクロウの生息適地	⑤
森林の多面的機能	
自然とのふれあいの場	

馬主来沼	
選定理由	参考資料
重要湿地	①
自然草原	②
自然林	②
タンチョウの営巣適応度	⑤
自然とのふれあいの場	

キナシベツ湿原及び音別川・尺別川	
選定理由	参考資料
重要湿地	①
自然草原	②
自然林	②
タンチョウの営巣適応度	⑤

①生物多様性「見える化」マップ



資料図 1 生物多様性「見える化」マップ

【凡例の説明】

法令により指定されている保護地域

国立公園あるいは鳥獣保護区に指定されている場所

重要湿地

生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に環境省が選定

自然再生事業実施地⁴⁶

自然再生推進法は、過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした法律で、生物多様性の保全にとって重要な役割を担う法律である自然再生推進法に基づき過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的に取り組みが進められている場所(釧路湿原自然再生事業の対象地)。

重要野鳥生息地 (IBA)⁴⁷

IBA(重要野鳥生息地、Important Bird and Biodiversity Areas)は、鳥類にとって重要な生息地を、世界共通の

基準(IBA 基準)によって選定し、すべての生息地をネットワークとして世界的に守っていかうというプログラム。国際的かつ科学的な基準で野鳥の生息地をリスト化し、法的な保護の目標を示すとともに、その地域を鳥たちが住みやすい状態に保全していくことが、IBA プログラムの目的となっています。

選定理由

釧路湿原

- ・ 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト(タンチョウ)
- ・ ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオームに含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地(タンチョウ)

昆虫類の多様性保護のための重要地域⁴⁸

日本昆虫学会が中心となり、自然とそこに生きる昆虫類を保護する必要性から特に重要性や緊急性が高い地域を選定

選定理由

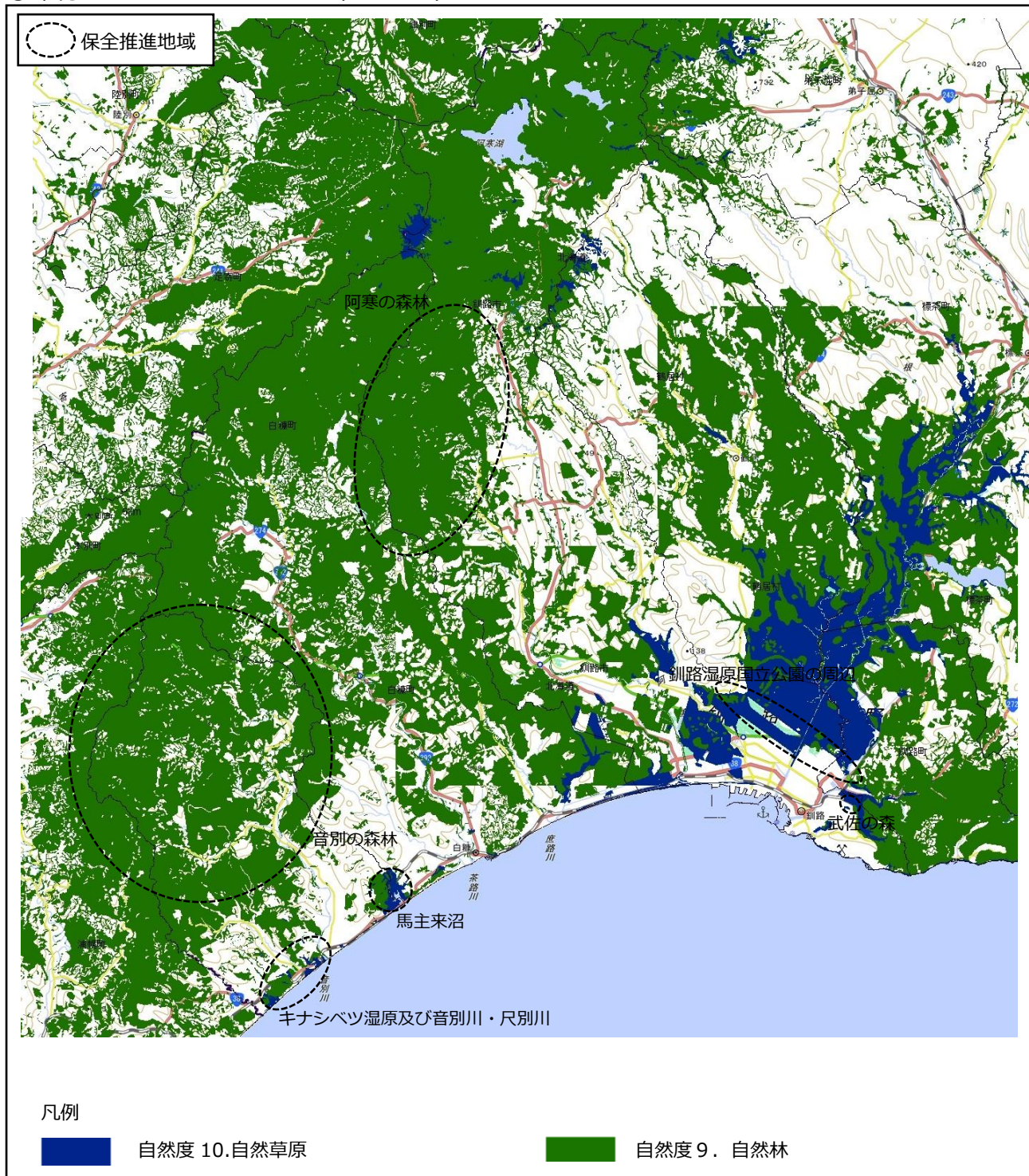
釧路湿原島北部

イイジマルリボシヤンマ、エゾカオジロトンボ、アカメイトトンボ(いずれも RDB の希少種)が分布し、トンボの種類が多い。

セスジアカガネオサムシやアナバネゴミムシなどの湿原性甲虫も記録されている。水生及び湿原性半翅類、カゲロウ・トビケラ類、水生甲虫類は調査不十分であるが、これらには希少種を含む多彩な昆虫相が期待できる。

資料図 1 ⁴⁰ 環境省「生物多様性「見える化」マップ」<https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>を基に作成

②環境アセスメントデータベース(EADAS)



資料図2 環境アセスメントデータベース(EADAS)

【凡例の説明】

植生自然度

植物社会学的な観点から、群落の自然度がどの程度残されているかを示す指標。10ランクに分かれており、数字が大きいほど、自然度が高い。

植生自然度 10： 高山ハイデ、風衝草原、自然草原など、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区

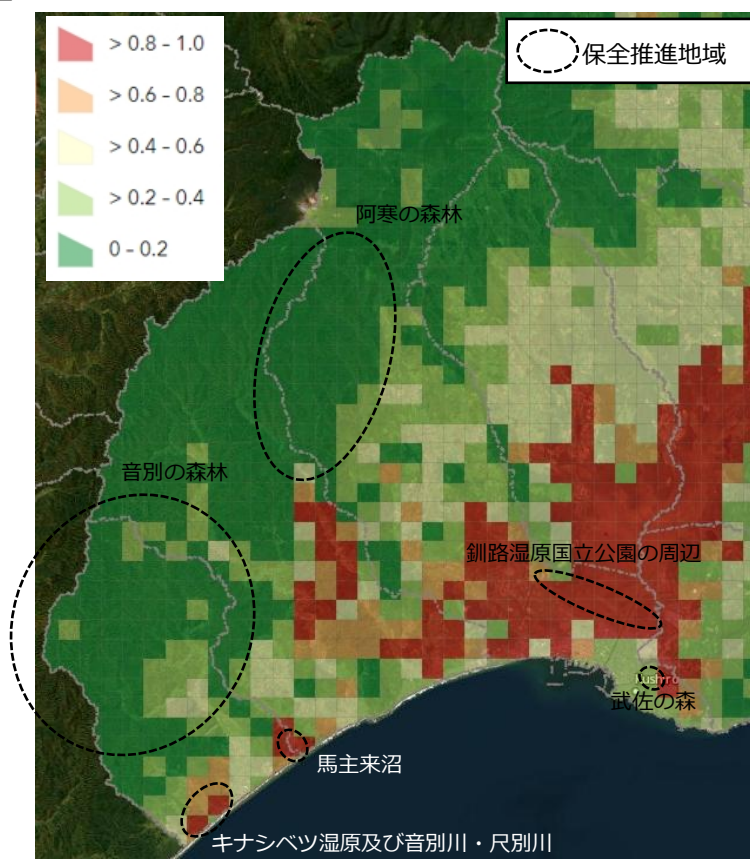
植生自然度 9： エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集など、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区

③生物多様性重要地域(KBA)



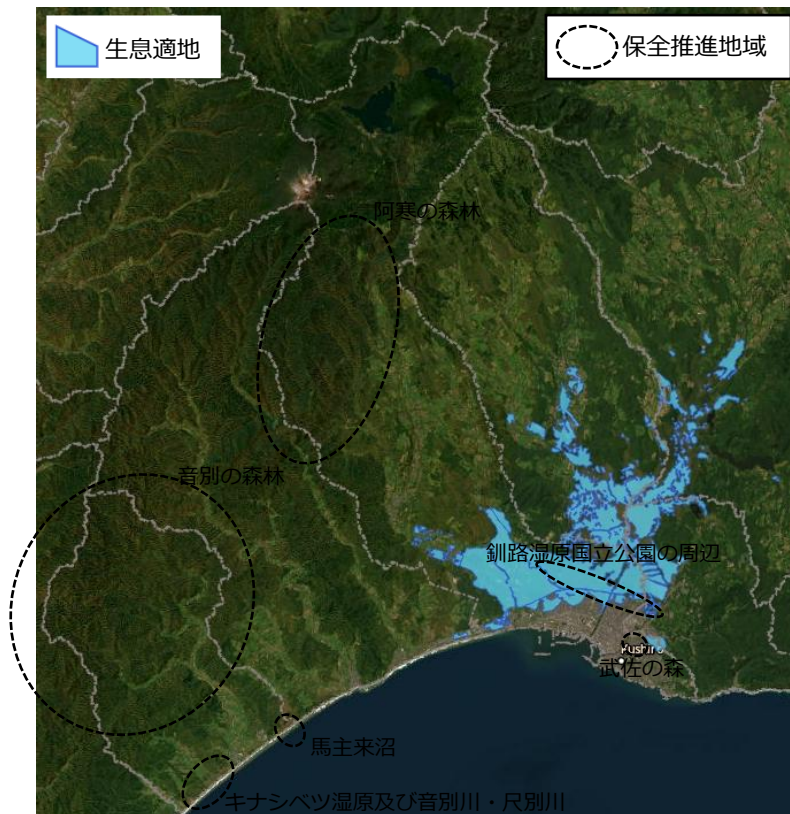
資料図3 生物多様性重要地域

④湿原データセンター

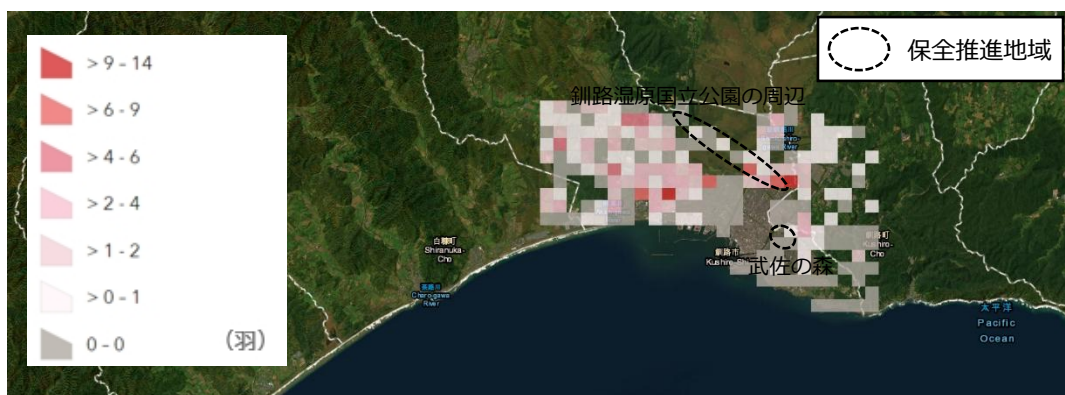


資料図4 タンチョウ営巣適応度

【凡例の説明】「>0.4～0.6」、「>0.6～0.8」、「>0.8～1.0」がタンチョウの営巣適応度が高い



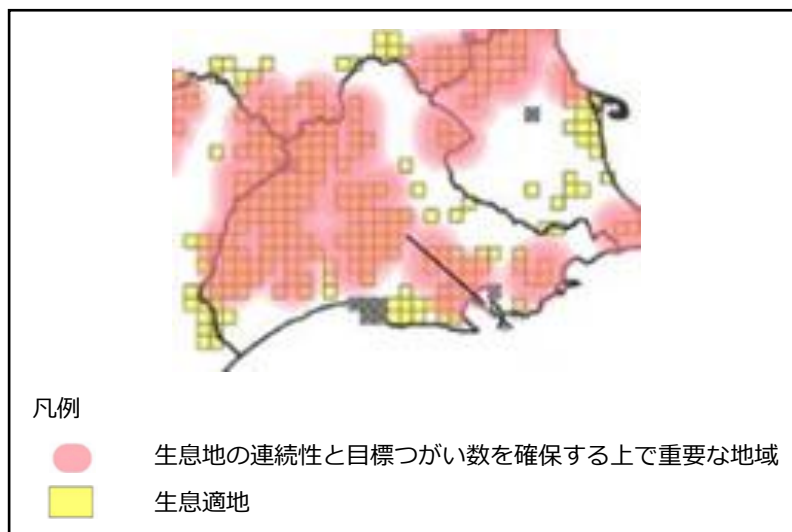
資料図6 キタサンショウウオ生息適地



資料図7 オオジシギ目撃地点

【凡例の説明】・数にはメッシュ内において1回の調査で確認できた最大個体数
・メッシュが表示されていない地点は未調査

⑤シマフクロウの生息適地及び生息地の連続性と目標つがい数を確保する上で重要な地域



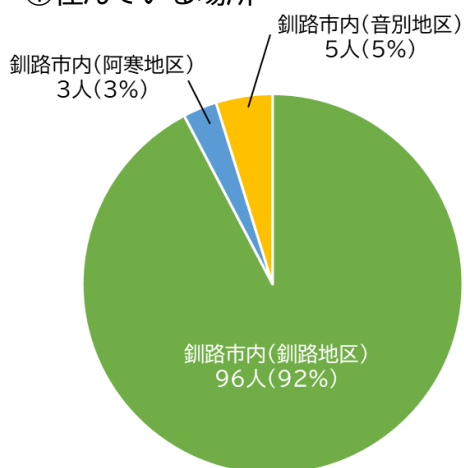
資料図8 シマフクロウの生息適地及び生息地の連続性と目標つがい数を確保する上で重要な地域

2. 釧路市生物多様性に関するアンケート結果

- ◆ 2025 年（令和 7 年）10 月 15 日（水）～2026 年（令和 8 年）2 月 28 日（土）に実施。
- ◆ アンケートは釧路市生物多様性セミナー、広報くしろ、釧路市公式 LINE で周知し、インターネットで回答を受付
- ◆ 釧路市在住 104 人が回答

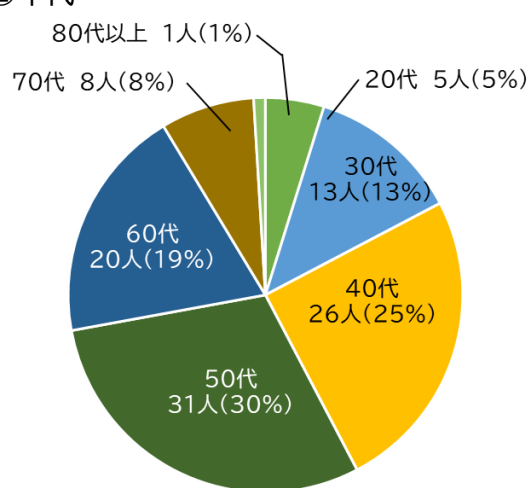
<居住エリア>

①住んでいる場所



<年代>

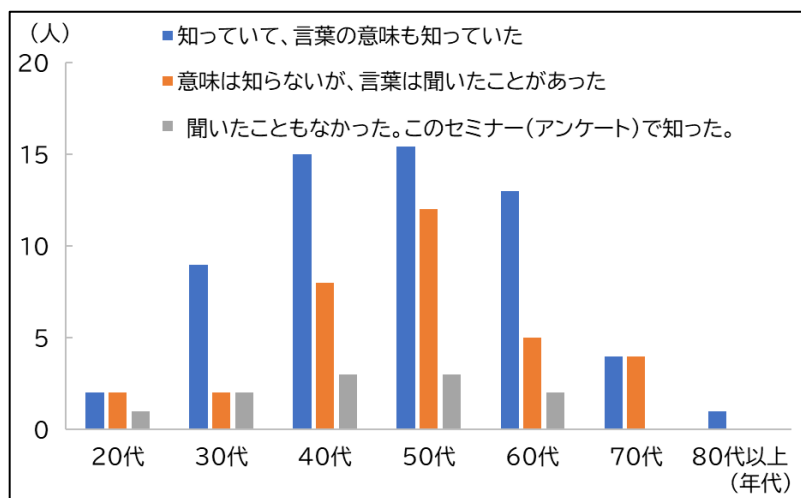
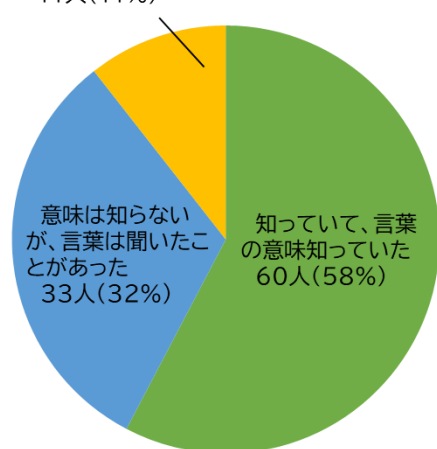
②年代



<生物多様性の認知度>

③「生物多様性」という言葉を知っていましたか。

聞いたこともなかった、このセミナー(アンケート)で知った
11人(11%)

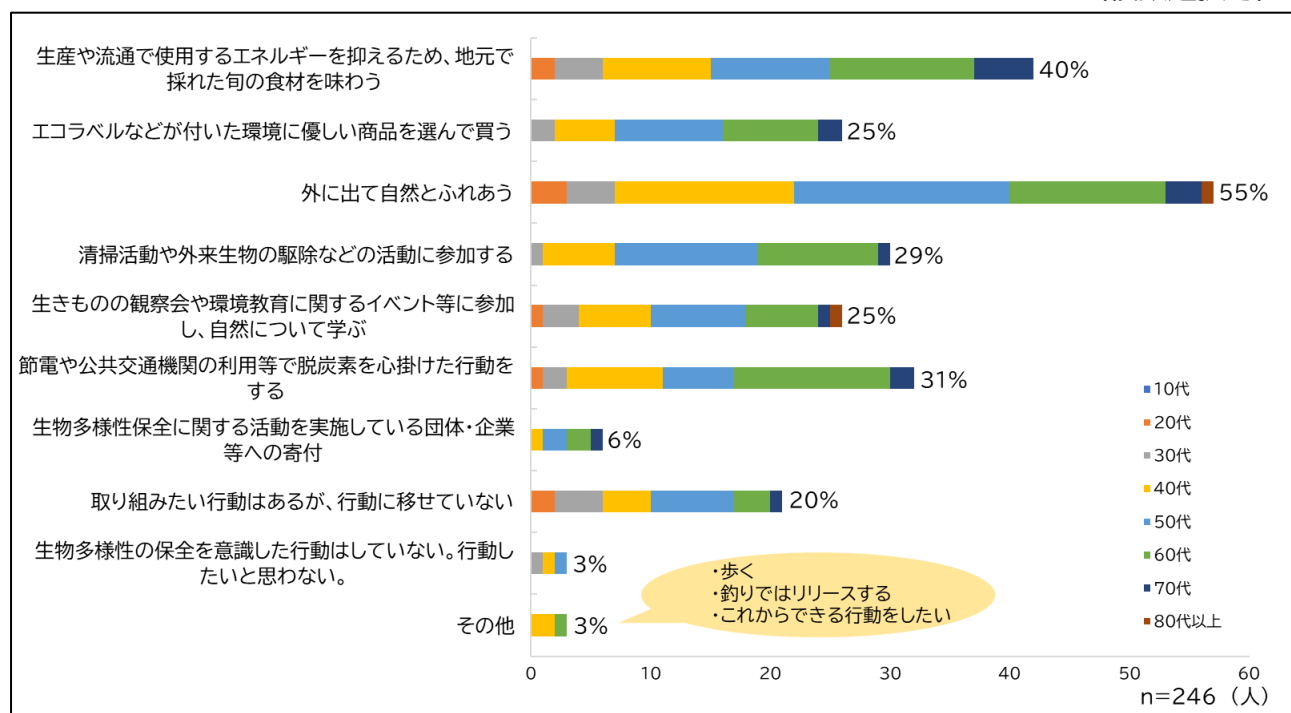


- ・生物多様性の意味を知っている人が半数以上
- ・生物多様性の言葉を知らなかった人は約1割

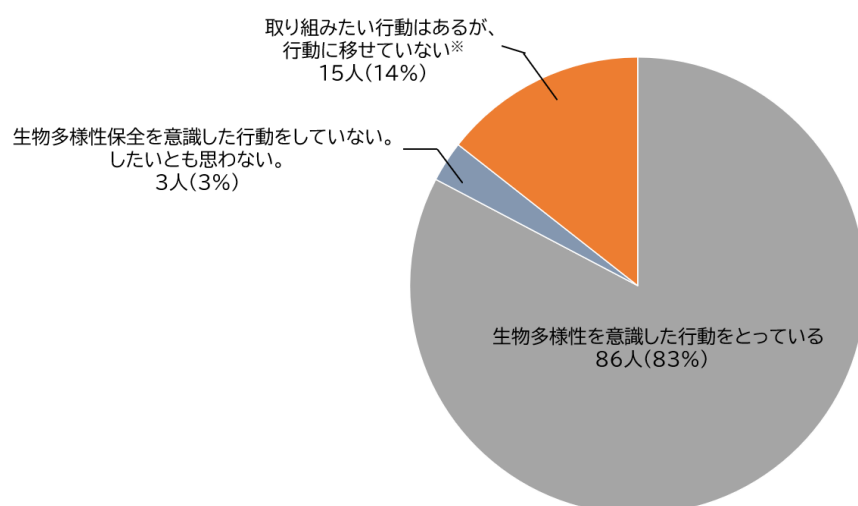
<市民の実施している自然環境や生物多様性の保全を意識した行動>

④自然環境や生物多様性の保全を意識した行動として、あなたが実施している行動を教えてください。

(複数選択可)



- ・「外に出て自然とふれあう」、「地元で採れた旬の食材を味わう」行動をしている者が多かった。
- ・「生物多様性の保全を意識した行動はしていない。行動したいと思わない」の回答は3人であった。



※「取り組みたい行動はあるが、行動に移せていない」のみを回答した者の合計

<釧路市の自然として連想するもの>

⑤あなたが「釧路市の自然」として連想するものを教えてください。(自由記述)

自由記述の回答から、キーワードを抽出。キーワード 61 件、合計 255 件の回答があった。

上位10件

順位	キーワード	件数
1	釧路湿原 (「湿原」を含む)	79
2	タンチョウ	26
3	阿寒湖 (「阿寒摩周国立公園」、「阿寒湖畔」、「阿寒」を含む)	15
4	春採湖	12
5	エゾシカ	11
6	海	10
7	動植物 (「野生動物」、「生物」含む)	8
8	キタキツネ	6
8	霧 (「海霧」含む)	6
8	マリモ	6

- 「釧路湿原」と「タンチョウ」が圧倒的に多かった。
- 表にない場所としては、「春採湖」が多く、「釧路川」、「音別の湿原」、「武佐の森」、「釧路港」、「柳町公園」、「茅野公園」の身近にふれあえる自然が挙げられていた。
- 表にない野生動物としては、「キタサンショウウオ」、「フクロウ」、「オジロワシ」、「猛禽類」などの希少な野生動物の他、「ヒグマ」や「シマエナガ」などの身近な野生動物も挙げられていた。
- 表にない植物としては、「ヤチボウス」、「フキ」が複数の回答があった。
- 「冷涼な気候」、「夕日」も複数回答があった。

<特に生物多様性保全に取り組んでいくべき場所>

⑥あなたが考える特に生物多様性保全に取り組んでいくべき場所を、その理由とともに教えて下さい。(自由記述)

【場所】自由記述の回答から、場所のキーワードを抽出。
キーワード 19 件、合計 96 件の回答があった。

上位3件

順位	キーワード	件数
1	釧路湿原 (湿原、釧路湿原国立公園、釧路湿原周辺、釧路湿原国立公園周辺を含む)	51
2	春採湖	12
3	阿寒湖 (阿寒摩周国立公園、阿寒、阿寒町を含む)	4
4	身近にある自然 (住んでいる地域を含む)	4

- 「釧路湿原」が圧倒的に多かった。
- 市民が自然のふれあいの場として親しんでいる「春採湖」も多かった。
- 「身近にある自然」として、「武佐の森」、「キナシベツ湿原」、「パシクル沼」が挙がっていた。

【理由】

釧路湿原	・希少な生物が生息している ・手つかずの自然を後世に引き継いでいく ・釧路市の唯一の観光資源 ・太陽光発電を設置しない ・現状や保全策を検討するために自然環境調査が必要
春採湖	・市民の憩いの場 ・多くの植物や木々が身近に見られる ・市民参加の活動のやりやすさ

- ・「釧路湿原」に「太陽光発電施設を設置しない」という回答が多かった。
- ・「市民がより生物多様性について知るべき」という回答も複数あった。

<特に生物多様性保全を進めていく必要がある動物や植物>

⑦釧路市の生物多様性を保全していくために、あなたが考える保護の取組を進めていく必要がある動物や植物を教えてください。

【動物・植物】自由記述の回答から、キーワードを抽出。

キーワード 56 件、合計 167 件の回答があった。

上位3件

順位	キーワード	件数
1	タンチョウ	46
2	キタサンショウウオ	17
3	猛禽類	6
3	オジロワシ	6

- ・「タンチョウ」が圧倒的に多かった。
- ・「猛禽類」は種名(「オジロワシ」、オオワシ、シマフクロウなど)の回答も含めると 27 件。
- ・湿原の植物の回答も複数あり、湿原の植物の合計は 14 件。
- ・釧路湿原に生息生育する動植物種の回答が多かった。

【理由】

- ・湿原だから生息しているため
- ・タンチョウは農産物を荒らす害鳥。生息地を奪えば被害は拡大する
- ・天然記念物についての保護は取り組む必要があると思う
- ・タンチョウは釧路圏内の財産
- ・タンチョウのような目立つ生物ではなく、スポットライトが当たらない生物の保全がいいと思う
- ・シマエナガ等の住民が興味を持てるシンボルの存在があるとわかりやすい
- ・湿原の生物全て

出典資料

- ¹ 環境省「昆明・モントリオール生物多様性枠組～ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標～(2023 年 3 月)」
- ² 環境省「生物多様性国家戦略2023－2030～ネイチャーポジティブ実現に向けたロードマップ～」
- ³ 環境省ホームページ「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律について(令和6年4月)」 <https://www.env.go.jp/content/000253465.pdf> (参照 2026-04-01)
- ⁴ 環境省ホームページ「30by30」 <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/> (参照 2026-04-01)
- ⁵ 環境省ホームページ「ecojin 2023.07.19」 <https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/oecmsites/20230719.html> (参照 2026-04-01)
- ⁶ 環境省「いのちはつながっている 生物多様性を考えよう(2012 年改訂版)」
- ⁷ 環境省「価値ある自然 生態系と多様性の経済学:TEEB の紹介(平成 24 年3月)」
- ⁸ 環境省「令和 6 年度環境・循環型社会・生物多様性白書」
- ⁹ 釧路湿原自然再生協議会運営事務局「釧路湿原自然再生全体構想～未来の子どもたちのために～(2015 年3月)」
- ¹⁰ 環境省ホームページ「ネイチャーポジティブポータル」 <https://policies.env.go.jp/nature/nature-positive/> (参照 2026-04-01)
- ¹¹ 環境省生物多様性センターホームページ「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)の基礎情報」 <https://www.biodic.go.jp/Eco-DRR/index.html> (参照 2026-04-01)
- ¹² 環境省ホームページ「国立公園に、行ってみよう！ 阿寒摩周国立公園のストーリー」 <https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/list/akan-mashu/feature/story/> (参照 2026-04-01)
- ¹³ 気象庁ホームページ「《コラム》北海道太平洋側の霧」 https://www.data.jma.go.jp/cpd/j_climate/hokkaido/column_fog.html (参照 2026-04-01)
- ¹⁴ 環境省釧路湿原自然再生プロジェクトホームページ「湿原データセンター」 <https://kushirodata-center.env.go.jp/index.html> (参照 2026-04-01)
- ¹⁵ 環境省ホームページ「日本の国立公園」 <https://www.env.go.jp/park/about/index.html> (参照 2026-04-01)
- ¹⁶ 環境省ホームページ「鳥獣保護区制度の概要」 <https://www.env.go.jp/nature/choju/area/area1.html> (参照 2026-04-01)
- ¹⁷ 北海道「鳥獣保護区等位置図(別冊編)」
- ¹⁸ 環境省「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ East Asian-Australasian Flyway Partnership2023」
- ¹⁹ 環境省生物多様性センターホームページ「いきものログ」 <https://ikilog.biodic.go.jp/Rdb> (参照 2026-04-01)
- ²⁰ IUCN Red List <https://www.iucnredlist.org/ja> (参照 2026-04-01)

- ²¹ 外務省ホームページ「渡り鳥及び絶滅のおそれのある鳥類並びにその環境の保護に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の付表の改正に関する交換公文」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H28-004.pdf>（参照 2026-04-01）
- ²² 環境アセスメントデータベース <https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>
- ²³ 環境省ホームページ「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」https://www.env.go.jp/nature/important_wetland/（参照 2026-04-01）
- ²⁴ KBA <https://kba.conservation.or.jp/index.html>
- ²⁵ 北海道庁ホームページ「北海道の希少生物北海道レッドデータブック」<http://rdb.pref.hokkaido.lg.jp/index.html>
- ²⁶ 林野庁ホームページ「森林の有する多面的機能について」<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tamenteki/>（参照 2026-04-01）
- ²⁷ 気候変動適応情報プラットフォーム「成果報告 1-6 気温上昇や降水量の変化等による釧路湿原の水環境・生態系への影響に関する調査」<https://adaptation-platform.nies.go.jp/moej/cons/o/report/1-6.html>（2026-04-01）
- ²⁸ 総合地球環境学研究所 Eco-DRR プロジェクト(2023)「J-ADRES 自然の恵みと災いからとらえる土地利用総合評価」<https://j-adres.chikyu.ac.jp/about/>（参照 2026-04-01）
- ²⁹ 環境省「生態系を活用した気候変動適応策(EbA)計画と実施の手引き(2022 年 6 月)」
- ³⁰ 釧路地方総合開発促進期成会釧路湿原対策特別委員会「釧路湿原の将来一開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見－(昭和48年3月)」
- ³¹ 環境省「釧路湿原国立公園 不毛の大地が世界の宝へ 国立公園ものがたり(2025 年 3 月)」
- ³² 釧路国際ウェットランドセンター「年表「釧路湿原のあゆみ」」<https://www.kiwc.net/wetlands/chronology.html>（参照 2026-04-01）
- ³³ 外務省ホームページ「ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約: The Convention on Wetlands of International Importance especially as Water fowl Habitat)」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/rmsl.html>（参照 2026-04-01）
- ³⁴ 環境省釧路自然環境事務所「令和6年度におけるシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ及びオオワシの傷病個体収容結果について」https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/press_00177.html（参照 2026-04-01）
- ³⁵ 北海道「エゾシカとの交通事故防止について」https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/est/ht/traffic_accident.html（参照 2026-04-01）
- ³⁶ JR 北海道「花咲線における野生動物との衝突事故を防ぐ取り組みについて」https://www.jrhokkaido.co.jp/CM/Info/press/pdf/20250530_KU_hanasakiyasei.pdf（参照 2026-04-01）
- ³⁷ 釧路国際ウェットランドセンター「環境治療先進都市釧路(2025 年3月)」
- ³⁸ 北海道庁ホームページ「北海道の外来種リスト(ブルーリスト)」https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/bluelist/bluelist_top.html

- 39 一般財団法人前田一歩園財団パンフレット
- 40 生物多様性「見える化」マップ <https://www.biodiversitymap.env.go.jp/>
- 41 環境省ホームページ「BLUE CARBON」 <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/blue-carbon-jp/about.html> (参照 2026-04-01)
- 42 BLUE CARBON.jpホームページ <https://bluecarbon.jp/initiatives/002251.html> (参照 2026-04-01)
- 43 環境省ホームページ「ラムサール条約湿地自治体認証制度」に基づく募集開始について https://www.env.go.jp/press/press_02003.html (参照 2026-04-01)
- 44 株式会社 JEPLAN ホームページ <https://bringbottle.jeplan.co.jp/kushiro> (参照 2026-04-01)
- 45 環境省ホームページ「環境ラベル等データベース」 <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/seido.html> (参照 2026-04-01)
- 46 環境省ホームページ「自然再生推進法」 <https://www.env.go.jp/nature/saisei/law-saisei/> (参照 2026-04-01)
- 47 公益財団法人日本野鳥の会ホームページ「重要野鳥生息地(IBA、Important Bird and Biodiversity Areas)の保全」 <https://www.wbsj.org/activity/conservation/habitat-conservation/iba/> (参照 2026-04-01)
- 48 日本昆虫学会自然保護委員会「昆虫類の多様性保護のための重要地域第2集(2000年12月)」 <https://entsoc.jp/downloads/pdf/%E6%98%86%E8%99%AB%E9%A1%9E%E3%81%AE%E5%A4%9A%E6%A7%98%E6%80%A7%E4%BF%9D%E8%AD%B72.pdf> (参照 2026-04-01)
- 49 環境省釧路自然環境事務所「シマフクロウ HP を公開しました」 https://hokkaido.env.go.jp/kushiro/press_00172.html (参照 2026-04-01)

写真提供

- 釧路阿寒観光公式サイト SUPER FANTASTIC ホームページ「写真ライブラリー」 <https://ja.kushiro-lakeakan.com/photolibrary/>
- 高橋 進 (公益財団法人日本鳥類保護連盟釧路支部/塘路湖エコミュージアムセンター指導員)
- 北海道環境局釧路自然環境事務所
- 北海道電力ネットワーク株式会社
- 国土交通省北海道開発局釧路開発建設部

※敬称略

釧路市生物多様性地域戦略

2026 年（令和 8 年）〇月

編集・発行 釧路市市民環境部環境保全課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4594

FAX 0154-23-4651

e-mail ka-shizenhogo@city.kushiro.lg.jp

ホームページ <https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kankyoku/1017936.html>